



2023年5月31日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松本 大輔
(コード：9263 東証スタンダード市場)
問合せ先
役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰
電 話 03-6453-6644 (代表)

第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、2023年3月7日付「第三者委員会の設置及び2023年4月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社から独立した中立・公正な外部専門家のみで構成された第三者委員会を設置し、調査を実施致しました。

本日、第三者委員会より、調査の結果判明した事実関係及び問題点の指摘、再発防止のための提言を目的とする調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、この度のような事態を招いたことを真摯に受け止め、改めて深くお詫び申し上げますとともに、第三者委員会の調査結果及び提言について、十分に分析・検討の上、その内容を経営に反映し、再発防止策等を検討してまいります。また、分析・検討の結果、公表すべき事項がある場合には、適時適切に開示いたします。

当社は、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまからの信頼回復に向け、全社を挙げて全力を尽くしてまいりますので、引き続き、ご支援を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 調査結果

第三者委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書（公表版）」をご覧ください。

なお、調査報告書（公表版）につきましては、プライバシー及び機密情報保護等の観点から部分的な非開示措置を施しております。

2. 今後の対応について

当社は、2023年3月17日付「2023年4月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2023年4月期第3四半期報告書の提出期限を2023年6月1日とする旨の承認をいただいております。

しかしながら、当社は本日第三者委員会より調査報告書を受領しており、その内容を十分に分析・検討したうえで、2023年4月期第3四半期決算短信及び2023年4月期第3四半期報告書に反映する必要があることから、提出期限の2023年6月1日までに2023年4月期第3四半期報告書を提出することが本日現在困難となりました。そのため、延長承認後の提出期限（2023年6月1日）の経過後8営業日以内（2023年6月13日まで）に当該第3四半期報告書を提出する予定です。

詳細につきましては、本日付にて公表の「2023年4月期第3四半期報告書提出遅延並びに当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」を参照ください。

当社は、今回の第三者委員会の調査結果を重く受け止め、早期に再発防止策を策定のうえ実行に移してまいります。

なお、具体的な再発防止策につきましては、概要がまとまり次第、速やかに公表いたします。

以上

調査報告書

2023年5月31日

2023年5月31日

株式会社ビジョナリーホールディングス 取締役会御中

株式会社ビジョナリーホールディングス 第三者委員会(以下「当委員会」)は、2023年3月7日付の貴社の取締役会決議に基づき、貴社から委嘱を受けて実施した調査(以下「本調査」)について、以下のとおり報告する。

なお、本調査は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(2010年7月15日制定、同年12月17日改訂)、日本公認会計士協会「不正調査ガイドライン」(平成25年9月4日、経営研究調査会研究報告第51号)を参考にして実施している。

株式会社ビジョナリーホールディングス 第三者委員会

委員長： 弁護士 六川 浩 明

委員： 弁護士 徳永 博 久

委員： 公認会計士 松澤 公 貴

目次

略語一覧	ii
第1章 本調査の概要	1
第1 当委員会の設定に係る経緯	1
第2 本調査の体制	7
第3 本調査に係る調査実施期間	8
第4 本調査に係る調査手法	10
第5 本調査の前提事項又は留保事項	14
第2章 VH 社グループの概要	16
第1 概要	16
第2 コーポレートガバナンスの状況	18
第3章 本調査で認められた不適切な事象	21
第1 業務受託者の存在	21
第2 コンタクト定期便配送業務等における取引 (H2 社等)	22
第3 人員派遣等に関する取引 (H4 社)	29
第4 店舗の閉店等における取引 (H3 社、H12 社、H5 社)	35
第5 ガバナンス機能の弱体化	42
第6 不適切な経費支出等	45
第4章 類似事案の調査	50
第1 取引先との共謀の可能性	50
第2 店舗閉鎖の意思決定	50
第3 立替経費等の申請	52
第5章 不適切な事象による影響	54
第1 連結要否の検討状況	54
第2 関連当事者取引の開示の状況	68
第3 小括	68
第6章 発生原因と再発防止策の提言	70
第1 ガバナンス体制の再構築	70
第2 コンプライアンス意識の醸成	70
第3 不祥事の早期発見策など	70
第7章 終わりに	72
第1 賞罰委員会の開催	72
第2 通報者保護の徹底	72
第3 内部監査室の設置	72
第4 コンプライアンス委員会の開催	72
第5 人事評価制度	73
第6 最後に	73
別紙1 連結の範囲	74
別紙2 関連当事者	75

略語一覧

VH 社関連法人等

略語	正式名称又は内容	略語	正式名称又は内容		
VH 社グループ関係の法人 ※VH 社を親会社とする企業集団を総称して「VH 社グループ」と呼称する。					
VH 社	株式会社ビジョナリーホールディングス	関西 EP 社	株式会社関西アイケアプラットフォーム		
VHR 社	株式会社 VHリテールサービス	陸奥 EP 社	株式会社みちのくアイケアプラットフォーム設立。		
MS 社	株式会社メガネスーパー	SM 社	株式会社シミズメガネ		
EHL 社	株式会社 Enhanlabo	PSZ 社	PSZ 株式会社		
MH 社	株式会社メガネハウス	OM 社	株式会社大塚メガネ		
SA 社	株式会社 SENSEAID	EV 社	エバン合同会社		
SS 社	株式会社 VH シェアードサービス	PTT 社	有限会社 P&T トレーディング		
VN 社	株式会社 VISIONIZE	健康社	目の健康株式会社		
VW 社	株式会社 VisionWedge				
その他の法人					
■	■	C1 社	■	■	C4 社
■	■	C2 社	■	■	C5 社
■	■	C3 社			

「星組関係会社」

- 「星組関係会社」は、あくまで当委員会が調査対象とした「H2 社、H3 社、H4 社、H5 社、H1 社、H6 社、H7 社、H8 社、H9-1 社、H10-1 社、H11 社、H12 社、H14 社、H15 社、H16 社、H17 社、H18 社、H19 社、H20 社、H21 社、H22 社、H23 社、H13 社、H24 社、H25 社」の 25 社であり、h1 氏と緊密な関係にないと推定される「星組関係会社」は、比較的本調査に協力的であり、直接対話ができる状態であった。そのため、「星組関係会社」の全てが h1 氏と緊密な関係にあるわけではない。

略語	正式名称又は内容	表記	略語	正式名称又は内容	表記
■	■	H1 社	■	■	H13 社
■	■	H2 社	■	■	H14 社
■	■	H3 社	■	■	H15 社
■	■	H4 社	■	■	H16 社
■	■	H5 社	■	■	H17 社
■	■	H6 社	■	■	H18 社
■	■	H7 社	■	■	H19 社
■	■	H8 社	■	■	H20 社
■	■	H9-1 社	■	■	H21 社
■	■	H9-2 社	■	■	H22 社
■	■	H10-1 社	■	■	H23 社
■	■	H10-2 社	■	■	H24 社
■	■	H11 社	■	■	H25 社
■	■	H12 社			

「星組経営会議メンバー」

- 「星組経営会議メンバー」は、h1 氏、h2 氏、h3 氏、H4 社 q2 氏、H2 社 q3 氏、H9-1 社の q1 氏、q5 氏及び q4 氏並びに q18 氏であり、「星組経営会議」なる LINE グループを設定し、グループの運営について日常的に緊密に検討していることを示す情報が検出されている。また、経営会議議事録なる書類も月に数回のペースで作成されている。

人名

略語	正式名称又は内容	表記	略語	正式名称又は内容	表記
人名 ※正式名称又は内容に記載されている会社名は代表的な会社のみを記載している。					
■■■■	VH 社前代表取締役	h1 氏	■■■■	■■■■	q1 氏
■■■■	VH 社前取締役	h2 氏	■■■■	■■■■	q2 氏
■■■■	VH 社前執行役員	h3 氏	■■■■	■■■■	q3 氏
■■■■	VH 社前執行役員	h4 氏	■■■■	■■■■	q4 氏
■■■■	VH 社取締役	h5 氏	■■■■	■■■■	q5 氏
■■■■	VH 社取締役	h6 氏	■■■■	■■■■	q6 氏
■■■■	VH 社取締役	h7 氏	■■■■	■■■■	q7 氏
■■■■	VN 社前代表取締役	h8 氏	■■■■	■■■■	q8 氏
■■■■	VH 社執行役員	h9 氏	■■■■	■■■■	q9 氏
■■■■	VH 社執行役員	h10 氏	■■■■	■■■■	q10 氏
■■■■	VH 社執行役員	h11 氏	■■■■	■■■■	q11 氏
■■■■	VH 社執行役員	h12 氏	■■■■	■■■■	q12 氏
■■■■	VN 社取締役	h13 氏	■■■■	■■■■	q13 氏
■■■■	取締役常勤監査等委員	h14 氏	■■■■	■■■■	q14 氏
			■■■■	■■■■	q15 氏
			■■■■	■■■■	q16 氏
			■■■■	■■■■	q17 氏
			■■■■	■■■■	q18 氏

拠点

略語	正式名称又は内容	表記
■■■■	■■■■	拠点 A
■■■■	■■■■	拠点 B
■■■■	■■■■	拠点 C
■■■■	■■■■	拠点 D

第1章 本調査の概要

第1 当委員会の設置に係る経緯

1. 通報内容

2022年12月19日にVH社の会計監査人であるPwCあまた有限責任監査法人(以下「PwC」)の監査ホットラインに対して匿名で通報(以下「本件通報」)がなされた。本件通報の内容は、主として、VH社グループの業務委託先であるH4社及びH2社との間の取引の適切性に関する疑義並びにh1氏らの経費私的流用の疑義に関するものであり、その要旨は以下のとおり(以下、総称して「本件事案」)である。なお、本件通報の特異性として、2022年7月1日から同年8月20日までの間のh1氏の移動、飲食、宿泊等に関する行動記録及びその根拠としての多数の写真(調査会社による行動調査と推測される)が添付されていた点があげられる。

- VH社グループの業務委託先であるH4社のq2氏とh1氏とは同居しているなど懇意な関係にあり、H4社は実質的に当社の関連当事者に該当するほか、H4社に対して不当な利益供与(具体的な指摘はなし)がされている可能性がある。
- VH社グループの業務委託先であるH2社のq3氏はh1氏と交友関係にあるほか、H2社に所属するq4氏とh1氏は懇意な関係にあり、H2社は実質的に当社の関連当事者に該当するほか、H2社に対して不当な利益供与(具体的な指摘なし)がされている可能性がある。
- h1氏は、新幹線チケットの払い戻しを多数回行い、タクシー移動が多く、カラ出張等の不正な経費精算により会社経費の私的流用を行っている可能性が高い(なお、事前調査の段階ではVH社経費の私的流用の根拠は検出されておらず、VH社ではなく「星組関係会社」に計上した経費の可能性もある)。
- VH社グループにおいてはh1氏に権力が集中しており、h1氏らにより不正行為等の隠ぺいが行われる可能性が高い(具体的な指摘なし)。

2. 事前調査の必要性の検討

本件通報を受けたPwCから本件通報当時のVH社社外取締役(松本氏、伊串氏、富山氏、加藤氏及び原口氏)に対して、VH社代表取締役に関する通報であることに鑑みて社外取締役がリードして利害関係のない弁護士等に調査を依頼して事実関係を調査して欲しい旨依頼がなされた。

上記社外取締役5名は、外部専門家として森・濱田松本法律事務所及び松澤総合会計事務所(以下「外部専門家」)に相談を開始するとともに、社外取締役として当時入手可能な(又は入手していた)VH社の総勘定元帳等の一部の会計データ等を検討したところ、通報内容の真偽は不明であるものの、H4社に対する業務委託料、H2社に対する業務委託料はVH社全体の業務委託料と比較しても金額的には大きく、また、h1氏の経費利用には本件通報の内容を真実と仮定した場合に矛盾しないものもあることから、本件通報が根拠のないものとは言えず、事前調査をする必要があると判断した。

3. 事前調査委員会

2023年1月10日開催の監査等委員会において、監査等委員会として調査を開始する旨、調査は上記の外部専門家に支援を受ける旨、並びに、原口氏及び加藤氏(いずれも社外取締役監査等委員)を選定監査等委員

とする旨を決議した。監査等委員会は、同日 13 時開催の VH 社取締役会において、監査等委員会の決議内容を報告するとともに、本件通報内容の説明、h1 氏並びに本件通報において名前を挙げられていた VH 社取締役 (h2 氏)・執行役員 (h3 氏及び h4 氏) 及び VH 社内の役職等に基づき関係している可能性がある役員等を中心に VH 社貸与 PC 等の提出及び私物スマートフォンの任意提出を求め、提出を受けた機器について保全を実施した。なお、事前調査の調査体制は下記のとおりであり、毎週会議を開催し、調査進捗の共有をするとともに、討議を行った(以下「事前調査委員会」)。

調査委員	加藤氏(取締役監査等委員)
調査委員	原口氏(取締役監査等委員)
外部専門家	森・濱田松本法律事務所
外部専門家	松澤総合会計事務所
事務局	角田氏(取締役常勤監査等委員)
オブザーバー	松本氏(社外取締役)
	伊串氏(社外取締役)
	富山氏(社外取締役)

4. 事前調査の調査手法

事前調査では、2023 年 1 月 10 日以降、デジタルフォレンジック(以下「DF」)調査を進めると共に、事務局である角田氏を通じて、QA シートによる質問・資料徴求を行い、また、関係者に対してインタビュー等を行っている。

(1) DF 調査

事案の内容に鑑みて、私物スマートフォンの DF 調査を優先して情報を分析した。また、VH 社では業務上も含め LINE でのコミュニケーション(以下「LINE データ」)が多いことに鑑み、当該データに注力して分析を行っている。なお、スマートフォンは、データ容量が非常に大きいこと及び技術的理由(保全したデータに対し、データ抽出・解析をかけたところ、高スペックのワークステーションのメモリ容量でもエクスポート時にプログラムが落ちるなどの障害が発生し、また、個別の端末から抽出された LINE データに 30 万件以上のレコードがあり、通常の Excel 等では処理に数日を要する事が分かり、別途プログラムを作成し、10 万件ずつのデータで区切るなどの工夫が必要となった。さらに、データレビュー以降も、通常のメールレビューやドキュメントデータレビューの様にレビュープラットフォームを用いた効率化策が通用せず、LINE データのチャットグループに分けた個別の対応が必要となった)により、解析に非常に時間を要した。なお、保全した PC 等は後記「第 4 本調査に係る調査手法 2. DF 調査」に記載のとおりである。

(2) 関係者に対するインタビュー

事前調査におけるインタビュー対象者は、VH 社グループ役員・執行役員 10 名(後に辞任した者を含む)、従業員 5 名、元従業員 1 名 VH 社グループ外の「星組経営会議メンバー」1 名について、対面又はオンラインにてインタビューを実施した。インタビュー等の実施にかかる総時間は、約 25 時間である。これ以外にも VH 社の一部の従業員に対して、VH 社における内部統制の状況や会計処理の方法や認識等を適宜確認するためのインタビューを相当回数にわたり実施している。

なお、事前調査の段階では、対内的に非公表で調査をしているため、インタビュー対象者は限定的であり、VH社従業員に広く事情を確認するための調査手続は実施できなかった。

- h1氏自身及び「星組経営会議メンバー」と関係が薄いと推測される者は事前調査委員会のインタビューに応じている。
- その他のインタビュー対象者は、取引先からの請求書内容の事前把握等の初期的なインタビューには応じていたが、調査が進み、個人を対象にしたインタビューの段階になると、虚偽の回答が増え、精神面を含む健康上の理由、弁護士への相談等を理由に、又は何の反応もなく、インタビューに応じない者が多くなった。

(3) 関係書類の査閲・検証

当委員会は、本件通報内容の真偽を調査するため、DF調査により保全したデータに加えて、以下の資料を確認・精査した。なお、本報告書では、資料の詳細についての記載は割愛する。

- 本事案に関する経理資料(決算報告書、会計帳簿、仕訳データなど)
- 本事案に関する経理資料に係る証憑(契約書、請求書、領収書など)
- 各種会議体議事録及び関連資料
- その他関連する資料

(4) 「関連当事者取引の質問書」の回答内容の正確性の確認

本件通報内容の真偽を検証するために、VH社グループの役員及び執行役員等に対して2021年4月期及び2022年4月期に回答している「関連当事者取引の質問書」の回答内容の正確性の確認を依頼した。

5. 事前調査にて判明した事項の要約

(1) 「星組」と称するグループにおける活動

h1氏、h2氏、h3氏、H4社q2氏、H2社q3氏、H9-1社のq1氏、q5氏及びq4氏並びにq18氏は、「星組」と称するグループを形成しており、「星組経営会議」なるLINEグループを設定し、グループの運営について日常的に緊密に検討していることを示す情報が検出されている。また、経営会議議事録なる書類も月に数回のペースで作成されている。

星組では、「星組経営会議メンバー」及びその他の関係者が代表者等となっている複数の会社(以下、総称して「星組関係会社」)により、VH社から得た資金などを飲食事業・コールセンター事業・人材派遣事業・眼鏡事業(VH社と競合)など複数の事業を営んでいる(今後営む予定と推測できるものも含む)ことを示す情報が多数検出されている。なお、「星組関係会社」のうち、特に「星組経営会議メンバー」等が代表を務める会社は、社名、代表者、事業内容及び本社住所などを頻繁に変更している(既にVH社と取引している会社に近似する社名を付す場合もある)ことが伺え、登記されている役員以外は、正確にはどこの会社に所属しているかは判明していない。

「星組関係会社」としてコミュニケーションに出てくるのは、H4社、H2社、H9-1社、H10-1社、H3社、H5社、H12社など20社以上にも及んでいる。星組の諸活動については、全体的にh1氏が統率し、他者がその指示に従っていることを示す情報が多数検出されている。また、h1氏が、q2氏及びq5氏に対して自身の星組における

経費の利用状況等を確認し、「星組関係会社」のキャッシュフローや損益状況を確認していることを示す情報が多数検出されている。

「星組経営会議メンバー」の中には、VH社の従業員として雇用されていた事実はなく、自身が代表を務める「星組関係会社」と業務委託関係にあり、執行役員として活動している者もいた。なお、社外取締役及び監査等委員は、業務委託関係にある人員がVH社の執行役員として、業務を行っていた事実を知らされておらず(VH社の従業員だと認識していた)、有価証券報告書にも従業員のように記載がなされていた。詳細は、後記「第3章 第1 業務受託者の存在」を参照。

(2) 調査に対する不適切な説明

上記「4. (4) 「関連当事者取引の質問書」の回答内容の正確性の確認」に記載のとおり、事前調査では役員及び執行役員等に対して2021年4月期及び2022年4月期に回答した「関連当事者取引の質問書」の回答内容の正確性の確認を依頼している。h1氏は「変更する事項はない」などと、虚偽の回答を繰り返したが、事前調査委員会は、関連当事者を把握している旨を伝えたところ、h1氏は「関連当事者取引の質問書」を変更して提出した(星組関係会社であるH19社、H18社などを記載)。事前調査委員会は、記載事項の正確性を検証するために登記情報を取得し、h1氏に変更して提出した「関連当事者取引の質問書」の内容と突合したところ、設立日につき虚偽記載を行っている事実が判明した(2022年5月以降と記載)。なお、事前調査委員会がh1氏に対して、登記情報と異なる旨を伝えた上で修正を促すと、h1氏はようやく虚偽記載を認めた。

h1氏は、本件通報にあるようにタクシー移動が多く、VH社の経費精算では多くは「臨店」と記載して提出されている。h1氏及びh4氏によれば、h1氏の日程を把握している者はおらず、VH社の店舗を臨店する場合でも、接客対応していることが多いのを理由に店舗の従業員に声をかけずに帰ることも多数あるとのことである。また、臨店はVH社への店舗のみならず、市場リサーチ、競合リサーチなどで使用した場合も記載していると説明を受けた。事前調査委員会は、本件通報に写真が添付されていたことを根拠に、飲み会帰りのタクシー代や、スポーツジムの往復などは、この「臨店」の定義に含まれないかと質問したところ、単純にスポーツジムへ通った場合以外は、臨店に含まれる(VH社の経費と計上した)ことを認めている。ただし、本件通報に記載があるようなVH社経費の私的流用(新幹線チケットの払い戻し、カラ出張等)の根拠は検出されていない。下記「5. (4) 領収書の振り分け」に記載するとおり、VH社ではなく「星組関係会社」に計上した経費の可能性が高い。

(3) 星組の活動拠点

「星組経営会議メンバー」は、拠点A(駐車場を含む)の2階から4階までの複数の部屋を賃借又は借り増しを検討しており(契約関係は不明)、相当の頻度で会合を開催し、宿泊や居住をしていることを示す情報が検出されている。また、「星組経営会議メンバー」は、H2社やH9-1社の拠点である拠点Bについても、拠点A同様に星組の拠点としていることを示す情報が検出されている。さらに、「星組経営会議メンバー」は、都内に所在し、「星組関係会社」が経営していると推定されるレストラン拠点Cに、頻繁に出入りしていることを示す情報が検出されている(2022年7月には新店舗が開店)。

例えば、h1氏を含む2022年頃のコミュニケーションの中には、以下のようなものがある。

- H9-1社の税務署対策のために拠点Aにテーブルを搬入する旨の報告
- 拠点A、拠点Bの一部家賃をVH社に負担させる旨の指示
- 浮いた(一部家賃をVH社に負担させることにより支出を免れた)資金を、拠点Cの新店舗(2022年7月開

店)や更なる店舗展開の資金に流用する議論

- 2023年7月の段階で対応を考えるのではなく、早期に追加貸貸などを検討する議論 など

(4) 領収書の振り分け

「星組経営会議メンバー」は、一部の「星組関係会社」における税負担を免れるために、経費使用実態と異なる領収書を収集し、「星組関係会社」の各社間に振り分けていたことを示す情報が多数検出されている。また、過去にH9-1社に税務調査が実施された事実を示す情報が検出されている。

例えば、h1氏を含む2022年頃のコミュニケーションの中には、以下のようなものがある。

- H2社について「3月利益3200万 領収書の収集強化する」との記載
- H2社、H10-1社、H9-1社、H11社、H14社、H20社、H21社、H6社の各社について、就業人員、所轄税務署、利益状況、各社間での利益の移動、使える領収書等の振り分けなどを検討
- 「私の部屋の領収書の山は このままで良いのですかね。。。 」との記載
- 「本日H9-1社決算最終日ですが、まだまだ1千万以上の税金を納めなくてははいけません。自分のノルマを行っているからと安心せず、領収書量産を最後までお願いしますね。」との記載 など

(5) H4社・H2社との取引関係

H4社に対しては、h1氏の関与の下で、過大な業務委託料を支払っていたことが懸念される情報、及び「星組関係会社」が有利になるように業務委託契約を再締結する情報が検出されている。詳細は、「第3章」に記載する。

(6) H3社・H5社との取引関係

VH社グループの閉鎖店舗(永福町店・千歳船橋店)について、VH社元従業員(2022年9月30日付退職)であるq8氏が代表取締役となっているH3社が当該閉鎖店舗において眼鏡店を運営している。また、VH社元従業員(2022年9月30日付退職)であるq9氏が代表取締役となっているH5社とVH社等との間で業務委託契約が締結されており、H3社q8氏、H5社q9氏らVH社元従業員がH5社を通じて派遣という形で退職後も引き続きVH社の店舗運営等に関与していた。q8氏及びq9氏は退職後もVH社の会議にも引き続き出席しており、多くの従業員は両者が退職している事実を認識していなかった。

さらに、h1氏は、H3社・H5社に移籍又は将来移籍させるVH社従業員の勧誘等において中心的な役割を果たしていることを示す情報が検出され、H3社による眼鏡店開店のための資金手当て(H12社への出資)においても中心的な役割を果たしていることを示す情報が検出されている。詳細は、「第3章」に記載する。

6. 事前調査にて判明した事項の影響

(1) 財務報告への影響

事前調査により判明した事項を踏まえ、事前調査委員会内及びPwCとも複数回協議した結果、連結会計基

準^{注1}に照らして、「星組関係会社」の一部又は全部が VH 社の連結子会社に該当する可能性が高い。そのため、VH 社の連結範囲の適切性等及び VH 社の財務報告に対する影響の有無を確定する必要がある。また、VH 社グループと「星組関係会社」との間の取引の有無を把握し、関連当事者取引としての開示を要しないかも検討する必要がある。各基準の抜粋は、後記「別紙 1」及び「別紙 2」に記載している。

(2) 「星組経営会議メンバー」等の行為の法的懸念点

事前調査により判明した事項を踏まえると、現時点において、法的観点からは、「星組経営会議メンバー」等及び「星組関係会社」については、主として、以下のような疑義が生じており、さらに調査を深堀する必要がある。なお、事前調査の段階では、VH 社における具体的な損害の有無・程度について不確定要素が大きい。

- 取締役としての善管注意義務違反
- 取締役会の承認を経ない自己又は第三者のための利益相反取引
- 取締役会の承認を経ない自己又は第三者のための競業取引
- VH 社との間の契約上の義務違反
- 共同不法行為
- 特別背任罪等の刑事責任 など

(3) 税務上の懸念

事前調査により判明した事項を踏まえると、「星組関係会社」の税務申告には深刻な懸念がある。また、VH 社の業務委託費等について VH 社の損金算入の可否についても懸念があり、VH 社グループの税務問題となる可能性もある。

7. 事前調査の終了と第三者委員会への移行

上記「事前調査にて判明した事項の影響」における VH 社財務報告への影響を検討するため、VH 社グループと直接取引関係のある会社 (H4 社、H2 社、H3 社、H5 社、H1 社、H6 社、H7 社及び H8 社) について会計情報等の提供を求め、また、2023 年 2 月 27 日付で、監査等委員会から、直接の取引関係の有無にかかわらず、「星組関係会社」である可能性がある会社合計 20 社に関する会計情報等の提供を求めている。また、その後、かかる合計 20 社に加えて「星組関係会社」である可能性がある会社として H13 社及び H24 社の存在が判明したことから、追加で当該 2 社に関する会計情報等の提供も求めた。VH 社の連結範囲の適切性等を検証するためには VH 社グループ内に存する情報のみならず、h1 氏と緊密な関係にあると推定される「星組関係会社」の会計情報等の確認が必要であり、h1 氏らに対しては、複数回に亘り会計情報等の提出を要請しているものの、事前調査の段階ではほぼ提出を受けられなかった。

事前調査委員会は、事前調査の結果により、VH 社の業務委託先その他取引先が h1 氏の実質的影響力の下に経営されている、または VH 社取締役・執行役員の一部が出資している会社が存在する可能性、及び VH 社グループの利益に反する可能性のある行為が認識されるに至り、監査等委員において招集された 2023 年 3 月 7 日開催の VH 社取締役会において調査経過の報告と共に公正性が確保されたより広範かつ詳細な調査が

注1 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成 25 年 9 月 13 日、企業会計基準委員会)

必要であると判断し、同日付にて有識者からなる第三者委員会を設置し、同委員会による調査を実施することを決議した。以降、「星組経営会議メンバー」である下記3名のVH社前取締役等は、以下のとおり辞任している。

- 2023年3月7日VH社前代表取締役h1氏辞任(VH社グループ会社の役職も含む。以下同様)
- 2023年3月11日VH社前取締役h2氏辞任(急性ストレスによるうつ状態との申し出により同年3月2日より休職し、以降インタビュー等には応じていない)
- 2023年3月14日VH社前執行役員h3氏辞任(同年2月15日頃から、体調不良と極度の緊張によりインタビューに応じられないとの申し出があり、その後同年3月13日より休職)

第2 本調査の体制

1. 第三者委員会の組成

当委員会は、2023年3月7日開催のVH社取締役会にて設置が決議され、委員3名により構成する。また、当委員会は、補助者を選任し、本調査を補助させた。当委員会の委員長、委員及び補助者は、いずれもVH社グループ各社とは何ら利害関係を有しない。また、事前調査の調査結果を活用しつつ、調査を進めることとした。

(1) 委員長及び委員

委員長 六川 浩明(弁護士/内幸町国際総合法律事務所/元東海大学法科大学院教授)

委員 徳永 博久(弁護士/内幸町国際総合法律事務所/元東京地検検事)

委員 松澤 公貴(公認会計士・公認不正検査士/松澤総合会計事務所)

(2) 補助者

在原 一志(弁護士/内幸町国際総合法律事務所)

公認会計士5名、アシスタント3名(一時的なサポートメンバーを除く)

DF専門家(リーガレックス合同会社、AOSデータ株式会社)

なお、関係者インタビューの日程調整、社内資料の提供の窓口などの事務を行うため、当委員会は、引き続き角田氏を窓口とした。

2. 委嘱された調査事項

当委員会は、事前調査にて判明した本件事案に関する事実関係の更なる調査・類似事象の有無の調査・連結財務諸表等への影響の有無の確認・原因分析、再発防止策の提言・その他調査委員会が必要と認めた事項を調査の目的とする。なお、当委員会への委嘱内容は、下記のとおりである。

- 本件事案に関する事実関係の更なる調査
- 類似事象の有無の調査
- 連結財務諸表等への影響の有無の確認

- 原因分析、再発防止策の提言
- その他調査委員会が必要と認めた事項

3. 当委員会が必要と認めた調査事項

(1) 調査対象期間の一部拡大

本調査開始当初は、事前調査の調査結果を踏まえ、VH社の業務委託先その他取引先(星組関係会社)がVH社のh1氏の実質的影響力の下に経営されている、またはVH社取締役・執行役員の一部が出資している会社が存在する可能性、及びVH社グループの利益に反する可能性のある行為等が認識された期間は、LINEデータ等や「星組関係会社」のうち直接取引がある会社への支払い額の推移等を総合的に勘案すると、2021年4月期頃からと判断していた。これは、C1社が株主になった翌事業年度以降からであり、LINEデータには、h1氏から配偶者に対する「C1社からのプレッシャーで恐らく俺が、来年解任されるので」との会話があることから、h1氏は次期定時株主総会において自ら再任されないと考えていたことが伺われ、その後の自己保身のために当該行為を行ったという動機とも整合性を有している。しかしながら、本調査を進めていく過程において、「星組経営会議メンバー」等及び一部の「星組関係会社」の繋がりにはh1氏がC5社の代表を務めていた時代からということが判明し、当該事実を確認するために一部の取引につき2013年頃からの調査が必要となった。その結果、本調査では、一部の取引は、h1氏のMS社取締役(現VHR社)就任時である2014年4月期まで遡って調査を実施している。

(2) 調査対象とすべき行為主体の拡大

当委員会としては、組織的関与の有無を確認する必要があると考え、調査の対象となる行為について、h1氏及び星組関係者の行為のみを対象とするのではなく、本件事案について関与した可能性がある者の有無の検討を行い、関与の可能性がある者がいる場合には、VH社グループの在職の有無や所属の有無にかかわらず、その者の行為を含めて調査の対象とした。

(3) 類似事案の調査

企業等が株主等のステークホルダーに対して説明責任を果たすという当委員会の設置目的の観点から、当委員会としては、本件事案のみならず、本件事案に類似する事案(以下「類似事案」)の有無等を検討する必要があると考え、調査の対象を本件事案に限定することなく、当初の調査対象期間内における類似事案についても調査を実施することとした。詳細は、「第4章」に記載する。

第3 本調査に係る調査実施期間

1. 調査実施期間

本調査の期間は、当委員会が設置された2023年3月7日から2023年5月31日までである。当委員会は、本調査実施期間において会議を開催し、当委員会のメンバー間で本調査の方針等について協議するなどした。

また、本調査においては、h1氏と緊密な関係にあると推定される「星組関係会社」の会計情報等の入手が必要であるため、VH社(代理人弁護士を含む)及びPwCの連携が不可欠と判断し、当委員会を含め三者会議を開催し、調査状況の共有や今後の戦略について協議するなどした。なお、正式な会議の開催日以外にも、「星組関係会社」の会計情報等の入手のために適宜連携を行った。

当委員会会議 開催日	三者会議 開催日
2023年3月7日	2023年3月7日
2023年3月9日	-
2023年3月16日	2023年3月16日
2023年3月22日	-
2023年3月29日	2023年3月28日
2023年4月6日	2023年4月4日
2023年4月11日	2023年4月11日
2023年4月18日	2023年4月18日
2023年4月25日	2023年4月25日
2023年5月2日	2023年5月2日
2023年5月9日	2023年5月9日
2023年5月17日	2023年5月16日
2023年5月23日	2023年5月23日
2023年5月30日	-

2. 当委員会が調査実施期間を延長した理由

本調査の開始時において、VH社は、当委員会に対し、調査期間を2ヵ月間と設定し、2023年5月10日までの調査完了を要望した。しかし、前記「第2.3.(1) 調査対象期間の一部拡大」記載のとおり、本調査を進めていく中で調査対象期間を委嘱当初に想定されていた期間外にまで、一部拡大すべきものと判断したこと、また、h1氏と緊密な関係にあると推定される「星組関係会社」の会計情報等の検証が必要であり、そのうち特にh1氏の支配下にある会社と推定できる会社については、h1氏らに対し、複数回に亘り会計情報等の提出を要請した結果、一部資料の提供及び、簡単な面談には応じるものの、当委員会が提出を要請した会計情報等の提出可否に関する結論を先延ばしにすることを繰り返すばかりで一切の協力が得られなかったこと、「星組経営会議メンバー」であるVH社前取締役等が辞任した2023年3月以降は、後記「第4.5. アンケート調査の実施・ホットラインの設置」記載のとおり、アンケート調査や情報提供窓口に対し、本件事案以外のものも含めてVH社グループ従業員から想定をはるかに上回る量の情報が寄せられたため更なる検証及びフォローアップインタビュー等が必要になったこと(注記:VH社前取締役等が辞任する以前は、内部通報制度は存在したものの、前取締役等により通報者保護が徹底されていなかったため、有用な情報を得ることが阻害されていた)、並びにVH社グループの役員のうち3名は、当委員会からの対面又はオンラインインタビューに応じず、書面による質疑を希望したため、当委員会が対面又はオンラインインタビューに向けた当該役員との交渉及びインタビューに代わる書面作成等のための時間を要したこと(後記「第4.4. 関係者に対するインタビューの実施」)などから、調査が遅延するとともに難航した。

このような事情から、当初の調査期間として設定していた2ヵ月間を延長せざるを得なくなった。

3. 調査終了後の対応

上記「2. 当委員会が調査実施期間を延長した理由」に記載のとおり、本調査においては調査対象者（インタビュー対象者、会計情報等の提出要請の相手方等）のうち重要な事実及び資料を覚知又は保有していると思われる人物のうち大多数が当委員会からの調査協力要請に応じないことから、任意調査による限界の範囲内での調査結果に留まるものである。

かかる任意調査の限界に鑑みると、本件事案について更なる調査及び検討を行うためには、裁判所、検察庁若しくは警察等の捜査機関、または金融庁若しくは公正取引委員会その他の行政機関による強制権限に基づく調査及び資料収集を待たざるを得ないことから、当委員会から VH 社取締役会に対しては、上記強制権限を有する機関への各種働きかけを通じて本件事案のさらなる解明を図って頂きたい旨を付言する。

第4 本調査に係る調査手法

1. 「星組関係会社」への会計情報等の提出依頼

(1) 概要

h1 氏と緊密な関係にあると推定される「星組関係会社」の会計情報等の入手が必要であるため、VH 社（代理人弁護士を含む）と共に下記のような会計情報等の依頼及び交渉を実施した。なお、「星組関係会社」は、あくまで当委員会が調査対象とした「H2 社、H3 社、H4 社、H5 社、H1 社、H6 社、H7 社、H8 社、H9-1 社、H10-1 社、H11 社、H12 社、H14 社、H15 社、H16 社、H17 社、H18 社、H19 社、H20 社、H21 社、H22 社、H23 社、H13 社、H24 社、H25 社」の 25 社である（各社の基本情報は後記「第 5 章 第 1 連結要否の検討状況」を参照）。なお、h1 氏と緊密な関係にないと推定される「星組関係会社」は、当初より比較的本調査に協力的であり、直接対話ができるため、内容証明郵便を送付していない場合もある。

「星組関係会社」等	日付	手段	実施者
「星組関係会社」	2023 年 3 月 13 日	内容証明郵便（各社・代表者個人）	VH 社代理人弁護士
「星組関係会社」	2023 年 3 月中旬	登記申請書類閲覧謄写申請	VH 社代理人弁護士
「星組関係会社」	2023 年 4 月 3 日	弁護士会照会（税務署） ※設立第 1 期目の会社を除く	VH 社代理人弁護士
「星組関係会社」うち一部	2023 年 4 月 3 日	証拠保全申立	VH 社代理人弁護士
拠点 A 他	2023 年 4 月 14 日	弁護士会照会（ビルオーナー）	VH 社代理人弁護士
「星組関係会社」	2023 年 4 月 19 日頃	内容証明郵便（各社・代表者個人） ※調査に応じた会社を除く	当委員会
「星組関係会社」	2023 年 4 月 18 日頃	内容証明郵便（税務署） ※設立第 1 期目の会社を除く	当委員会
拠点 B 他	2023 年 4 月 26 日頃	内容証明郵便（ビルオーナー）	当委員会

注：日付には宛先不明などで戻ってくる場合や、本調査の過程で新たに「星組関係会社」が発見される場合等があるため、初回発送日等を記載している。

(2) VH 社前取締役等に対する主な直接交渉

VH 社前取締役等	日付	手段	実施者
h1 氏	2023 年 3 月 20 日	対面インタビュー	当委員会
h1 氏	2023 年 3 月 28 日	電子メール	当委員会
h1 氏	2023 年 4 月 4 日	電子メール	当委員会
h1 氏	2023 年 4 月 11 日	電子メール	当委員会
h1 氏	2023 年 4 月 18 日	電子メール	当委員会
h1 氏	2023 年 4 月 25 日	電子メール	当委員会
h1 氏	2023 年 5 月 2 日	電子メール	当委員会
h1 氏	2023 年 5 月 9 日	電子メール	当委員会
h1 氏	2023 年 3 月 23 日	内容証明郵便	VH 社代理人弁護士
h1 氏	2023 年 5 月 1 日	対面インタビュー	VH 社代理人弁護士
h1 氏	2023 年 5 月 10 日	対面インタビュー	VH 社代理人弁護士
h1 氏	2023 年 5 月 18 日	対面インタビュー	VH 社代理人弁護士
h2 氏	2023 年 3 月 13 日	インタビューを依頼したが、代理人弁護士へ連絡するよう返答	当委員会
h2 氏	2023 年 4 月 4 日	代理人弁護士を通じて体調不良を理由にインタビュー依頼を拒否	当委員会
h2 氏	2023 年 5 月 6 日	代理人弁護士を通じて体調不良を理由にインタビュー依頼を拒否	当委員会
h3 氏	2023 年 3 月 13 日	インタビューを依頼したが、体調不良を理由にインタビュー依頼を拒否	当委員会
h3 氏	2023 年 3 月 31 日	当委員会より面談依頼書を送付したが回答なし	当委員会
h3 氏	2023 年 5 月 9 日	代理人弁護士を通じて体調不良を理由にインタビュー依頼を拒否	当委員会

注: 上記の他にも VH 社代理人弁護士は、「星組経営会議メンバー」に関する「星組関係会社」の代理人弁護士に交渉を多数行っている。

h1 氏らに対し、複数回に亘り会計情報等の提出要請した結果、一部資料の提供及び、簡単な面談には応じるものの、当委員会が提出を要請した会計情報等の提出可否に関する結論を、先延ばしにすることを繰り返すばかりで一切の協力が得られなかった。

VH 社代理人弁護士は、h1 氏と直接面談を行い、会計情報等の提出を要請したところ、h1 氏から VH 社代理人弁護士に対し、2023 年 5 月 9 日に下記の回答がなされたとのことである。

- 資料開示の対象会社は、VH 社と直接取引のある会社(H6 社、H4 社、H2 社、H3 社、H5 社、H7 社)とする。
- 資料開示のための条件は次のとおりとする。
 - それぞれの代表者及び関連する人の民事訴追免責及び刑事訴追免責
 - h1 氏への民事訴追免責及び刑事訴追免責
 - それぞれの会社への債務(現在支払い保留をしている金額)の全額支払い実行

VH 社代理人弁護士は、各社の代理人弁護士を通じて、会計情報等の提出を要請したところ、2023 年 5 月 20 日に H3 社及び H5 社の代理人弁護士から、同月 22 日に H2 社の代理人弁護士から、同月 22 日に H4 社の代理人弁護士から、同月 22 日に H7 社及び h3 氏の代理人弁護士から、いずれも、刑事及び民事上の責任が免責されないのであれば資料を開示しない、との電子メールでの回答があったとのことである。また、開示資料の使用法の制限や、資料開示方法の限定(原本の閲覧のみ、複製不可)などの条件を付すなど、会計監査人の監査の前提を理解できていない代理人弁護士も複数存在した。

(3) 直接入手できた会計情報等

「星組関係会社」のうち、比較的本調査に協力的である会社もあった(途中から態度を硬化した会社もある)ことから、当委員会が一部直接入手できた情報は、下記のとおりである。

- H3社: 設立1期目のため、2022年12月までの合計残高試算表の開示には応じたが、「星組経営会議メンバー」であるH4社 q2氏が預金通帳を管理していることを理由に預金通帳の開示を拒否
- H1社: 同社と「星組関係会社」との取引の有無、及び取引開始から現在までの取引額(収益・費用)の開示に応じ、複数回に亘る当委員会からのインタビューに応じた
- H6社: 過去3事業年度の決算報告書・税務申告書の開示には応じたが、それ以外の資料や当委員会からのインタビューには応じず
- H8社: 過去3事業年度の決算報告書・税務申告書、及び総勘定元帳の開示に応じ、複数回に亘る当委員会からのインタビューに応じるなど調査に協力
- H16社: 設立1期目のため、2022年10月までの合計残高試算表及び銀行取引照会表の開示には応じ、複数回に亘る当委員会からのインタビューに応じるなど調査に協力

(4) DF調査等から間接的に入手できた会計情報等

「星組関係会社」のうち、DF調査等から間接的に入手できた会計情報等が存在するが、本報告書では、詳細についての記載は割愛する。

2. DF調査

前期「第13.(1)DF調査」記載のとおり、当委員会は、事前調査により保全したPC等の調査を継続・拡大した。なお、対象とした主なPC等は下記のとおりである。また、保全データ以外においても、「星組経営会議メンバー」であるVH社前取締役等などのコミュニケーションデータなどを、VH社グループ役職員から多く提供を受けた。

対象者	対象端末	データサイズ	対象者	対象端末	データサイズ
h1氏	PC	903.0GB	h3氏	PC	823.0GB
h1氏	タブレット	14.4GB	h3氏	タブレット	74.5GB
h1氏	スマホ(私用)	9.1GB	h3氏	スマホ(私用)	78.5GB
h2氏	PC	409.0GB	h3氏	スマホ(業務用)	9.0GB
h2氏	スマホ(業務用)	24.5GB	h7氏	PC	146.0GB
h4氏	PC	186.0GB	h7氏	スマホ(私用)	19.9GB
h4氏	タブレット	26.1GB	-	-	-
h4氏	スマホ(私用)	162.0GB	-	-	-
h4氏	スマホ(業務用)	25.8GB	-	-	-

3. 関係資料の査閲・検証

当委員会は、本件調査のため、事前調査により確認精査された資料、事前調査委員会の DF 調査により保全したデータに加えて、VH 社社内に保管してある関係書類資料を確認・検証した。なお、事前調査で使用した QA シートによる質問・資料徴求も活用した(事前調査も含め 250 問以上)。

また、「星組関係会社」のうち、一部の会社は本調査に協力姿勢を示し、一部資料提供を受け確認・検証した。

4. 関係者に対するインタビューの実施

(1) 概要

当委員会は、関係者 80 名延べ 98 回について、対面又はオンラインにてインタビューを実施した(複数回に分けて実施した者もいる)。インタビュー等の実施にかかる総時間は、約 100 時間である。また、VH 社グループの役職員以外の者に対して実施する必要があったため、日程調整等に多くの時間を要した。なお、これ以外にも VH 社グループの役職員等は当委員会に全面協力し、日々 VH 社グループの取引経緯などにおける事実確認や認識等を適宜確認するためのヒアリングに相当回数にわたり応じている。

- VH 社グループの役員 13 名
- VH 社グループの従業員 46 名
- VH 社グループ元従業員 2 名
- VH 社グループの役職員以外の者 19 名

なお、VH 社グループの役員のうち 3 名は、対面又はオンラインインタビューに応じず、書面による質疑を頑なに希望したため、書面により質疑を実施した。

(2) インタビューできなかつた対象者

下記の者は、本件事案に関与した可能性が強く疑われたことから、当委員会はインタビューに応じるよう申し入れたが、拒絶されたためインタビューを実施することができなかつた。

- VH 社前取締役 h2 氏
- VH 社前執行役員 h3 氏
- H2 社代表取締役 q3 氏
- H4 社代表取締役 q2 氏
- H3 社代表取締役 q8 氏
- H5 社代表取締役 q9 氏

5. アンケート調査の実施・ホットラインの設置

(1) アンケート調査の実施方法

当委員会は、本件事案及び類似事案の存在等を把握する目的で、VH 社グループの役職員に対するアンケート調査を実施した。2023 年 3 月 13 日現在、VH 社グループの社員 ID を保有する役職員 1,435 名を対象として、当委員会が保有する Google Forms にて、匿名性担保を確約した上での記名式とした。なお、告知文書においては、「回答内容は当委員会限り」として調査結果の報告にあたっては匿名性を確保すること、及び回答者が

回答内容を理由に不利益な取り扱いを受けることがないことなどを付言している。

回答期間は、2023年3月14日から3月22日12時00分までとし、2023年3月27日までの回答分を反映すると、1,224名(回答率84.1%)の回答を得た。

(2) アンケート調査の主な質問項目

主な質問項目は、下記のとおりであり、回答所要時間は15分程度と設定した。なお、各質問項目には自由記載欄を設けている。

- 兼業・副業等の禁止違反の状況
- 社内バイト・家族バイトの状況
- 不適切な経費の申請
- 会社資産の横領
- 購買先等との不適切な関係
- VH社グループの合理的でない経営方針や意思決定
- その他

(3) 情報提供窓口(ホットライン)の設置

当委員会の委員のメールアドレス及び連絡先を、前記「5. (1) アンケート調査の実施方法」記載の実施の告知とともに周知し、本件事案に関連する具体的な事実関係やVH社グループにおける問題点などを含む情報の提供を求めた。

(4) フォローアップインタビューの実施

「星組経営会議メンバー」であるVH社前取締役等が2023年3月7日以降退任したこと、及びアンケート調査・ホットラインでの匿名性を担保したこともあり、アンケート調査の自由記入欄や情報提供窓口(ホットライン)へ、本件事案以外の情報も含めてVH社グループ従業員から想定をはるかに上回る量の情報が寄せられた。そのため、当委員会は、2023年3月22日以降、更なる検証及びフォローアップインタビューに多くの時間を割いた。

第5 本調査の前提事項又は留保事項

1. 当委員会の事実認定の程度

当委員会は、前記調査期間内に必要と判断した調査を行ったものであるが、本調査は、一定の時間的制約のなかで、かつ強制的な調査権限に基づかない調査として行われたものであり、関係者(既にVH社グループを退職している元役職員、社外関係者を含む)の任意の協力を前提としている。また、本調査では当委員会が独自で収集した関係資料等にも依拠しているが、原則として重要な情報や資料はVH社グループや社外関係者などから提供を受けたものに依拠している。

また、本調査では、h1氏と緊密な関係にあると推定される「星組関係会社」の会計情報等の確認が必要であり、「星組関係会社」のうち特にh1氏の支配下にある会社と推定できる会社については、h1氏らに対し、複数回

に亘り会計情報等の提出要請した結果、一部資料の提供及び、簡単な面談には応じるものの、当委員会が提出を要請した会計情報等の提出可否に関する結論を、先延ばしにすることを繰り返すばかりで一切の協力が得られなかったため、本来裏付けられるはずの事実関係に関しては、DF 調査での情報、社外の協力者からの提供資料、インタビューで得られた情報等のみに依拠せざるを得なかった。

本調査は、以上のような制約がある中での調査であるため、調査結果が完全であることを保証するものではなく、当委員会が収集した資料や情報以外の関係資料等が存在し、又はインタビューで得られた情報等が事実と異なるものである可能性を否定できない。そのため、そのような関係資料や情報等が存在し、新たな事実関係が判明した場合には、本調査の事実認定が変更される可能性があることを留保する。

本調査は、法的責任追及を目的とするものではなく、そのような目的で本報告書が使用されることは想定していない。そのため、当委員会の事実認定については、法律上の証明による厳格な事実認定のみならず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定により心証を形成した事実認定^{注2}が含まれていることをあらかじめ留保する。

2. 報告書の種類

当委員会が本調査の報告にあたり作成した報告書は、公表を予定している本報告書のみである。公表にあたっては、個人情報等に配慮して一部マスキングを実施した。なお、VH 社役員の一部メンバーのみが閲覧できるいわゆる詳細版は作成していない。ただし、本報告書を VH 社取締役会へ提出するに際して、VH 社取締役会から、本報告書に関する質問を受け、それに対して当委員会及び補助者が説明を行う機会を設定した。

3. 本報告書における個々の行為の記載について

当委員会は、各調査対象に関する行為について、多角的な方法及び視点から調査し、一定の事実認定及び評価を行っているが、対象となった個々の行為の詳細及びその事実認定の根拠等については、当委員会が記載を必要と判断した場合を除き、本報告書には記載しない。

注2 日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（改訂 2010 年 12 月 17 日）第 2 部第 1.1.(2)②

第2章 VH 社グループの概要

第1 概要

1. 沿革

有価証券報告書によると、VH 社は、1976 年 7 月に VH 社の前身となる MS 社を埼玉県大宮市に設立し、眼鏡用品の小売業開始を開始し、以来、全国主要都市にメガネ・コンタクトレンズを中心に、補聴器、化粧品、健康食品、プチシルマなどの販売チェーン店を展開している。2004 年 3 月に JASDAQ 市場に株式上場を果たし、2007 年のピーク時には 540 店舗、380 億円の売上を達成した。なお、近年の沿革は、下記のとおりである。

2017 年 1 月	MH 社の株式を取得。
2017 年 5 月	EHL 社設立。
2017 年 6 月	関西 EP 社設立。
2017 年 8 月	陸奥 EP 社設立。関西 EP 社が SM 社より眼鏡小売店 11 店舗を譲受。
2017 年 11 月	MS 社が単独株式移転により VH 社を設立し、東京証券取引所市場 JASDAQ(スタンダード/現 東証スタンダード)に株式を上場(MS 社は 2017 年 10 月に上場廃止)。
2018 年 5 月	東京都港区に株式会社 VW 社設立。眼鏡用品の卸売業開始。
2018 年 8 月	東京都世田谷区の VN 社の株式を取得し子会社とし、卸売業及び小売店 5 店舗取得。
2018 年 10 月	MS 社(現・連結子会社)の子会社 4 社の管理事業を吸収分割により承継し、当該子会社を直接完全子会社化。
2019 年 7 月	PSZ 社の全株式を取得し、吸収合併することにより A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の全てを取得。
2019 年 10 月	滋賀県草津市の OM 社の株式を取得し、小売店 5 店舗取得。
2020 年 2 月	MS 社のアイケアソリューション事業部門を共同で推進することを目的として、C1 社との間で SA 社の設立を行い SA 社の株式のうち 50%を C1 社に売却(子会社株式の一部売却)。
2020 年 2 月	関西 EP 社が VH 社の連結子会社である OM 社を吸収合併。
2020 年 11 月	MS 社が、VHR 社に商号を変更するとともに、関西 EP 社及び陸奥 EP 社を吸収合併。
2020 年 12 月	完全子会社として SS 社設立。
2021 年 2 月	SS 社が、VHR 社及び VN 社の本社管理オペレーティング業務部門を吸収分割にて承継。
2022 年 3 月	EHL 社を完全子会社化。
2022 年 4 月	東証スタンダードに市場区分を変更。EHL 社のウェアラブル端末事業を C2 社に吸収分割にて分割したうえ、EHL 社を解散。
2022 年 5 月	VHR 社が、MH 社を吸収合併。

2. 事業内容と関係会社等

① 概観

VH 社は持株会社として、傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っている。2022 年 10 月現在 VH 社グループは、眼鏡等小売業を主な事業としている。なお、VH 社グループの事業内容は、下記のとおりである。

事業区分	会社名	事業内容
小売事業	VHR社	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業
	MH社	
	SA社	
	VN社	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラスの店舗における販売事業
卸売業	VW社	フレーム・サングラスの卸売事業
	VN社	
EC事業	VHR社	インターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業
	MH社	
	SS社	
	VN社	インターネット上のフレーム・サングラスの通信販売事業
その他	VW社	店舗運営コンサルティング
全社共通	VH社	グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務
	SS社	グループ会社の本社管理オペレーティング業務の受託等

注：MH社は2022年5月にVHR社が吸収合併。

② 業績等

有価証券報告書等によると、VH社グループの主要な経営指標等の推移は、下記のとおりである。

連結ハイライト情報										6ヵ月
単位:百万円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月
売上高	14,911	14,291	15,707	17,892	21,776	26,486	27,338	26,059	26,069	13,454
経常損益	▲2,451	▲988	422	337	588	853	▲333	926	241	554
親会社株主帰属当期純損益	▲2,628	▲1,487	261	111	726	500	▲1,166	67	▲1,612	325
資本金	2,068	230	660	812	10	11	99	143	143	185
純資産	94	▲969	197	421	1,382	1,995	5,494	5,885	4,448	4,846
総資産	12,469	11,036	12,336	13,397	14,054	15,065	19,575	19,874	17,122	17,364
連結の範囲										6ヵ月
	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2023/10月
親会社	MS社	MS社	MS社	MS社	VH社	VH社	VH社	VH社	VH社	VH社
子会社	-	-	-	MH社	MH社	MH社	MH社	MH社	MH社	MH社
子会社	-	-	-	-	EHL社	EHL社	EHL社	EHL社	EHL社	-
子会社	-	-	-	-	-	VW社	VW社	VW社	VW社	VW社
子会社	-	-	-	-	-	VN社	VN社	VN社	VN社	VN社
子会社	-	-	-	-	-	-	SA社	SA社	SA社	SA社
子会社	-	-	-	-	MS社	MS社	MS社	VHR社	VHR社	VHR社
子会社	-	-	-	-	-	-	-	SS社	SS社	SS社
子会社	-	-	-	健康社	-	-	-	-	-	-
子会社	-	-	-	-	関西EP社	関西EP社	関西EP社	-	-	-
子会社	-	-	-	-	陸奥EP社	陸奥EP社	陸奥EP社	-	-	-
株価の状況										
	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	
発行済株式総数(千株)	155,379	165,380	181,454	189,307	189,307	226,044	37,205	37,423	37,423	
最高株価	157	117	108	107	118	203	628	519	398	
最低株価	28	28	41	50	64	63	228	280	150	

出典：有価証券報告書、四半期報告書より作成 注：EHL社は2022年4月解散。MH社は2022年5月VHR社が吸収合併。

③ 従業員数

有価証券報告書によると、VH社グループの従業員数は、下記のとおりである。なお、VH社及びVHR社(旧

MS 社)は労働組合を結成しており、VH 社グループの従業員は、いずれかの組合に加入している状況にある。また、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はないと記載されている。

従業員数 (連結ベース)									
	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期
従業員数	923	874	971	1,173	1,380	1,544	1,593	1,638	1,549
他平均臨時雇用者	223	243	238	214	215	236	224	189	130

出典：有価証券報告書より当事務所が分析

第2 コーポレートガバナンスの状況

1. 基本的な考え方

有価証券報告書によると、VH 社グループの中核である小売事業は、眼鏡・コンタクトを販売するにとどまらず、目の健康寿命を延ばすために必要なあらゆる解決策(商品・サービスやアドバイス)を提供するため、アイケアに注力した商品・サービス展開とその拡充を図ると同時に、補聴器やリラクゼーションといった五感領域への事業拡大及び深化を図り、社会における永続的な VH 社の存在意義「五感の健康寿命を 100 年に」という Visionのもと、経営を行っている。VH 社は、2018 年 7 月 24 日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行している。

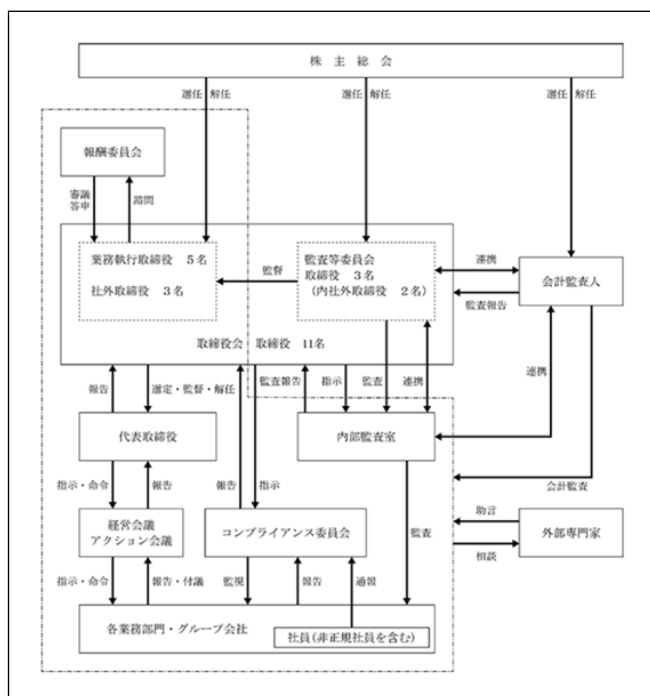
2. 体制の概要

有価証券報告書によると、VH 社はコーポレートガバナンス体制を有効に機能させるため、「経営責任の明確化」、「経営の透明性の向上と監査・監督機能」及び「経営の迅速な意思決定」の確保を重視し、下記の体制を採用していると記載されている。VH 社の経営組織及びコーポレートガバナンス体制図は、右記のとおりである。

- 取締役会
- 監査等委員会
- 執行役員制度
- 経営会議
- アクション会議
- 報酬委員会
- コンプライアンス委員会

本件事案の発生からわかるとおり、当該体制の一

部は有価証券報告書に記載があるとおりのコーポレートガバナンス体制となっておらず、当該体制が一部有効に機能していない、又は「星組経営会議メンバー」である VH 社前取締役等により機能を無効化されている箇所が散見される。詳細は、後記「第 3 章 第 5 ガバナンス機能の弱体化」に記載する。



3. 役員・執行役員の変遷

有価証券報告書等によると、VH社の役員及び執行役員の変遷は、下記のとおりである。

役員・執行役員	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期
代表取締役	星崎尚彦	星崎尚彦	星崎尚彦	星崎尚彦	星崎尚彦	星崎尚彦	星崎尚彦	星崎尚彦	星崎尚彦
取締役	齋藤正和	-	-	-	-	-	-	-	-
取締役	東原俊哉	東原俊哉	東原俊哉	東原俊哉	東原俊哉	-	-	-	-
取締役	小坂雄介	小坂雄介	小坂雄介	小坂雄介	小坂雄介	-	-	-	-
取締役	-	-	三井規彰	三井規彰	三井規彰	三井規彰	三井規彰	三井規彰	三井規彰
取締役	-	-	-	-	-	-	-	中村成宏	中村成宏
取締役	-	-	-	-	-	-	-	松尾拓道	松尾拓道
取締役	-	-	-	-	-	-	-	川添隆	川添隆
取締役（社外）	永露英郎	永露英郎	永露英郎	永露英郎	永露英郎	-	-	-	-
取締役（社外）	-	-	-	松本大輔	松本大輔	松本大輔	松本大輔	松本大輔	松本大輔
取締役（社外）	-	-	-	-	伊串久美子	伊串久美子	伊串久美子	伊串久美子	伊串久美子
取締役（社外）	-	-	-	-	-	-	富山泰司	富山泰司	富山泰司
監査等委員（常勤）	-	-	-	-	田中武志	田中武志	-	-	-
監査等委員（常勤）	-	-	-	-	-	-	角田浩一	角田浩一	角田浩一
監査等委員（社外）	-	-	-	-	蝦名卓	蝦名卓	-	-	-
監査等委員（社外）	-	-	-	-	加藤真美	加藤真美	加藤真美	加藤真美	加藤真美
監査等委員（社外）	-	-	-	-	-	-	原口純	原口純	原口純
監査役（常勤）	吉田豊稔	吉田豊稔	吉田豊稔	吉田豊稔	-	-	-	-	-
監査役（社外）	杉崎茂	杉崎茂	杉崎茂	杉崎茂	-	-	-	-	-
監査役（社外）	平岡久夫	平岡久夫	平岡久夫	平岡久夫	-	-	-	-	-
執行役員	-	-	田中武志	田中武志	-	-	-	-	-
執行役員	-	-	-	-	中村成宏	中村成宏	中村成宏	三田紘之	三田紘之
執行役員	-	-	-	-	松尾拓道	松尾拓道	松尾拓道	宮森修仁	宮森修仁
執行役員	-	-	-	-	川添隆	川添隆	川添隆	古海隆之	古海隆之
執行役員	-	-	-	-	-	-	-	小西進	小西進
執行役員	-	-	-	-	-	-	-	松田千穂	松田千穂
執行役員	-	-	-	-	-	-	-	彦坂祐次	彦坂祐次

出典：有価証券報告書、担当者へのヒアリングより作成

なお、執行役員に記載のあるh2氏、及びh5氏は、取締役に就任するまでは、VH社に入社していたという事実はなく、業務受託者であった。同じく執行役員に記載のあるh4氏、及びh3氏もVH社に入社していたという事実はなく、業務受託者である。なお、h2氏、及びh3氏は「星組経営会議メンバー」である。詳細は、後記「第3章 第1 業務受託者の存在」を参照のこと。また、有価証券報告書によると、開示されている役員報酬は、下記のとおりである。

役員報酬									
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期
固定報酬	40,313	42,480	42,899	65,678	47,350	60,000	63,000	61,733	104,500
ストックオプション	-	-	-	-	54,425	60,696	60,696	35,406	35,406
賞与	-	-	-	-	7,896	28,020	-	-	-
譲渡制限付株式報酬費用	-	-	-	-	-	-	19,861	65,940	65,940
取締役（社外を除く）	40,313	42,480	42,899	65,678	109,671	148,716	143,557	163,079	205,846
固定報酬	-	-	-	-	-	9,000	12,000	10,400	10,350
ストックオプション	-	-	-	-	-	501	445	445	-
監査等委員（社外を除く）	-	-	-	-	-	9,501	12,445	10,845	10,350
固定報酬	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	1,500	-	-	-
監査役（社外を除く）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	1,500	-	-	-
固定報酬	7,200	7,200	7,200	7,200	11,700	21,300	24,000	24,000	24,000
社外役員	7,200	7,200	7,200	7,200	11,700	21,300	24,000	24,000	24,000
うち、星崎氏	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	113,233	106,769	114,336	116,003
VH社固定報酬	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	32,500	40,000	38,333	40,000
ストックオプション	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	53,223	53,223	31,047	31,047
賞与	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	20,010	-	-	-
譲渡制限付株式報酬費用	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	-	13,545	44,956	44,956
MS社固定報酬	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	7,500	-	-	-

出典：有価証券報告書より作成

第3章 本調査で認められた不適切な事象

第1 業務受託者の存在

対象者	所属	星組経営会議 メンバー	2021/4 期以降 VH 社 取締役会	h1 氏との C5 社時代からの 関係者	VH 社の 業務受託者
h1 氏	VH 社前代表取締役	○	○	○	-
h2 氏	VH 社前取締役 H6 社代表取締役 H21 社前代表取締役	○	○	○	△
h3 氏	VH 社前執行役員 H7 社前代表取締役 H9-1 社元代表取締役	○	-	○	○
q3 氏	H2 社代表取締役 H15 社前代表取締役 H13 社前代表取締役	○	-	不明	-
q1 氏	H9-1 社代表取締役 H24 社代表取締役	○	-	○	-
q4 氏	H2 社/H9-1 社 H10-1 社代表取締役	○	-	不明	-
q5 氏	H2 社/H9-1 社 H13 社代表取締役	○	-	不明	-
q18 氏	H4 社代表取締役 H7 社代表取締役 H21 社代表取締役	○	-	不明	-
q2 氏	H4 社代表取締役 H12 社代表取締役 H14 社代表取締役 H15 社代表取締役 H22 社代表取締役	○	-	不明	-
h5 氏	VH 社取締役 EV 社代表社員	-	○	○	△
h4 氏	VH 社前執行役員 H16 社代表取締役	-	-	○	○

注:h2 氏、h5 氏は取締役に就任する以前は、VH 社執行役員として業務受託者であった。

注:所属は主なものを記載している。

有価証券報告書によると、役員略歴として、「星組経営会議メンバー」である VH 社前取締役 h2 氏(2023 年 3 月 11 日辞任)、及び取締役 h5 氏は VH 社グループの従業員であったかのような記載があるが、実際には、VH 社グループの従業員であった事実はなく、取締役就任以前は、VH 社執行役員として業務受託者であった。また、「星組経営会議メンバー」である前執行役員の h3 氏(2023 年 3 月 14 日辞任)も同様に業務受託者であった。

VH 社「執行役員規程」第 3 条第 2 項に「執行役員には「執行役員就業規則」を別途適用する」と規定されていること(労働基準法 89 条では就業規則が適用されるのは「労働者」であると法定されている)、VH 社の執行役員は VH 社のために忠実に担当業務の執行を行う義務を負い(同規程第 4 条)、VH 社の承認なく在任中に事業を営み又は他の会社の役職員を兼任してはならない義務・VH 社の機密を保持する義務・VH 社の利益を害する一切の行為をしてはならない義務(同規程第 17 条)を負っていることに鑑みると、VH 社では雇用型執行役員制度が採用されているように考えられる。しかしながら、VH 社では、取締役に就任するまでの h2 氏や h3 氏らが、VH 社と業務委託契約を締結することにより VH 社の執行役員に就任している。

当委員会による VH 社の社外役員へのインタビューによれば、取締役に就任する前の h2 氏や h3 氏らが、VH 社の従業員でないことを知らなかった、と述べている。即ち、VH 社の取締役会で、h2 氏や h3 氏らを執行役

員として選任する際、本来であれば h2 氏や h3 氏らが VH 社の従業員でないため、執行役員候補者には含まれないはずであるところ、その例外としての契約措置によって選任することなどの情報が、取締役会に伝達されていなかったと考えられる。

さらに、H6 社及び H7 社の各業務委託契約書第 1 条第 2 項には、業務委託範囲として、「その他甲の代表取締役社長より特命を受けた全業務」と社長特命事項が明記されていることから、h1 氏の業務受託者に対する業務指示が、上記「執行役員規程」第 17 条に反するものであった場合でも、h1 氏の指示に従わざるを得ない状況にあったものと推測される。

このような者が、VH 社の取締役会、VH 社グループの経営会議等の各種会議の中で、h1 氏の意を汲んで活動を行っていたことが推測できる。

第2 コンタクト定期便配送業務等における取引 (H2 社等)

1. 前提事項

(1) 会社概要・取引内容

登記情報によると(2023年3月現在の情報。以下同様)、H2社は、2019年6月に東京都豊島区に設立され、代表取締役に「星組経営会議メンバー」である q3 氏が就任している。その後、2021年5月に東京都渋谷区(拠点 B)へ本店を移転している。また、事業の目的は、コールセンターの運営、管理及びそれらの受託業務、業務のアウトソーシングの受託及びテレマーケティング事業など複数記載されている。

H2社は2019年8月1日付の業務委託基本契約書及び覚書により、コールセンター業務又は付随する業務(発送業務等)の業務委託を請け負っているが、当該業務は、2013年8月よりVHR社(旧MS社)とH1社を介したH13社(2016年10月からはH8社も含む)のスルー取引として行われており、2019年6月のH2社設立を機に、VH社とH2社の直接取引に変わった。なお、H2社売上高はほぼすべてVH社に対するものであると、h1氏及びH2社代理人弁護士より回答を得ている。なお、H2社が2021年5月に移転した東京都渋谷区(拠点 B)は、2014年6月からH9-1社が賃貸しており、名義を変えてはいるものの、活動拠点としては継続して拠点 Bであったことが判明している。

(2) 取引の概要

VH社がH2社等に委託している業務は、主にコンタクト定期便業務とコールセンター業務の2種類であり、取引の形態は、2013年8月より開始されたH1社を介したH13社(2016年10月からはH8社も含む)とMS社のスルー取引とH2社設立を機に2019年6月以降に開始されたVH社とH2社及びH8社との直接取引の2種類である。取引相手会社は変遷していくものの、資金の流れはいずれもVH社から最終的に星組関係会社へ流れており、主要拠点は拠点 B、主要人員は「星組経営会議メンバー」である q1 氏、q3 氏、q5 氏、q4 氏であると考えられる。

① コールセンター業務

2008年から2011年まで、h1氏は、H20社(当時の本店所在地は、渋谷区笹塚。2012年2月より拠点 D の3

階。2012年10月に北海道移転)の代表取締役役に就任していた。一般社団法人日本テレマーケティング協会報2009年7月号によると、H20社は2009年当時、従業員340名を擁するコールセンターであったことが記載されている。一方、H9-2社(2012年2月設立)が、2012年5月より、H20社の本店(拠点D3階)に本社を移転した。H1社のq17氏は、H9-1社の前身であるH9-2社をH20社と一体であると思っていたと話しており、会社名からもH20社とH9-2社は密接に関係していたものと思われる。H20社のコールセンター事業が、事業譲渡等の方法により、H9-2社に承継された可能性があるように思料されるものの、当委員会ではその事実が確認できる資料を取得できていない。その後、H9-2社は2014年5月にH9-1社へ社名変更し、H9-1社は2014年6月より、拠点Bを賃借している。

VHR社のある従業員は、2015年頃に拠点B5階を訪問したとき、H9-1社の電話オペレーターが20名ほど業務をしていたと述べている。しかし、当委員会が、2023年3月及び4月にH2社の本店である拠点B5階を訪問した際に、コールセンターの存在確認のため拠点B3階を閲覧する希望をH2社に伝えたが、他社との共有のスペースであることを理由に内覧を拒否された。

なお、コールセンター業務又は付随する業務(発送業務等)の業務委託を請け負っているが、当該業務は、2013年8月よりVHR社(旧MS社)とH1社を介したH13社(2016年10月からはH8社も含む)のスルー取引として行われており、2019年6月のH2社設立を機に、VHR社とH2社の直接取引に変わった。

② コンタクト定期便配送業務

2014年2月に、消費税増税前のコンタクトレンズの駆け込み需要を獲得すべく、コンタクト定期便がスタートした。当時、小田原でVHR社(旧MS社)の従業員が梱包作業を行い、拠点Bへ発送し、拠点Bはそこから顧客へ発送していた。しかし、数ヵ月で物量が増加し小田原で対応しきれなくなったため、発送作業はすべて拠点Bで行うこととなった。この時に、実稼働していたのはH9-1社の前身であるH9-2社と考えられ、資金はH1社を介したH13社とMS社のコンタクト定期便に関するスルー取引により、H13社へ流れていた。

トータルサポート業務の単価明細

■ランニングコスト	単価	備考
1.1基本業務料	33,000	1日当たりの基本業務料×31日
1..2基本業務料	57,500	年末年始(12/30~1/3)の基本業務料×日数
2.電話対応業務料(～1000件/月)	350	電話問合せ1対応当たりの単価×対応件数
3.電話対応業務料(1001件~/月)	300	月1001件目からの電話問合せ1対応当たりの単価×対応件数
4.メール対応業務料	350	電話問合せ1対応当たりの単価×対応件数
5.受注情報処理業務料	300	受注データ1件当たりの単価・受注データ作成、不備確認、発注、決済、売上計上等
6.定期処理業務料	300	受注データ1件当たりの単価・定期便受注データ作成、不備確認、各種変更処理、エラー処理、発注、決済、売上計上等
7.定期便獲得インセンティブ	20	コールセンタースタッフの定期便受注獲得分取扱売上×5%
8.発信業務料(ハイパー保証・こども安心プラン)	200	顧客への電話発信(1件3回発信まで)
9.発信業務料(DM住所不備フォローコール)	200	顧客への電話発信(1件3回発信まで)
10.SMS配信業務料	18	顧客へのSMS配信1通当たりの単価
11.ブース/設備使用料(月～土)	15,000	1日当たりのブース、設備使用料(月～土)×日数
12.ブース/設備使用料(日祝)	20,000	1日当たりのブース、設備使用料(日・祝)×日数
13.ハイパー保障プレミアム管理費	100,000	契約データ登録不備確認、修正作業/月額
14.こども安心プラン管理費	100,000	契約データ登録不備確認、修正作業/月額
15.こども安心プラン受注処理業務料	100	受注データ作成1件当たりの単価
16.高度管理者免許使用料	50,000	高度管理医療機器等販売業許可証に付随する、コールセンタースタッフの高度管理者免許使用料
17.システム使用料	750,000	コールセンタースステムの保守管理費
18.管理費(10%)		コールセンタ管理、営業管理、システム機能追加更新作業、売上予測等数値抽出及びデータ作成、各種報告作業

出典：単価明細

その後、コンタクト定期便の受注件数は拡大を続け、3,014件(2015年1月)、5,089件(2015年6月)、13,028件(2015年10月)と、毎月増加してきたことから、H9-1社は、2015年にコンタクト定期便の配送業務を外部委託することの検討を開始し、システム会社とシステム改良のための会議を複数回にわたって実施した。その結果、2015年11月に管理システムの概要設計書が作成された。その後、2016年9月よりH9-1社はH8社に、コンタクト定期便配送業務を委託したが、この時にはすでに上述した管理システムが完成しており、H8社への委託当初から管理システムが使用されていた。即ち、H9-1社の職員がコンタクト定期便に関する配送伝票印字データ

(CSV)、受注受付票(PDF)、明細書(PDF)をサーバーにアップすると、直ちに、H8社においてそれらのデータが取り込まれ、H8社において伝票番号(CSV)がサーバーにアップされ、配送伝票が出力される。このような電子処理の結果、コンタクト定期便の配送データの作成について、1件あたり300円という処理作業費用は不要となつていった可能性がある。

2019年6月には、H2社が設立されたことで、H2社との直接取引に移行する。

もともとコンタクト定期便に関する受注をq1氏が行っており、H1社を介したスルー取引により配送業務をH8社に委託していたが、H2社が設立されたタイミングでVHR社からH8社への直接取引へと切り替わり、H8社からVHR社に対して直接に請求書が発行されることとなった。H2社からVHR社に対する請求書(2022年2月28日付)をみると、「定期処理業務料」として、「単価 300円」「数量 71,440件」「金額 21,432,000円」と記載されている。しかしながら、上述したように、2016年9月より、すでに上述した管理システムが完成しており、H2社は、このシステムを、2019年より承継したため、「定期処理業務料」として記載されている1件あたり300円という処理業務処理費用は、実際にはそれより低額になっていた可能性があると思料される。

この点、VHR社のある社員の方は、H8社が月間6万件超の定期便配送データを取得する態勢をH2社側にて対応整備するためには、H2社において、5名の従業員がいれば足りると述べている。即ち、当該5名の月間人件費(例えば、基本給30万円×5名=150万円)のみが、「定期処理業務料」であったはずであろう、と述べていた。この意見に照らすと、例えば、H2社からVHR社に対する請求書(2022年2月28日付)に記載されている「定期処理業務料 21,432,000円」については、過大な費用請求がVHR社に対してなされていたこととなる。

③ スルー取引

H1社を介したH13社とVHR社(旧MS社)のコンタクト定期便の管理全般業務、コールセンター業務に関するスルー取引に関しては、2013年9月からH2社が設立される2019年8月までの間に行われていた。取引経緯は、H1社q17氏とH9-1社代表取締役q1氏(h1氏が前職のC5社代表取締役時代にC5社の社長室に勤務)は、2005年頃にh1氏の実父が設立した会社の関係者を介して知り合いになり、H20社のコールセンター事業にかかる仕事の窓口としてq1氏を紹介されたとのことである。その後、h1氏が2013年7月にVHR社(旧MS社)の代表取締役に就任した直後に、q1氏がq17氏に対し、VHR社とH13社が直接の取引を行うと、利益相反取引の疑いをかけられる可能性があるため、H1社を介したH13社とVHR社のスルー取引を依頼した。H1社はq1氏の依頼で、q1氏へH1社の名刺及びメールアドレスの使用を許可したため、q1氏は、H1社の従業員であることを偽装し、VHR社との取引を開始した。当該取引により、VHR社からH13社に資金が流れ、H13社ではVHR社への請求額の数%の-marginが徴収され、H13社へは-margin控除後の資金が流れることとなった。また、H13社の他に、同様のスキームで2016年10月からH8社へコンタクト定期便の発送業務を委託し、H2社が設立される2019年8月まで、MS社から得た資金がH13社を介して支払われることとなった。

H1社は、メール発送代行が中心業務であるが、顧客からの要望に応じてメール発送代行に限らず、顧客対応業務全般の外注を請負っている。発送機能、印刷機能、封入等の作業、倉庫、コールセンター等を自社保有せず、最適外注先を選定し、実作業を当該外注先に委託することで、コスト最適化を目指すビジネスとなっている。但し、H13社がVHR社から委託されたトータルサポート業務を、H13社の外注先会社へ再委託する取引(スルー取引)において、当該外注先会社は、q1氏が連れてくる会社であった。

その理由として推測できることは、外注先会社のなかには、h1氏の親族や前職時代の同僚等が含まれている会社が存在していることから、VHR社と外注先会社が直接に取引を開始する場合には、会社法356条が定める利益相反取引に該当する可能性があり、VHR社の取締役会における承認決議事項とされる可能性があったこと

から、それを回避すべく、VHR 社が外注先会社へ直接業務を委託するという直接取引となることを避け、スルー取引とすることによって、利益相反取引規制(会社法 356 条)を回避しようとしたことが推測される。

例えば、2019 年 1 月 31 日付において、(1)外注委託先会社(H13 社)の H1 社あての請求書と、(2)H1 社への請求書、の 2 通が作成されている。(1)及び(2)の請求書の項目は同一であるが、(2)の請求書には数%の手数料が上乗せされている。(1)及び(2)の双方の請求書に「6 定期処理業務料」という請求項目があり、「@300 円 35279 件」「1060 万円」と記載されている。

VHR(旧 MS 社)と H1 社間におけるスルー取引は、2019 年に、終了した。この 2019 年に、VH 社(2017 年に設立し、再上場)の大株主である C4 社からの 3 名の取締役が、2019 年 7 月の定時株主総会で退任された。h1 氏を監督していた 3 名の取締役が退任したことにより、わざわざ、スルー取引をする必要がなくなったからであると推測される。その一方、VHR 社から H1 社への直接取引(DM 発送業務)が、2019 年 6 月から開始された。もっとも、これは、q1 氏の紹介によるものではなく、VHR 社の h10 氏が仲介したものであった。

なお、本調査の過程で、q1 氏は H1 社を介した他社へのスルー取引も行っていることがわかったが、今回の発見金額は僅少であったため詳細な検討は実施していない。

④ 直接取引

VH 社(2017 年に設立し、再上場)の大株主である C4 社からの 3 名の取締役が、2019 年 7 月の定時株主総会で退任された。これらの方々の退任タイミングと併せて、2019 年 6 月、H2 社が設立登記された。これにより、いわゆるコールセンター業務については、VHR 社から H2 社に対して直接に業務委託されることとなり、H2 社から VHR 社に、直接に請求書が送られるようになった。また、コンタクト定期便配送業務については、もともとコンタクト定期便に関する受注を q1 氏が行っており、H1 社を介したスルー取引により配送業務を H8 社に委託していたが、H2 社が設立されたタイミングで VH 社から H8 社への直接取引へと切り替わり、H8 社から VH 社に対して請求書が発行されることとなった。

2. 取引経緯に係る虚偽の説明

H2 社との取引開始経緯について、h2 氏・h3 氏にインタビューしたところ、H2 社へ委託している、「コールセンターまたはそれに付随する業務(発送業務等)」は、以前は H1 社へ委託していた業務であり、従業員であった q3 氏らが H1 社から独立し、以前と同じ業務を提供してもらえろということで契約を変更したと伺った。しかし、H1 社 q17 氏へインタビューを実施したところ、h2 氏・h3 氏と異なる発言を受けた。

MS 社が H2 社と取引する以前、H1 社と取引を行っていたが、当該取引は、H1 社を介した H13 社と MS 社のコンタクト定期便の管理全般業務及びコールセンター業務に関するスルー取引であり、2013 年 9 月から H2 社が設立される 2019 年 8 月までの間行われていた。取引経緯は、H1 社 q17 氏と H9-1 社代表取締役 q1 氏は、2005 年頃に h1 氏の父が設立した会社の関係者を介して知り合いになり、H20 社のコールセンター事業にかかる仕事の窓口として q1 氏を紹介されたとのことである。その後、h1 氏が 2013 年 7 月に MS 社の代表取締役に就任した直後に、q1 氏が q17 氏に対し、MS 社と H13 社が直接の取引を行うと、利益相反取引の疑いをかけられる可能性があるため、H1 社を介した H13 社と MS のスルー取引を依頼した。H1 社は q1 氏の依頼で、q1 氏へ H1 社のアドレスを発行し、また、H1 社の名刺の使用も許可したため、q1 氏は、当該アドレス及び名刺で H1 社の社員であることを装い、MS 社との取引を開始した。当該取引により、MS 社から H1 社に資金が流れ、H1 社により MS 社への請求額の数%の-margin が徴収され、H13 社へは margin 控除後の資金が流れることとなっ

た。また、H13 社の他に、同様のスキームで 2016 年 10 月から H8 社へコンタクト定期便の発送業務を委託し、H2 社が設立される 2019 年 8 月まで、MS 社から得た資金が H1 社を介して支払われることとなった。

H2 社が設立された後は、上記スルー取引は解消され、VH 社と H1 社の直接取引へと移行した。しかし、実態は何もかわっておらず、請求書の宛先が変更されたという事実のみである。

h14 氏によると、現在においても H1 社としてのメールが来ているとのことで、H2 社を H1 社の「カスタマーセンター」と認識していたとのことである。

経理担当者へのインタビューにおいても、総勘定元帳の適用欄にも H9-1 社と記載があり、実際に多くの従業員が H2 社と H9-1 社と H1 社を混同している状況であった。

3. H2 社との契約内容

VHR 社(旧 MS 社)と H2 社は、2019 年 8 月 1 日付で業務委託基本契約書及び業務委託覚書を締結している。業務委託基本契約書において、業務委託覚書に記載した業務料を支払うこととされているが、業務委託覚書(業務期間は 2019 年 9 月 1 日～2020 年 8 月 31 日とされている)では業務料金について、業務ごとに見積書を提出し協議の上決定することとされており、業務委託基本契約書及び業務委託覚書では業務料金の算出根拠となる単価や工数については何も定められていない。業務ごとに見積書について、H2 社業務の VH 側の窓口であった h2 氏に提出を依頼したが、提出されないまま 2023 年 3 月 13 日に一身上の都合により辞任した。その後、H2 社に訪問した際に、H2 社と業務委託契約を結んでいる H9-1 社代表取締役 q1 氏に依頼し、後日代理人弁護士経由で 2019 年 6 月 19 日付の見積書のコピーを入手したが、当該見積書以降に追加・変更された請求項目の単価については、見積書に基づく金額かを確認できていない。

VH 社と H2 社は、2022 年 4 月 1 日付で、2019 年 8 月 1 日に締結された業務委託基本契約書に基づき覚書を締結しているが、有効期間を当初覚書の 1 年から 3 年に変更している。これは、h2 氏が 2022 年 4 月 14 日に星組経営会議に VH 社と H2 社との覚書締結完了を報告していることからわかるように、h1 氏指示のもと h2 氏が主導で進めたものである。h1 氏がこれらを指示した要因は、2022 年 3 月 29 日の「星組経営会議メンバー」の議事録に議題「C1 社との話し合い」の決定事項として、H2 社が 1 年半しか持たないため、1 年以内に飲食含めて準備するようとの指示を出していたことから、h1 氏自身の辞職を予見し、代表取締役の地位であるうちに星組関係会社に有利な契約を結ばせることを画策したためと考えられる。

業務委託基本契約書には、再委託をしてはならない旨が明記されているが、2022 年 6 月 25 日の q5 氏の h1 氏に対するキャッシュフロー報告によると、2022 年 6 月から 8 月まで、H2 社の業務受託売上が毎月 55 百万円～57 百万円であるのに対し、業務委託費が 40 百万円～45 百万円計上されており、売上金額の大部分が業務委託費として支出されていることが判明している。また、H2 社往査の際に、q1 氏より H2 社と業務委託契約を結んでいる旨の回答を得ている。一方、h2 氏及び h3 氏に再委託についてインタビューしたが、H2 社が再委託している会社はないとの回答であった。

H2 社からの請求書の承認プロセスについて、請求書は H2 社と業務委託契約を締結している H9-1 社代表取締役である q1 氏より送付され、楽々精算システムに h2 氏が申請し、承認者は h1 氏、h2 氏、財務担当、経理担当の 4 名となっていた。上述の通り、見積書は VHR 社社内に残されておらず、数量や実費の根拠資料も添付されていないことから、経理においては請求金額についての実質的なチェックができない状況となっており、金額について説明できるものは VHR 社の社内にはいなかった。

4. 不適切な請求項目

(1) 請求概要

H2 社から VH 社への請求金額は、2020 年 4 月期に約 3 億円、2021 年 4 月期に約 5 億円、2022 年 4 月期に約 6 億円(月額 5 千万円程度)と増加している。請求金額の大部分はトータルサポート業務であり、請求項目はランニングコスト(管理料 10%含む)と実費に区分されている。ランニングコストは単価×数量で算出されており、単価は見積書のもの、数量は先方算出のものである。h2 氏、h3 氏、q1 氏へのインタビューで、ランニングコストの各請求書項目の根拠と、実費請求項目の根拠の説明を求めたが、適切な回答は得られなかった。また、根拠資料の提出を求めたが、説明に足る資料は提出されていない。

(2) スペース費

請求明細のスペース費については、拠点 B の 3 階及び 5 階の賃料は実費で請求されているが、2020 年 10 月より徐々に増加されている。しかし、下表からわかるように、新たな賃貸契約が発生していない時点においても賃料が増額されており、実費請求の説明がつかない。

【ビルオーナーへの照会内容】※備考は加筆

部屋番号	賃借人	連帯保証人	備考
3 階 302 号室(165.21 m ²)	2015 年 9 月より H9-1 社	なし	26 席(図面より) H3 社の在庫あり VH 社以外に 15~20 社の業務を行っている と主張
	2020 年 9 月より H2 社	H9-1 社	
5 階 501 号室(116.11 m ²)	2021 年 6 月より H2 社	H9-1 社	
5 階 503 号室(67 m ²)	2021 年 6 月より H2 社	H9-1 社	q1 氏のオフィス
5 階 505 号室(215.76 m ²)	2014 年 6 月より H9-1 社	なし	
	2021 年 7 月より H2 社	H9-1 社	

【請求明細のスペース費(実費)の変遷】

時期	VH社への賃料請求	請求対象の部屋番号(号室)
2020 年 10 月～	240,000 円/月	302
2020 年 12 月～	420,000 円/月	302
2021 年 6 月～	720,000 円/月	302
2021 年 12 月～	1,000,000 円/月	505、501(一部)
2022 年 4 月～	1,740,000 円/月	501、503、505

それぞれの増額理由を q1 氏へ伺ったが、明確な回答は得られなかった。また、拠点 B 3 階 302 号室については、VH 社以外で 10~15 社の電話対応業務が行われているとのことであるが、金額が他社と案分されていなかったように見受けられ、その点について q1 氏に説明を求めたが、回答は得られていない。

また、拠点 B の家賃負担額に関しては、「星組経営会議メンバー」の LINE において、2022 年 4 月 20 日に h2 氏が、「MS 社コンタクトグループと負担賃料満額まで初台の賃料をアップするコンセンサスが取れた、すなわち 75 万の費用増額の合意が取れた」旨の報告をしている。一方、当該合意をとったとされる VH 社従業員 2 名にそれぞれにインタビューを実施したところ、2 名ともこのような合意をした覚えがなく、もしかしたら「H8 社の商品の一部を拠点 B に持ってくるから、H2 社からの請求額が上がる一方で、H8 社の料金は下がるから行って来いになる」と h2 氏より聞いており、負担額が変わらないなら良いかと思ひ、「そうですか」と答えたことがこのようなやりとり

に繋がっているのではないかとのことであった。

さらに、「星組経営会議メンバー」のLINEにおいて、2022年4月20日にh2氏が、拠点Aに301号室を追加で賃貸するか否かの議論について、「VHR社に負担をシェアしてもらうことでリスクヘッジさせること、一年後のもしもの時の判断として拠点Aに拡張性を持たせておくこと、浮いたお金はすべて現ビジネスに回すというのは正しい部分はあるが、資金の使い方に「遊び」のない議論となってしまう星組の良さがなくなるため、手元キャッシュがなく拠点C新店舗にかけるお金がなくなるため拠点A301号室の追加賃貸を見送るのはアリだが、そうでないなら一年後の備えを視野に入れた倉庫利用をすべき」という旨のメッセージが残っており、拠点A301号室の賃料負担のためにVHR社の請求額を増額したと推察される。

(3) 人数

H2社の人員構成は、H2社提出資料によると、拠点B3階及び5階の電話対応60名、定期配送問合せ30名、茂原配送センタースタッフ3名、LOMドライバースタッフ1名(コンタクト出荷業務請求書の実費9に該当する項目)の合計94名との記載がある。しかし、電話対応業務を行っているとされている拠点B3階は、他のクライアントの電話対応をしているとの理由で視察を拒否され、VH社従業員へのヒアリングにおいても、3階の中を確認したという人はいなかった。また、配送問合せ30名についても、当委員会で視察をした際に5階で稼働を確認できたのは5名であり、VH社従業員へのインタビューにおいても5名程度であった。他の人数情報に資する情報は下記のとおりである。

- H2社の内線はq1氏以下15名分である
- 星組経営会議ではH2社は20名、H9-1社も20名(内拠点C10名)と記載がある
- h9氏経由で入手した、H2社へ付与している現在利用されているVH社アカウントは、計60名(CC業務56名、配送4名)である
- 2022年6月25日のq5氏のh1氏に対するキャッシュフロー報告によると、2022年6月から8月まで、H2社は業務受託売上を毎月55百万円～57百万円、販管費を51百万円～60百万円(うち、業務委託費40百万円～45百万円、人件費7百万円～12百万円など)計上しており、仮に月額10百万円で平均給与25万円と置くと、40名と試算される
- LINEデータより2022年2月現在の役員保険等が一覧管理されており、H2社、H9-1社、H10-1社、H11社、及びH6社が記載され、H2社は代表取締役のq3氏を被保険者とした保険に1件、従業員14名で10件、計15名11件の保険に加入していることがわかっている

(4) 配送センタースタッフ費

H8社の茂原市の倉庫に、H2社所属の従業員が3名従事しており、実費にてVH社へ請求されている。稼働時間は茂原市の倉庫の事務所にあるPCの勤怠表にログインし稼働時間を入力することで集計される。茂原市の倉庫のVH社従業員の発言によると、当該従業員の採用面談はVH側で進め、VH社の従業員として雇用する予定であったが、h2氏の指示のもと、なぜかH2社が当該従業員を雇用することになったとのことである。当該取引で実費として請求されている金額の算出方法は、下記のとおりであり、直接雇用をするよりコストが掛かっている。

- 茂原配送スタッフ人件費(4名、社会保険料・有休込+管理費) / (実時給単価×1.3) × 実働時間

5. 小括

上記の事実関係に照らすと、VH社とH2社間の取引において、少なくとも、H2社のVH社に対する請求書における、拠点Bの賃料増額の不合理性及び定期処理業務料の金額の不透明性を、指摘することができると思われる。

第3 人員派遣等に関する取引(H4社)

1. 基本情報

登記情報によると、H4社は、2013年6月に東京都中央区に設立され、代表取締役役に「星組経営会議メンバー」であるq2氏が就任している。その後、2022年11月に支店を東京都中央区に設置している。また、事業の目的は、経営コンサルティング業務、各種マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング業務など複数記載されている。なお、q2氏によると、H4社は役員1名、株主はq2氏1名であるとのことである(後記「第5章第1連結要否の検討状」を参照)。

2. H4社に有利な契約の更新

VHR社(旧MS社)とH4社の間で2013年6月25日に契約を締結し、2022年5月1日にVH社とH4社との間で業務委託契約書を再締結している。q2氏によると、2022年5月1日付業務委託契約書は、2013年6月25日付業務委託契約書が古いため再締結したものとのことであるが、LINEデータによると、h2氏は2022年5月4日にq2氏に対し、契約書の再締結の際に、「第2条の契約更新変更の意図ですが、重要なのはH4社に有利かつ長期の契約を結ぶため」と発信している。再締結された同契約の第2条には、契約期間は3年自動延長として、契約満了の6ヵ月前までに通知がない場合、2年間の更新がなされる定めとなっている。また、第3条第1項において、「本契約に基づく月額報酬は別紙覚書にて取り決める事とする」と記載されているが、別紙覚書は存在が確認できていない。2013年6月25日締結分、2022年5月1日締結分のどちらにおいても、社内稟議その他の決裁プロセスに係る書面は残されていなかった。また、H4社は設立当初よりVHR社(旧MS社)と取引が発生しているが、信用調査及び与信の見直しは行われていなかった。

H4社より送付される請求書は、「星組経営メンバー」であるH4社の代表取締役役のq2氏が自身で申請を挙げており、財務経理、経理担当G、h1氏、h2氏の承認を経て、支払が行われている。

3. H4 社の業務実態

請求書	6か月		
単位:千円	2021/4期	2022/4期	2022/10月
業務委託料			
社長室	66,264	55,148	22,182
東京BL	10,432	11,556	5,688
中部BL	3,662	3,330	1,672
関西BL	4,546	4,931	2,968
リラク事業部	15,738	20,122	9,759
CLG	5,400	6,819	4,044
人事	309	-	-
研修統括	2,698	1,742	876
マーケティングG	2,826	3,419	1,834
アスタイル	514	-	-
アルバイト	12,246	13,019	4,040
【賞与】社長室	3,925	9,894	-
小計	128,566	129,986	53,065
実費			
移動交通費	1,388	629	331
申請交通費	403	454	89
出張宿泊費	-	244	157
立替経費	578	682	88
調整金（業務料消費税調整）	-	-	-44
小計	2,370	2,011	623
税抜合計	130,936	131,997	53,689
消費税額	12,464	12,998	5,306
請求額合計	143,401	144,995	58,995

出典：請求書

(1) H4 社の業務状況

H4 社より賃金が支払われている社員は、2020 年が合計 12 名、2021 年は合計 13 名、2022 年が合計 10 名、2023 年が合計 9 名であり、1~2 名が男性である。2023 年 3 月 15 日現在の H4 社所属従業員等は q2 氏を含み 10 名であり(社内アルバイトが 2 名:h4 氏の親族 2 名がチラシ作業をしている)、直近で退職者が 3 名いることを h4 氏より回答を得ている。

- q7 氏:2023 年 3 月 12 日付
- 女性社員:2023 年 4 月 10 日付 店舗最終出勤 3 月 31 日
- h4 氏の親族:2023 年 2 月 28 日付

q2 氏によると、H4 社の売上は全て VH 社グループに対するもの(VH 社関連の業務しか行っていない)とのことであり、VH 社に対しては、経費請求という形で実費(交通費、出張経費、人件費等)を請求している。H4 社の従業員等は勤怠表、シフト表が作成されているが、q2 氏及び h4 氏にかかる H4 社の勤怠表やシフト表は存在していない。LINE データによると、H4 社の給与支払業務は従来 h4 氏が実施していたが、2022 年 9 月頃 q2 氏に

変更されており、また、h3氏がH4社のメール設定を管理している。

LINEデータによると、H4社の雇用契約関連や社会保険手続についてはq2氏が実施しているが、q2氏はH4社を含む「星組関係会社」の取引や意思決定等についても、適宜h1氏の指示を仰ぎ、日常的に緊密に行動している。

後記「4. 実態とは異なる請求(h4氏、q7氏)」に記載のとおり、h4氏とq7氏については、H4社の従業員としてVH社へ請求を行っているが、h4氏は、H4社の従業員ではなく、H14社の従業員であり、賃金もH14社より支払われている。h4氏の給与がH14社から支払われるようになったのは、2016年10月からであり、q2氏より変更をする旨を伝えられ変更されている。q7氏については、2023年1月からH4社の従業員として支払われている(それ以前はH11社と推測)。

h4氏はq2氏に対し、h4氏が自身で代表取締役を務めるH16社に、2022年11月よりH14社から支払われる給与の7割を業務委託料として入金するように依頼し了承を得ている。H16社の銀行口座明細上、実際に2022年11月以降H14社より7割分が振り込まれていることが確認されているが、h4氏個人口座を確認したところ、3割分はH14社ではなく、H4社より入金がなされていた(2022年10月以前はH14社からの入金)。当該理由についてq2氏より返答を得られていない。

H16社は、h4氏と他の取締役と2名で設立した会社であるが、他の取締役についてはVH社の業務受託者であり、社員番号が付与されVH社の業務も一部実施している。LINEデータによると、H16社は、h1氏主導でなく、h4氏の友人との間で設立に至った可能性がある。

(2) H4社の従業員の役割

H4社の従業員は、基本はVHR社の所属する店舗や事業部の方針に従っている。各従業員の感覚としては給与がH4社から入っているだけであり、業務上の判断や指示は、VHR社の所属先の上長から受けている。また、これまで給与や賞与の評価・決定においてはVHR社に合わせて行っており、h4氏からH4社の従業員が所属するVH社の店舗や事業部の上長にヒアリングをしたうえで決定している。q2氏とh4氏を除いて現場のSDの指示で動いており、業務委託先というよりVHR社の従業員と同じ扱いを受けている。

4. 業務委託費の妥当性の有無

毎月の請求書は、部署別に発生した費用のみが記載されており、H4社の従業員の誰がどの程度関与したかにかかる明細までは記載されていないが、2023年2月度についてはq2氏よりH4社の従業員別の請求内訳が送付されている。なお、H4社の請求額の計算、請求書作成はq2氏が実施しており、その他のH4社の従業員は関与していない。

請求内容					
単位:千円	岡村氏	社員分	研修費	社内バイト	合計
2023/2月請求書明細					
給与額	650	3,998	560	360	5,568
請求額(税抜)	1,040	5,766	560	576	7,942
請求倍率	1.60倍	1.44倍	1.00倍	1.60倍	1.43倍
消費税	-	-	-	-	794
業務委託料合計	-	-	-	-	8,736
立替経費・交通費	-	-	-	-	110
請求額合計	-	-	-	-	8,847
請求書と給与データ比較					
給与データ	未入手	3,947	未入手	267	
差異	未入手	51	未入手	92	

出典：請求書、給与データ等

2023年2月のH4社からVH社への請求上、h4氏は基本給及び手当の基準額の1.42倍、その他の従業員及び、社内バイトに対しては給与基準額の1.6倍で請求がかけられている。この割合決定については、契約書、覚書、その算定根拠は残されていない。また、当該請求にかかる倍率の設定の経緯、根拠について、h4氏は把握していなかった。2023年2月の請求書のH4社員別の請求内訳において、研修費として560,000円が請求されている。研修費の説明として、「販売支援チームも大きな意義はブロックを超えて、会社全体の販売支援を行う。全国の新店オープン応援・キャラバン・売上低迷地区のヘルプ等 出張応援は多岐にわたり、新規プロジェクトを全国のブロックに浸透させるというミッションもあり、会社の代表として、全国の店舗社員に啓蒙活動」と記載があるが、別途q2氏分として1,040,000円(基準給与650,000円×1.6倍)の請求がなされており、q2氏分として請求されているのであれば、二重請求となっている可能性がある。

また、h4氏によると、H4社として研修活動等を外部から招いて実施する等の事実は把握していない旨の回答を得ており、業務実態が確認できない費用である。

2023年2月度請求明細の各従業員の給与額について、本調査において入手ができた給与データと照合を行ったところ、従業員分については51,266円(2名)、社内バイト分については92,400円(2名)、請求明細が給与データよりも過大となっていた。請求明細と給与データに差異が発生していた従業員は主にq7氏分であるが、2023年2月の請求書のH4社員別の請求内訳によると、q7氏分として800,000円を請求されている。q7氏は「ベース給与500,000円×1.6倍」により請求額が算出されているが、2023年2月の支給控除一覧(給与データ)上、q7氏のベース給与は450,000円であり、80,000円((500,000円-450,000円)×1.6)が過大となっている可能性がある。当該差額が発生している理由について、h4氏は把握していない。

請求明細と給与データに差異が発生していた社内バイト分については2023年2月の請求書のH4社従業員別の請求内訳によると、576,064円を請求されている。算定根拠は、「社内バイト代360,040円×1.6倍」となるが、社内バイト社からH4社に発行されている社内バイト分請求書は267,640円(h4氏の親族2名分)となっており、147,840円分((360,040-267,640)×1.6)が計算上過大となっている可能性がある。このような状況の中、前記「2.H4社に有利な契約の更新」に記載のとおり「別紙覚書」が締結されておらず、根拠が不明確な請求倍率(1.42倍、1.6倍)でVHR社に対して請求している状況や、業務実態が確認できない費用を請求がなされている可能性があるため業務委託費が妥当でない可能性がある。

5. 実態と異なる請求(社内バイト・家族バイト)

VH社グループでは、チラシ折やポスティングなど店舗でやりきれない業務については、従業員の副業又は従業員の家族に対して業務を依頼することで、家族全体の所得を増大させることを目的に設けられた制度である(以

下「社内バイト」)。H4社の社内バイトとして、h4氏の親族にチラシ折業務が依頼され、VH社にチラシ折枚数が報告されている。アルバイトの給与が発生している対象者は3名が確認されており、時給ベースで給与計算が行われている。アルバイト②、③についてはH4社の従業員であり、H4社の従業員としても給与が発生している。社内バイト給与については以下の流れで計算され支払われている。

- 勤怠表作成:社内バイト毎に枚数・時間・稼働日数を記入する。
- 給与計算資料(※):h4氏が勤怠表の時間に基づき社内バイトの給与計算を行う
- q2氏へ連絡・確認の上、支払い。

(※)2023年8月より社内バイトよりH4社に対する請求書をh4氏が発行する形式となっており、合計金額をh4氏の母名義の口座に振り込んでいる。

社内バイト勤務情報	6ヵ月		
	2021/4期	2022/4期	2022/10月
アルバイト①			
平均勤務時間	181時間	189時間	182時間
平均時給(円)	998	998	5,988
平均給与(千円)	180	188	181
年間給与(千円)	2,161	2,259	1,087
チラシ折枚数(千枚)	1,404	1,490	554
報告枚数(千枚)	1,334	1,472	376
アルバイト②			
平均勤務時間	396時間	374時間	159時間
平均時給(円)	1,100	1,100	1,100
平均給与(千円)	435	411	158
年間給与(千円)	5,222	4,934	1,051
チラシ折枚数(千枚)	4,590	4,475	917
報告枚数(千枚)	4,930	5,340	1,210
アルバイト③			
平均勤務時間	61時間	72時間	-
平均時給(円)	1,500	1,727	-
平均給与(千円)	91	125	-
年間給与(千円)	548	1,385	-
チラシ折枚数(千枚)	-	102	-
報告枚数(千枚)	-	-	-

出典：アルバイト勤務資料等

注:アルバイト③は2020年11月から2022年3月の期間のみアルバイトを実施しているため、2021年4月期は2020年11月～2021年4月、2022年4月期においては2021年5月～2022年3月分を集計している。

h4氏によると、アルバイト①については、時給998円で設定され、勤務時間が毎月180時間程度定期的に発生している状況である。アルバイト②については、時給1,100円で設定され、勤務時間が月300～400時間を超える月もあり、実労働時間より給与計算上の時間が過大な状況である。アルバイト①、②の時給決定において、アルバイト①については県の最低時給、アルバイト②については長くやっているため時給1,100円としたとのことである。また、給与計算上の時間設定については、枚数ベースで時間を算出しており、1時間分のチラシ折り枚数として、手折りが400枚、機械使用時1,000枚と設定したこと及び、アルバイト①は手折り、アルバイト②は自動紙折

機を使用してチラシ折業務を実施している(例えば 40 万枚のチラシを折ればアルバイト②であれば 1,000 枚当たり 1 時間で計算されるため 400 時間となる)。

また、アルバイト②が使用していた自動紙折機については購入時の明細がなく、実物も調査時には破棄されており確認ができなかった。なお、VHR 社に対する報告枚数と給与計算資料上のチラシ折枚数が異なるが、h4 氏によると、給与計算資料上の集計誤り、及び報告枚数への記載誤りであるとのことである。

アルバイト③については、給与計算資料上、チラシ折枚数が集計されていたが、給与集計資料上の誤りであり、チラシ折は実施しておらず VHR 社の業務支援のみを実施しているとのことである。

上記の通り、勤務時間は枚数当たりの時間数で算出され、実際の作業時間とは異なっており、実態にそぐわない請求であるといえる。

6. 実態とは異なる請求(h4 氏、q7 氏)

h4 氏は、H4 社の従業員として VHR 社に請求がなされているが、H4 社の従業員ではなく、H14 社の従業員である。また、q7 氏についても H4 社の従業員として VHR 社に請求がなされているが、2022 年 12 月まで H4 社の従業員ではなく、2023 年 1 月より H4 社の従業員となっていることが判明している。LINE データによると、2022 年 2 月現在の H2 社、H9-1 社 H10-1 社、H11 社、H7 社及び H6 社の役員保険等の一覧管理情報が検出されているが、当該情報の保険加入を見ると H11 社に所属していた可能性がある。

上記の通り、H4 社の従業員でないにも関わらず、H4 社の従業員として VHR 社に請求がなされている状況については実態にそぐわない請求であるといえる。

7. H4 社の労働法への抵触の可能性

実質は労働者派遣でありながら、契約上は請負契約又は業務委託契約としている場合は、いわゆる偽装請負といわれている。H4 社と VH 社間において業務委託契約が締結されているが、「H4 社の各社員に対し、基本は所属する店舗や事業部の方針に従うよう伝えてきている。各社員の感覚としては、給料は H4 社から入り、業務上の判断や支持を仰ぐ場合には所属先の上長とやって頂いている形である。」(2023 年 3 月 15 日における h4 氏からの回答)に照らすと、H4 社の各従業員が VH 社の各部署及び各店舗において VH 社の指揮命令に基づいて労務を提供していた実態が存在していたようであり、H4 社が労働者派遣法違反であった可能性があると考えられる(労働者告示第 37 号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」)。

第4 店舗の閉店等における取引(H3社、H12社、H5社)

1. H3社、H5社、H12社に関する論点の概要

H3社は2022年7月に設立され、VH社元従業員のq8氏が就任している。事業内容は、VHR社の永福町店、千歳船橋店の事業を譲り受けて、眼鏡の仕入れ販売を行っている。

H5社は2020年9月に設立され、代表取締役には元VH社従業員のq9氏が代表取締役に就任している。事業内容としてはVH社グループへの人材派遣を行っている。

本調査によって、h1氏がH3社及びH5社の設立を企画し、代表取締役にq8氏、q9氏を指名して設立を指示するとともに、VH社グループの従業員を多数巻き込んで設立の準備及び店舗営業の手伝いをさせていたことが明らかになった。

また、VH社グループの役職員に対して複数の事業を行うことを目的として、h1氏の指示のもと「星組経営会議メンバー」であるq2氏が代表取締役を務めるH12社と株式引受契約を締結させ、2022年11月15日を期限として出資の払込みを指示している。h1氏らは、出資者に対して主にH3社の運営資金や飲食を行う会社を設立して運用資金として使われると説明していたようであるが、VH社に現在在籍する各出資者によると、各人により説明を変えており、H12社に集められた資金の用途は判明していない。

2. 利益相反行為のきっかけ

LINEデータによると、2022年3月の「星組経営会議メンバー」の議事録において、h1氏がC1社よりVH社グループの利益が回復できない場合に経営陣を退任させる旨のコメントを受けたと記載があり、退任に備えて眼鏡事業の会社を1社、それ以外の会社を1社設立する方針としたことが伺える内容となっている。この眼鏡事業の会社が後のH3社、それ以外の会社がH5社であったと推測される。なお、C1社代表取締役、C1社からのVH社社外役員らによると、そのような発言はしていないとの回答があり、両者の意見は食い違っている。

3. ターゲット店舗の選定

LINEデータによると、その後、2022年4月にh1氏はVH社役員・執行役員が属するLINEグループへ、新会社(後のH3社、H5社)を立上げて眼鏡屋を始めるにあたり、下記の説明を行っている。

- 新会社の人員を確保するためにVHR社の従業員を退職させて転籍させる(後のH5社)
- VH社グループの従業員を巻き込んでメガネフレーム、レンズ、コンタクト、補聴器のメーカーと取引交渉をさせる必要があるが、どのように説明して巻き込んでいく必要がある
- VH社グループの店舗を居ぬきで別会社(後のH3社)に譲渡することを考えており、永福町店、千歳鳥山店、その他1店舗が候補となる。

さらに、2022年6月には、h2氏からq8氏に対して、H3社の設立をq8氏にお願いしたい旨、設立手続をq2氏に代行する旨を連絡しており、そこにはh1氏と協議のうえ決めたことが示されており、H3社を設立する方針についてはh1氏が起案、指示を行っていた。

4. ターゲット店舗の意思決定

永福町店と千歳船橋店の閉鎖については、通常の店舗閉鎖の意思決定フローではなく例外的なフローによって決定されたことが判明している。通常の店舗閉鎖の意思決定は、h1 氏の号令によって年に一回、期末前後に実施される閉鎖決定会議で決定されることが多く、各ブロックで個別に行われている定例会議(頻度はブロックによって異なるが週次～月次)、営業部会議等により閉鎖が決定され、ブロック長やSDからh1氏に承認申請を行う場合もあるが、大半は上記の閉鎖決定会議にて決定される。閉鎖決定会議にはh1氏、h2氏、執行役員、営業部長、ブロック部長等が参加し、店舗別損益表に基づいて共通費配賦後 EBITDA(営業利益+減価償却費。以下、EBITDA)で低い順に並べて業績が悪い順で協議を行うことが通例であった。

一方、永福町店は、2022年6月に開催された閉鎖決定会議で決定された閉鎖候補店舗の対象には上がっておらず、営業本部から送信されたh1氏承認依頼のメールには閉鎖対象店舗としてリストに含まれていなかった。しかし、数日後に同文面で、営業本部の担当者からh1氏へ承認依頼が再送されており、この際、新たに、永福町店が含まれていた。永福町店のエリアを担当するブ

ロック長やSDは閉鎖対象となることを認識しておらず、承認依頼を行った担当者はH3社のサポートメンバー(後記「5. VH社役職員への関与の指示」を参照)であり、h1氏の指示でリストに加えられたものであった。また、千歳船橋店についても、閉鎖候補店舗対象にはあがっておらず、2022年9月にh2氏からh1氏に対して突如メールで千歳船橋店の閉鎖の承認申請の連絡がなされおり、こちらも通常では発生しない承認フローとなっていた。

上記の通り、承認フロー自体が通常と異なったものであったことに加えて、店舗の業績としても閉鎖対象とすることに合理性ではなかった可能性が考えられる。上表は、2022年6月の閉鎖意思決定会議の際に用いられた店舗別損益表から2023年5月以降に閉鎖した店舗を抽出し、2022年4月期のEBITDAを降順で並べたものである。店舗1～3、4については2022年4月期のEBITDAが永福町店、または千歳船橋店より良いが、いずれも移転、立ち退き、人員不足による閉鎖であり、業績不振によるものではない。また、永福町店、千歳船橋店より業績の悪い店舗5についても、立ち退きのために閉鎖したものである。これらの状況に鑑みると、永福町店及び千歳船橋店は、意図的に店舗閉鎖が行われているように思われ、店舗閉鎖の合理性がなかったように伺える。

さらに、永福町店と千歳船橋店の他にも、複数の店舗をH3社に譲渡することが協議されており、例えば2022年11月のLINEデータでは、ある2店舗を候補として挙げている。その後、引き渡しを前提として店舗改装を指示しており、2023年1月8日には、h1氏が上述したLINEグループに対して、ある1店舗のオープン時期を2023年3月とする旨の発言を行っている。(2023年1月に事前調査開始により頓挫しており、店舗契約を指示さ

閉鎖店舗	2020/4期	2021/4期	2022/4期	順位
単位:千円				
店舗1	6,222	8,704	6,589	59 /330店舗
店舗2	6,030	4,570	2,610	112 /330店舗
店舗3	▲414	692	1,484	136 /330店舗
千歳船橋店	7,343	4,298	750	158 /330店舗
店舗4	7,108	2,895	510	164 /330店舗
永福町店	606	43	▲94	181 /330店舗
店舗5	6,113	4,847	▲155	186 /330店舗
店舗6	2,526	94	▲524	197 /330店舗
店舗7	▲125	1	▲819	206 /330店舗
店舗8	▲461	▲1,211	▲1,542	225 /330店舗
店舗9	1,430	▲2,177	▲2,614	249 /330店舗
店舗10	4,615	2,188	▲3,254	264 /330店舗
店舗11	▲927	▲751	▲3,436	267 /330店舗
店舗12	▲2,228	2,557	▲3,504	270 /330店舗
店舗13	▲30	▲1,220	▲3,845	277 /330店舗
店舗14	4,280	▲197	▲3,905	278 /330店舗
店舗15	1,301	1,013	▲3,980	279 /330店舗
店舗16	1,316	416	▲3,990	280 /330店舗
店舗17	-	▲1,713	▲4,355	282 /330店舗
店舗18	5,003	▲1,082	▲4,374	283 /330店舗
店舗19	830	▲1,039	▲4,399	284 /330店舗
店舗20	2,408	217	▲4,789	286 /330店舗
店舗21	219	▲799	▲4,886	288 /330店舗
店舗22	▲515	▲1,613	▲5,297	290 /330店舗
店舗23	▲4,047	▲2,552	▲6,173	298 /330店舗
店舗24	▲8,114	▲4,668	▲6,424	301 /330店舗
店舗25	707	▲2,130	▲6,598	304 /330店舗
店舗26	▲4,369	▲5,398	▲7,246	306 /330店舗
店舗27	▲474	▲16,071	▲9,929	313 /330店舗
店舗28	▲9,756	-	▲10,064	314 /330店舗
店舗29	▲1,569	▲10,431	▲10,568	316 /330店舗
店舗30	-	▲2,984	▲12,049	320 /330店舗

出典：店舗別損益表

れていた担当者に h1 氏から電話があり、開店は進めないよう連絡があったとのことである。

5. VH 社役職員への関与の指示

H3 社の設立準備・運営にあたって、h1 氏は VH 社グループの役職員を集めて従事させている。具体的には、H3 社をサポートする要員を集めた LINE グループ(以下、「H3 社サポート LINE」)を作成するとともに 2022 年 8 月からは、永福町店の 2 階で毎週日曜日の 20 時から会議を行っていた(一部の役職員は Web 会議で参加)。H3 社サポート LINE、及び会議には VH 社グループの役職員が多数参加しており、20~30 名が参加していた。この内、取締役、執行役員以外の従業員の多くは、2022 年 7 月頃、個別に h1 氏に呼び出されて H3 社の設立について説明を受け、日常業務に優先して設立の準備や運営を手伝うように指示されたと述べている。H3 社サポート LINE グループには招待されたというよりは自分の意思とは関係なくメンバーに追加されたという従業員も存在していた。当該指示に基づいて実際に行われた業務としては、VHR 社保有の在庫引き渡し、眼鏡・コンタクトメーカー等と H3 社が取引を開始するための交渉、機器の引き渡し、店舗契約、店舗の改装、VHR 社の社用車の貸出・駐車場の手配、人材募集、ロゴや看板のデザイン、店舗への応援要員の派遣など多岐に亘っている(詳細は、後記「10. 今後の対応」を参照)。事前調査によると、h1 氏は、「VH 社グループの役職員は元仲間のために自発的に手伝っており、主導しておらず、経営の素人のために相談に乗っているだけ」と回答をしているが、LINE データや H3 社のサポートに参加していた役職員からは、h1 氏からの指示のもと、日常業務に優先して H3 社の設立や運営に従事させられていた様子が伺える。

6. H12 社への出資の誘導

(1) H12 社への出資の指示

LINE データによると、h1 氏は 2022 年 10 月に任意で出資を募っており、出資先の会社として H12 社を指定している。これは、H3 社の設立と銀行口座の開設に時間がかかることから q2 氏の会社である H12 社を一時的に借りていること、株式引受契約書に出資額を記載のうえ署名押印して 2022 年 10 月末までに PDF を送ること、2022 年 11 月 15 日までに払込みを完了することなどが説明されている。なお、本調査において、H12 社の銀行口座への入金履歴において 19 名、13.5 百万円の確認が出来ているが、LINE データによると、h1 氏は 17 百万円、q2 氏は 3 百万円出資する想定である旨が記載されているものの、入金履歴において当該事実は確認できていない。

入金の確認ができた 19 名のうち、VH 社に現在在籍する各出資者は役職員合わせて 11 名である。在籍する各出資者によると、出資をした理由は各人で異なり、h1 氏に恩義を感じていたため、協力したい気持ちで出資を行ったとする回答がある一方、(踏み絵のようで)断る勇気がなかった、断ると人事評価等に影響する、手切れ金として渡したとする回答者も存在している。

(2) 出資金の用途の説明

H12 社の資金用途については、下記のように出資者ごとに h1 氏からの説明が異なっており、多くは H3 社の運営資金、又は飲食事業に使用すると説明されていたようである。また、H12 社から H3 社に出資された場合には背任罪にあたる可能性があるため、H3 社以外に運用されると説明されていた者も複数名いる。実際に H12 社

の資金がどのような用途に使われているかは不明である。

- 眼鏡事業だけでなく、飲食事業も含めて新しいビジネスに使用する。
- H3 社だけではなく、飲食事業を含めた様々な事業を行う。
- h1 氏が VH 社代表取締役を解任された場合に、路頭に迷う従業員の受け皿を作るための資金が必要である。

(3) 出資のための調達手段

2022 年 10 月に H12 社へ出資を行った当該役員 3 名 (h2 氏、h7 氏、h14 氏) には、他の役職員に対しては支給されていないにもかかわらず、賞与が支給されている。また、VH 社グループでは、従業員の福利厚生の一環として社内融資制度を導入しているが、従業員 2 名は、2022 年 9 月及び 10 月に H12 社へ出資を行うため社内融資を受けている。

(4) 出資者への情報開示

2023 年 1 月の LINE データによると、h1 氏が q2 氏に対して、H12 社の出資者に H3 社と H5 社の月次決算数値を開示するために早急に取りまとめるように指示を出している。事前調査委員会が 1 月 10 日より開始されたため、実際には月次決算数値の開示は行われていないが、当該会話の内容から H12 社の出資者に H3 社、H5 社の利益が還元される仕組みになっていることが想起される。

7. H3 社の開店資金

LINE データによると、2022 年 8 月に H3 社が新たに賃貸するためには、永福町店の大家に対して 20 百万円ある事を証明する必要があるため、h1 氏は、資金集めに苦慮し、q2 氏に対して振込履歴が残らないように拠点 C で約 7 百万円を受け取っていることが判明している。また、その翌日に H3 社の口座に 17 百万円が現金で入金されていることが口座履歴から判明しており、2023 年 12 月の H3 社残高試算表にて、短期借入金 が 17.3 百万円計上されていることから、h1 氏が自身の手許現金と合わせて 17 百万円を H3 社に貸し付けているものと推測できる。

8. H5 社について

H5 社は H3 社と時期を同じくして設立されており、h1 氏の指示によって H5 社は q9 氏が代表取締役となっているが、LINE データによると、設立にあたっては、2022 年 8 月に h1 氏から q2 氏に対して、VH 社グループに対して委託業務を行う会社を設立するにあたって代表を q9 氏に決定したことを伝えるとともに、q2 氏と q9 氏の間で連絡取って設立を進めるよう指示を出している。

H5 社は VH 社グループに対する業務提供を行う人材派遣会社として設立されている (h1 氏は「逆派遣」と呼称している)。2022 年 10 月より VHR 社及び VN 社と直接取引を行っており、VH 社グループの元従業員である q9 氏、q8 氏、他 6 名が、主に VH 社グループ在籍時の業務を継続して実施して業務委託費として請求しているものであり、内容としては VH 社グループの店舗や VHR 社が提携している眼科への応援業務、VH 社グループの企画開発のサポート業務等となっている。

H5 社設立後には、2022 年 11 月に h1 氏が H5 社関与メンバーの LINE グループを作成し、メンバーを追加し、給与の支払開始日についてアナウンスを行っている。別日においては同グループ内で q9 氏が h1 氏に対して H5 社から VHR 社への請求書発行の依頼しており、h1 氏がこれを了承していること、h1 氏と q2 氏の会話において、h1 氏が H5 社の決算を 6 月末に変更できるか確認し、q2 氏が可能である旨回答していることから、H5 社の経営、運営を主導していることが伺える。なお、H3 社サポート LINE 宛に H4 社を例に挙げて、VH 社グループに業務委託で入ることを想定した新会社(後の H5 社)を設立する旨を報告している。実際、H5 社から VH 社グループへの請求は単価×時間で請求されており、請求単価と各人の時給単価が併記されている。請求単価はいずれも各人の時給単価に 45%を上乗せしていると思われ、H4 社のスキームと酷似しており、VH 社グループから利益を吸い上げることを企図したものと推測される。

また、LINE データより h1 氏らが、q8 氏、q9 氏以外にも優秀な人材を転籍させることを画策しているやりとりが複数検出されている。判明しているだけで 8 名が H3 社、又は H5 社に転籍しており、VH 社グループの人材を転籍するよう誘導していると考えられる。

9. 小括

VHR 社は、H3 社との間で、2022 年 9 月 12 日付け資産譲渡覚書を締結し、同年 10 月 1 日付け業務提携契約を締結している。本契約により、VHR 社の永福町店の事業は、実質的に H3 社に移転することとなった。また、千歳船橋店についても、VHR 社の資産が H3 社に貸与された形となり、実質的に VHR 社の事業が H3 社に移転することとなっている。なお、千歳船橋店については、H3 社との間で何らの契約も締結されていない。

しかし、本件資産譲渡覚書及び業務提携契約は、h1 氏が H3 社及び q8 氏と共謀し、永福町店に係る VHR 社の事業を H3 社に移転させるために締結されたこと、本件店舗の VHR 社の事業を H3 社に移転するために本件店舗に係る個々の資産が H3 社に移転されたことが判明している。また、h1 氏が q8 氏を通じて H3 社を実質的に支配していた。

h1 氏は VHR 社取締役在任中、自らが実質的に支配し、その事実上の主宰者となっていた H3 社をして、眼鏡やコンタクトの販売という VHR 社の主力事業と競合する事業を営ませるために本件契約を締結していることから、h1 氏の行為は、「自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に屈する取引をしようとするとき」(会社法 356 条 1 項 1 号)に該当する可能性があると思料される。

しかし、h1 氏は VHR 社の取締役会に対し、当該取引が自己又は第三者のために行う競業取引であることを情報開示することなく、その承認も受けていない。

さらに、h1 氏は、H3 社を実質的に支配し、その事実上の主宰者となっており、本件契約は VHR 社と h1 氏との直接取引と同視できる可能性があり、本件契約の締結には会社法 356 条 1 項 2 号に基づき VHR 社の取締役会の承認が必要であるところ、かかる承認も行われていない。

そして、H3 社は、このような利益相反関係が存在し、利益相反取引に必要な VHR 社取締役会の承認を欠いていることを認識していると考えられ、悪意の第三者であると思料される。

以上の事実を照らすと、本件資産譲渡覚書及び業務提携契約は、VHR 社の必要な意思決定を欠いており、かつ H3 社はかかる事実について悪意であると思料されるから、H3 社との関係において無効となる可能性があると思料される。千歳船橋店については、VHR 社から H3 社に資産を貸与する根拠となる契納又は合意がなされていないようである。

上記の通り、永福町店(2022年9月閉店)と千歳船橋店(2022年10月閉店)の閉店は、単なる「店舗閉鎖」ではなく、「利益相反性を含んだ閉店」であったと考えられる。取締役の利益相反取引の承認は取締役会で決議されなければならないところ(会社法365条)、「利益相反性を含んだ閉店」を閉鎖会議で決定することについて、VH社の取締役会において、取締役会から閉鎖決定会議への権限移譲承認決議はなされていなかったようである。そして、永福町店と千歳船橋店の閉店が決定された当該閉鎖決定会議において、利益相反性の検討を含む合理的な理由や背景事情が説明されていたか等について、詳細に検討されるべきであると考えられる。

なお、VH社の関係会社管理規程によれば、グループ各社のM&Aは、VH社の取締役会承認事項であるところ、上記の永福町店と千歳船橋店での事業譲渡事案において、VH社の取締役会の承認決議はされていなかったようである。

また、H12社へ出資した資金がH3社の運営に使われていた場合、VH社の競合となる会社を設立、運営することとなるため、H12社への出資勧誘行為が競業避止義務に抵触する可能性があると思料される。さらに、H5社の設立についてもH4社と同様のスキームで外部委託にする必要性のない業務を、h1氏自らが主導して設立し、受託させて利益を享受していた場合には、利益相反取引となる可能性があると思料される。

10. 今後の対応

H3社サポートLINE、及び永福町2階で毎週日曜日の20時から実施される会議において、h1氏主導のもとH3社の設立準備、運営について協議が行われており、各業務担当者がメーカーとの取引交渉や機器の手配、店舗の改装、店舗契約、店舗応援等の多岐にわたる業務に携わっている。H3社をサポートする業務については、VH社グループ社員が業務時間中に対応を行っているがH3社に請求はしておらず、また、資材や経費等についてVHR社が負担して行っているものが多数存在している。さらに在庫取引についてもH3社に著しく有利な条件で行われている取引や、代金が回収できていない取引も存在している。H3社のサポート業務によってVH社グループが負担した業務や譲渡した資産、また当該行為によって発生した問題点は、下記のとおりである。なお、H3社はVHR社より永福町店、千歳船橋店の資産譲渡を受けているが、本件については資産譲渡契約を締結している。一方で、店舗の資産譲渡の他、VHR社からH3社に対する眼鏡フレームやコンタクトの販売取引や、機器を貸し出し取引が行われていることを認識しているが、契約書は締結していなかった。

(1) 店舗に置いてあった在庫(眼鏡フレーム、コンタクト、レンズ、アクセサリ等)

永福町店、千歳船橋店にもともとあった在庫を引き上げずに店舗に置いたままとなっている。眼鏡フレームについては、委託販売の形式で取引を行っており、H3社が販売した際に原価に一定の率を乗じた金額を請求している。なお、これはH3社に有利な取引となる方法を考えるようh1氏からVH社担当者に指示があり、委託販売形式を提案したところh1氏に承認を受けて当該取引形態となっていた。眼鏡フレームについて、永福町店が閉鎖する直前の2022年8月末に高級海外ブランドのメガネフレームを永福町店に全国の店舗から店舗間転送するように指示が出ていた。コンタクトレンズについてはすべてH3社において買い取ることとなったが、一部入金、返品されたものの大半が未入金となっている。レンズはメーカーからVHR社が受託販売をする形式となっていたが、VHR社が受託していたレンズ在庫を無断で販売していた。

(2) H3社に営業開始後販売したメガネフレーム、コンタクトレンズ等にかかる売上債権

永福町店、千歳船橋店に置いてあった在庫の他、H3 社が店舗営業を開始した後にメガネフレーム、コンタクトレンズを H3 社に卸販売しており、売上債権が一部未回収のままとなっている。H3 社からコンタクトレンズの販売依頼を受けて VHR 社の従業員が出荷指示を出し、VHR 社在庫を H3 社へ移動したが基幹システムへの入力が漏れていたため、2023 年 4 月 30 日に実施した棚卸において差異が発生した。

(3) 他店舗の在庫の持ち去り

VH 社グループを退職した q9 氏が VN 社の店舗から、展示してあったメガネフレームを無断で持ち去っていた事実が判明している。

(4) POS、顧客情報検索システム

VHR 社の POS システム、顧客情報検索システムが残されたままとなっており、H3 社の社員が VHR 社の在庫・売り上げ情報や顧客情報を閲覧可能な状況となっていた。退職者については通常はアカウントが削除されるが、H3 社に転籍した者のアカウントは削除後に戻すように指示があったことから H3 社の従業員がアクセスできる状態となっていた(現在はアクセスを遮断している)。

(5) 機器類・什器等・その他

永福町店、千歳船橋店に置いてあった機器類、什器、PC 等の未回収の IT 機器等がそのまま残っており、永福町店、千歳船橋店で使用されている。一部の古い検査機については引き渡し直前に新しい機器に入れ替えられていたものもある。

(6) 店舗改装

譲渡直前に店舗改装を指示されており、永福町店、千歳船橋店の改装に VH 社グループ社員約 20 名が参加し、営業時間に従事していた。また、改装にかかる資材費も VH 社負担となっている。店舗改装は担当部署にて年間スケジュールを立てて順次対応していくが、対象に入っていなかった永福町店と千歳船橋店の改装を他店舗に優先して対応するように指示があった。前述した他の 2 店舗についても、将来 H3 社へ引き渡すことを前提として VH 社グループ負担で店舗の改装が行われていた。

(7) 応援スタッフの派遣

永福町店、千歳船橋店の開店準備及び店舗営業を VH 社グループ社員が業務時間中に実施しており、退職者も含めて 9 名が業務時間中に H3 社の永福町店、千歳船橋店の店舗スタッフとして応援を行っていた。

(8) 店舗スタッフ以外のサポート業務

眼鏡フレーム、コンタクト、レンズ、補聴器等のメーカーと口座開設をするためのサポート(担当者の紹介やミーティングへの同席等)、高度医療機器取扱業の申請補助、ロゴや看板のデザインの作成を行っている。

(9) チラシ/DM、人材募集

DM 発送費用について、両面印刷で片面を VHR 社、裏面を H3 社のものを折半して発送している。H3 社の人材募集にかかる広告媒体への掲載費用を VH 社が負担している。

(10) その他

店舗解約の違約金が発生している他、抗原検査キットを永福町店や千歳船橋店に送付している等の事実が判明している。

第5 ガバナンス機能の弱体化

1. コンプライアンス委員会の不開催

VH 社のコーポレートガバナンス体制のなかに、コンプライアンス委員会が組み込まれている(前記第 2 章 第 2.2.体制の概要)。有価証券報告書によると、委員会のメンバー構成は、経営会議と同じであり、年 1 回以上開催すると記載があり、同委員会は、リスク管理とコンプライアンスの推進・強化を図るため、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、また、コンプライアンス体制を定着させるため、勉強会等の活動を行うと記載されている。また、VH 社の「コンプライアンス規程」(改訂 2021 年 12 月 29 日)第 5 条には、コンプライアンス実行の最高責任者は代表取締役とし、定期的又は随時にコンプライアンス委員会を設置・開催することが規定されている。

しかしながら、本調査においては、調査対象期間中に同委員会が開催された形跡は発見できなかった。2021 年、社外取締役から、コンプライアンス委員会の活動報告を求める依頼がなされたことがあったが、蔑ろにされていた。また、アンケート調査及びインタビューの回答者の中には、h1 氏は、「基本的に違法行為であってもバレるまではやる。指導を受けてから考えれば良い。」という考えの持ち主であると発言する者もいた。上述した「コンプライアンス規程」第 5 条において、同委員会の開催は、コンプライアンス実行の最高責任者が行うと規定されているところ、当該代表取締役自身である h1 氏が、コンプライアンス会議を開催する意思がなかったようである。

2. アクション会議等による意思決定の掌握

VH 社のコーポレートガバナンス体制のなかに、アクション会議が組み込まれている(前記第 2 章 第 2.2.体制の概要)。有価証券報告書(2022 年 7 月版)によると、アクション会議については、「アクション会議は、業務執行取締役、執行役員及びマネージャーで構成されております。会議は、代表取締役社長が議長を務め隔週で開催され過去 2 週間の実績を振り返り、今後の 2 週間、1 ヶ月、3 ヶ月の戦略を検討し、全員参加型の問題提起・解決を行っております。なお、常勤の監査等委員も出席し必要に応じて意見を述べております。」と説明されている。

当委員会が実施したアンケート調査において、多くの従業員が、人事評価制度の運用のあり方への不満を述べている。これは、h1 氏が、すべての従業員の人事評価を最終決裁しており、その最終決裁の際、アクション会議・天領ミーティング・キャラバンに出席した者に人事評価の加点をしていたことから、それらに出席しない者への人事評価が加点されないという不満等であった。そこで、アクション会議が、「過去 2 週間の実績を振り返り、今後の 2 週間、1 ヶ月、3 ヶ月の戦略を検討し、全員参加型の問題提起・解決を行う」という経営戦略的会議を超えて、

アクション会議への出席が人事評価に直結するという要素が存在していたようである。また、アクション会議では、「星組経営会議メンバー」等の声も大きく、h1氏が提案する内容について反対することができない雰囲気が醸成されていたようである。なお、h1氏による上記のような不公平な人事評価方法等について、当委員会がVH社グループの役職員に対して実施したアンケート調査において、次のようなコメントが寄せられている。

- 現場での実績評価よりアクション会議、キャラバンへの参加者が評価される。
- 業務評価による昇格というより、VH社前代表取締役h1氏と仲が良い事(遠足参加や海外研修参加、その他アクション会議終了後の懇親会での動き等)で昇格したとしか思えない方も居るのではないかと感じています。
- アクション会議でも、VH社前代表取締役h1氏の息のかかった人からの意見は採用されるが、h1氏に批判的な意見を言ったものは、他部署に異動させられ恣意的になってきました。アクション会議や大人数でのキャラバン、遠足、海外出張など経費を無駄につかっているように思えました。
- アクション会議への参加、不参加、遠足などの行事への参加ほか昇給、昇格に不要な判断基準があるように思える。
- 店舗で売上を取ることでシフトに穴をあけてでも会議参加、キャラバン参加した人が評価され昇進した事
- 一定のプロセスを経て人事評価をするという形はあったが、アクション会議、天領ミーティング、キャラバン、遠足、海外視察等の参加回数のチェックをして、h1氏が人事評価に反映させていた。

3. 内部通報制度

VH社では、VH社グループ各社「公益通報者保護法に関する内部基準」に基づき、ヘルプライン及び公益通報専用窓口が設置されている。VH社の2020年9月29日付「VHグループ ヘルプライン及び公益通報窓口に関する連絡」によれば、通報窓口は内部及び外部法律事務所へと2ルート確保されている。

しかしながらVH社グループの内部通報制度は、通報ルートは確保されていたものの、仮にh1氏らが関与する不正等を通報したい者がいても、「星組経営会議メンバー」であるh2氏に連絡が入り、全てh1氏へ連絡がなされるようになっており、通報者の保護が徹底されていなかった。なお、過去にはh1氏への直接の連絡ルートである「目安箱」が設置されていた時期があったようであるが、同様の理由で通報者の保護が徹底されていなかった。

4. 賞罰委員会

VH社「就業規則」第70条によると、「懲戒処分の決定は、賞罰委員会の審議の上、会社が決定する」と規定され、「賞罰委員会規程」第3条によると、賞罰委員会は、「委員長1名(代表取締役)、副委員長1名(人事総務部長)、会社代表委員及び従業員代表委員各若干名をもって構成する」と記載されている。

近年賞罰委員会が開催されておらず(当委員会が確認できたもので2014年頃)、これは賞罰委員会の審議が必要な事案が発生した場合でも、h1氏が処罰を独断で決定していたようである。VH社取締役会において、社外取締役がh1氏に対し、VH社グループに法令違反やコンプライアンス違反は存在していないかと尋ねたとき、h1氏は「10年間、存在していない」と述べていたとのことである。

5. 常勤監査等委員への賞与

H12社への出資を募っていた時期(「第3章第4閉鎖店舗に関する利益相反行為(H3社、H12社、H5社)」を参照)と同時期である2022年10月に、h1氏により突如として役員賞与の支給が決定され、取締役3名に支給されている(3名とも出資を行っている)。なお、H12社への出資と正確な因果関係は不明であるが、この時期従業員賞与は支給されず、役員賞与の支給時期も通例とは異なっている。

当該取締役には、常勤監査等委員も含まれており、会社法第361条第3項には、監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、同条第1項の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定めると規定されているものの、常勤監査等委員のh14氏は、監査等委員会の決議を経ずに、2022年10月に賞与を受け取っている。

6. 管理部門の軽視

VH社では、法務部門が設置されておらず、財務部門内に法務担当者が1名おかれていたにすぎない。法務部門は、近時の民法大改正による契約法改正に伴う契約書の見直し作業、外部の取引先との契約書の作成とレビュー、外部委託先に対する監査権の導入などの法務戦略等を担う部署であるが、VH社では独立した法務部門が設置されておらず、管理部門が軽視されていたことが伺える。また、法務部門は、VH社の取締役会が、会社法や上場会社を適用対象とする金融商品取引法等に沿って運営されるべく、取締役会に提出されるべき議案の事前検証を行うことが求められる部署である。例えば、アクション会議に提出されていた議案のうち、どの議案が取締役会に上程されなければならなかったかなど、についての検討も十分ではなかったように思料される。

また、当委員会が、VH社の過去の会計監査人にヒアリングしたところ、経理担当者が短期間で退職してしまうとのことであった。h1氏は、2020年8月に経理・財務業務を、小田原から、東京本社近辺への異動に関する電子メールを、執行役員らに対して送信した。その際、h2氏らに対し、「現在の経理・財務業務を棚卸して、断捨離してください」という電子メールを送信している。当時、VH社の経理・財務業務は小田原に存在しており、経理・財務業務の従業員のなかには小田原から東京に出勤することは困難である方々も少なくなかったため、少なからずの従業員の方々が退職することを余儀なくされたと考えられる。

7. 内部監査部門の軽視

VH社では、2016年8月以降コンサルティング会社に内部監査業務を外部委託している。2019年1月から2023年4月までは、他部署に所属する者が、内部監査室、業務補佐を兼任していた。当初は、いわゆるJ-SOX業務に加え、内部監査業務全般が委託されていたようであるが、近年は、J-SOX業務のほかには、店舗監査業務のみに限定して委託していたようである。

過去に、金融庁に会計処理について指摘を受けた際に、改善事項として内部監査機能を、代表取締役直轄ではなく取締役会直轄(前記第2章第2「2.体制の概要」)に変更をすることで改善を図る旨を報告していたようであるが、それにも関わらず、h1氏は内部監査の重要性を認識することはなかったと考えられる。

8. 労働組合弱体化の画策

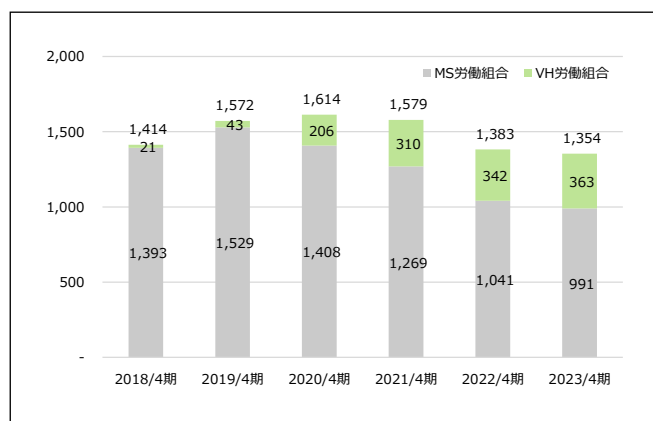
労働組合法によると、使用者は、「労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること」をすることを、禁止さ

れている(不当労働行為、同法7条3号)。

VH社グループでは、当初2008年に組成されたMS労働組合(現VHR社の従業員による労働組合)の他に、2017年12月にVH労働組合(VH社の従業員による労働組合)が組成されている。これは、MS労働組合とは別にh1氏の意向を反映させたVH労働組合を組成するとともに新規加入者をVH労働組合に集中させることでMS労働組合の弱体化を図る意図があった可能性がある。

経緯としては、2016年夏頃から、h1氏は関係者に対し、MS社社内に現行のMS労働組合の他に第2労働組合を組成することを考えていることを打ち明けており、関係者に対してその組成に協力してほしい旨の話を持ちかけていた。実際に、第2労働組合の組成に向けて動き出したのは2017年1月であり、2017年4月の新卒者を新しい労働組合に入れるために急いで設立したいとのことで、当時H4社に所属していたが、店舗の店長をしてもらうという名目でMS社に転籍となった者もいる。しかしながら、MS労働組合から関係者の脱退の理由が不明瞭とのことで受理されず、また、MS労働組合が所属する団体に第2労働組合を組成する動きが発覚することをおそれ、設立に向けた動きは一旦延期することとなった。

その後、MS社が2017年11月にホールディングス化したことに伴いVH社を設立することとなったことから、前回のMS社社内における第2労働組合の組成ではなく、VH社にてVH労働組合を組成することとなった。一方で、VH労働組合の設立に当たっては前回の経緯を知る関係者は選出されず、2017年12月にVH労働組合が設立された。VH労働組合にはVH社の従業員その他、MH社やVN社がVH社の傘下に加わる際には同社の従業員らをVH労働組合に加入させている。また、2020年4月からの新卒者については従来MS社(現VHR社)の従業員として採用していたがVH社所属としたうえでVH労働組合に加入させていた。2023年4月末には1,354名のうち、VH社労働組合の加入人数は363名(26.8%)となっている(右図参照)。



VH労働組合は、設立以降活動実績はほとんどなく、当委員会が確認できた議事録は、2017年12月の労使協定の締結に関する団体交渉の申込み、及び、2020年10月に実施された前委員長退任と新委員長就任に関する臨時執行委員会・大会に関するもののみである。また、組合員から労働組合費として毎月1%の会費が徴収されているが設立以降一切使用された形跡はない。

以上の事実関係に照らすと、h1氏によるVH労働組合の設立に関連する行為は、労働組合の形骸化による弱体化を目的としたものと推認されることから、不当労働行為に該当する可能性が高い。

第6 不適切な経費支出等

1. 立替経費等の申請

VH社の主な役員・執行役員、業務受託者の立替経費等の費消状況は、下記のとおりである。

交際費・会議費	6ヵ月		
単位:千円	2021/4期	2022/4期	2022/10月
交際費			

h1 氏	218	640	952
h2 氏	-	-	-
h4 氏	190	453	70
h3 氏	-	-	-
会議費			
h1 氏	820	266	483
h2 氏	98	53	40
h4 氏	1,253	1,147	261
h3 氏	-	219	64

出典：申請者ベースで集計

VH 社の「渉外雑費管理規程」(2019 年 4 月 10 日施行)によると、渉外雑費を、「税法が定める交際費・接待費・機密費・会議費、その他の費用で、得意先、仕入先、その他事業に関係ある者等に対する接待・きょう応・慰安・贈答その他これに類する行為のために支出するもの」と定義し、交際費・会議費の管理を行っている。また、精算は、会社の指定するクレジットカードをもって使用することとし、現金及び個人のクレジットカードでの精算は原則認めないこととしている。なお、役職ごとの年間使用限度枠は、下記のとおりである。

- (社長・副社長) 交際費 3,000 千円以内/会議費 1,500 千円以内
- (取締役) 交際費 1,200 千円以内/会議費 600 千円以内
- (執行役員) 交際費 600 千円以内/会議費 300 千円以内
- (本部長) 交際費 600 千円以内/会議費 300 千円以内

全役員・執行役員の交際費及び会議費の精算は、会社の指定するクレジットカードで行われておらず、規程どおりの運用がなされていない。

VH 社グループでは、現在経費申請については、所定の経費精算システムにて行うこととされているが、h1 氏は別運用で行われており、経費申請が大幅に遅れるなど、月次決算処理に支障をきたしていた。また、一部の役員には厳しく経費使用を制限するわりには、自身は高級な社内飲食代を申請するなど、矛盾した行動が散見された。h1 氏は、VH 社グループの社内の「星組経営会議メンバー」及びその他親密な役職員と頻繁に懇親会・打合せ等を行っており、交際費・会議費は、当該懇親会・打合せ等に係る飲食費が主な内容となっている。h1 氏は、交際費の経費申請において、実際に飲食に行った従業員等の名前とその他何名と記載をしていたことから、h1 氏にその他何名とは誰か質問したところ、回答した人数とその他何名の人数が相違しており、虚偽の記載が行われていた。

h4 氏は、リラクゼーション事業の打合せや営業部長補佐として営業部の役職員と頻繁に懇親会や打合せ等を開催しており、当該懇親会・打合せ等に係る飲食費が主な内容となっている。複数名で飲食した時は、他の役職員の飲食費も含めて立て替えることが多いため、交際費・会議費の申請金額も高額となっている。h4 氏は、使用限度枠を超過して会議費を使用しており、規程どおりの運用がなされておらず、また、交際費の申請において、実際に飲食に行っていない従業員等の名前を記載し、人数の水増しをして交際費の経費申請を行っていたことを認めており、これは、飲食交際費の税務上の損金算入の要件である 1 人当たり 5,000 円基準を意識して、人数の水増しをして記載していたと発言している。なお、h4 氏は業務受託者であるが、VH 社にて直接経費申請をしている。

h1 氏と h4 氏は既に退任しているが、上記のような虚偽の申請が横行していた可能性がある。なお、VH 社は、h1 氏らに対し、非経費(私的な費用として使用したもの)相当額を、損害賠償請求又は不当利得返還請求できることとなるが、当委員会は、各人の経費と非経費を明確に区分するための手段を保有していない。

旅費交通費		6ヵ月	
単位:千円	2021/4期	2022/4期	2022/10月
h1氏	3,235	5,483	1,679
h2氏	310	1,094	726
h2氏 (H6社)	480	192	-
h3氏			
h3氏 (H6社)	197	113	-
h3氏 (H7社)	-	472	387
h4氏	716	529	2,570

出典：申請者ベースで集計

h1氏は、臨店、外部講演、キャラバンで頻繁に移動を行っていることや日常的にタクシーを利用していたため、新幹線代、タクシー代、宿泊代等の頻繁な支出により、旅費交通費が高額となっている。

旅費交通費については、本件通報内容に記載があった新幹線の乗車券の払い戻し等の事実は検出されなかったが、VH社グループでは新幹線の回数券の購入後の管理が行われていない。これは、購入後にいつ誰が使用したかが検証できず、不正に利用される可能性は否定できない。

h2氏は、2021年7月までH6社による業務受託者であるが、H6社経由で請求を行っている旅費交通費だけでなく、VH社に直接経費申請をしている費用が存在している。また、h3氏も、H6社又はH7社による業務受託者であるが、h2氏同様に、VH社に直接経費申請をしている費用が存在している。

h4氏は、頻繁にキャラバンへ参加をしており、2022年4月期は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、キャラバンを中止していたため、旅費交通費の発生を抑えられていたが、キャラバン再開後、新幹線代、タクシー代、宿泊代等の旅費交通費の支出が大幅に増加している。キャラバン等で一緒に同行する役職員の新幹線の乗車券代等もh4氏が一緒に立替えを行い、複数名分の旅費交通費を経費申請していることも高額な理由となっている。なお、h4氏は業務受託者であるが、VH社にて直接経費申請を行っている。

h1氏やh4氏は、タクシー代の申請についても、飲み会からの帰りやスポーツジムに通う際に利用するなど、一部の私的な申請を行っていたとは認めている。h1氏とh4氏は既に退任しているが、上記のような私的な申請が横行していた可能性がある。なお、VH社は、h1氏らに対し、非経費(私的な費用として使用したもの)相当額を、損害賠償請求又は不当利得返還請求できることとなるが、当委員会は、各人の経費と非経費を明確に区分するための手段を保有していない。

2. 効果を測定していない費用

h1氏は、アクション会議等の場で日常的に「憲法第一条を利益とし、無断な経費は使わない」と標榜していたとのことであるが、アンケート調査に、経費の無駄遣いを訴える回答が非常に多く寄せられた。

当委員会は、当該事象の良否の判断、及び当該費用の効果測定を行わない。また、アンケート及びインタビューでの回答者は、施策の全てを否定しているわけではないと回答しており、今後必要性を議論し適切に対応することを希望する。

① キャラバン

会社担当者によると、キャラバンとは、h1氏を中心とした経営者の指示の下、業績が悪い店舗等に訪問し、ポ

スターの張り替え、カーテンの付け替え、展示商品の配置の見直し、近隣へのポスティングなどの作業を行い、店舗の手直しを実施するというものである。この制度は、h1氏が取締役役に就任後始まったもので、遅くとも2016年頃から実施されていたようである。

キャラバン回数	6か月		
	2021/4期	2022/4期	2022/10月
A. 実施回数	16回	0回	13回
B. 参加延べ人数	494人	0人	1,043人
1回当たり			
平均参加人数	31人	—	80人
最多参加人数	33人	—	141人
最少参加人数	28人	—	54人

出典:会社提供資料

キャラバンの2021年4月期の平均参加人数は31人であったが、2023年4月期(2022年10月まで)には参加人数は急増し、平均参加人数は80人、最多参加人数は141人となっている(2022年4月期は新型コロナウイルス感染拡大のため未実施)。

過去には、自店舗を他店舗からの視点のケアをしてもらえるため、多少の効果があるという意見はあったようであるが、特に費用対効果の測定を実施しておらず、また、近年では、人数が過剰であり、参加をしても特に作業をしない人も多く、交通費、人件費などの経費が無駄であるという意見が多く寄せられた。アンケート及びインタビューでの回答は、主に下記のとおりである。

- 最初は正しい行動であったが、いつの間にか無駄な大名行列のようになった。
- 必要以上の参加者とそれに伴う経費は無駄であり、一定以上の役職の場合、参加せざるを得ない暗黙の了解があった。
- 活動自体はありがたい事ではあるが、遠方から地方に大人数で来ることになると、交通費やホテル代などの経費が高む。
- 因果関係があるかわからないが、従業員の賃上げ、本来なら出るはずのボーナスが出てない。
- キャラバンに参加している者で、しっかり仕事をしている者なら良いが、たまにただ話してるだけ見てるだけの者がいる。今後も継続するなら、本当に主要メンバーだけで実行して欲しい。
- 必要以上に人数を掛けている。他の施策は費用対効果を厳しく追及されるがキャラバンの費用対効果は算出や報告がなされていない。
- キャラバンは人数過多による経費増だった。 など

② 海外視察、遠足、合宿

海外視察とは、イタリアやフランスで開催される眼鏡の展示会へ参加することにより、眼鏡のデザイン等に関する新たな知識等を取り入れることを目的としている。応募条件に制限はなく、VH社グループの役職員であれば応募することができ、多いときは67名ほどの役職員が参加していた。海外視察費用(航空券代、宿泊費など)は、総額で約40万円であるが、15万円は自己負担、残りの25万円は会社負担となっている。なお、新型コロナウイルス感染拡大以前は年に3回から4回ほど行われていたが、近年では、2022年4月期に少人数で視察が行われた程度で、大幅に減少している。海外視察は高額な経費を使用しているにも関わらず、その視察内容等について社内共有や報告が行われていない。また、展示会の見学は短時間で終了し、その他全てが自由時間となっており、経費の無駄遣いであるという声もあがっている。

また、宿泊研修は、営業等の中長期的な議題を中心に議論を行うことを目的として、年に2回(5月と11月)に2泊3日で行うというものである。新型コロナウイルス感染拡大以前は、総勢400名ほどが参加していたが、2022年11月は、オンラインでの参加者を含めて総勢200名ほどの規模で実施されている。宿泊研修は、全国から役職員が参加するため、交通費や宿泊費など多額の経費を浪費しているという声があること、また、営業している店舗を臨時休業して参加している役職員については、顧客を大事にできていないという指摘もあがっている。

アンケート及びインタビューでの回答は、主に下記のとおりである。

- 近年はコロナ禍で自粛されていたが、遠足や海外研修、合宿は経費の無駄である。
- 海外研修(デザインの勉強)と謳い、会社の経費(実際には一部自己負担)で旅行を満喫し、その後、海外研修に行かずに通常業務を遂行していた従業員に対してフィードバックがされていない。 など

③ MBA 資格の取得

MBA通学者					
単位:人	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
執行役員	2	3	2	3	3
執行役員以外の従業員	-	-	-	2	5
合計	2	3	2	5	8

出典：会社提供資料

VH社グループでは、自己啓発によりマネジメント力向上を目指す従業員を支援することを目的に、経営学修士を取得するための入学金及び授業料の貸付けを行い、修了後の在職期間に応じて最大で50%の返済を免除する制度を設けている(MBA取得支援制度)。対象は、VH社グループの管理職以上の全従業員であり、h1氏との面談により、毎年、若干名が選考されるようである。当該制度は、役員及び執行役員を中心に利用する者も一定数いるが、一方で資格取得費用が高額であることや会社への還元のためから、その制度の必要性について疑問視する声が散見されている。また、実際に資格取得支援制度を受けた者は、h1氏と親密な人物が多いことから、選考の不透明さも声にあがっている。アンケート及びインタビューでの回答は、主に下記のとおりである。

- 執行役員を中心に実施しているMBA資格の取得は、会社にとって必要なかわからない。
- 会社に還元されることのないMBA取得支援制度は、日中に学校の課題を行っていて、通学中は業務をしていない者が多い。その間、他の従業員が業務を引き受けている以上、たとえ半額であっても今後制度が必要なのか疑問。また、対象者の選抜理由も不透明。 など

第4章 類似事案の調査

第1 取引先との共謀の可能性

本件事案は、「星組経営会議メンバー」である VH 社前取締役等と、「星組関係会社」のうち「星組経営会議メンバー」が代表者を務める取引先との共謀で実行された可能性が高いこと、また、そのような取引先がアンケート調査や情報提供により複数寄せられたことから、取引の種類、金額の重要性、取引期間の長さ等を考慮して 61 社を選定し、類似事案の調査を行った。

調査対象取引先 単位:社数	5年超	5年以内	現在 取引なし	合計
高リスク会社	1社	1社	0社	2社
その他の会社	34社	21社	4社	59社
合計	35社	22社	4社	61社

当該リスクの程度に応じて、取引担当者に対するヒアリング、契約書や請求内容の査閲等による検証を実施し、特に、金額が大きく、役員が主導して取引を開始した後も役員のみしか取引詳細を知らない取引先 2 社(高リスク会社)については、牽制が効きづらい状況にあることから相対的にリスクが高いと判断(高リスク会社)し、新たに相見積もりを実施して取引金額の妥当性についての検証を行った。

調査の結果、取引内容、取引価格については一定の合理性があるものと判断した。また、その他の会社についても取引の内容や金額が著しく不合理と考えられる取引は識別されなかった。

他方、契約書が締結されていない、もしくは見つからない取引先が 22 社存在(36.1%)し、取引における契約管理が杜撰に行われていたものと考えられる。

第2 店舗閉鎖の意思決定

本件事案は、「星組経営会議メンバー」である VH 社前取締役等が主導して、店舗閉鎖を進めたものであったため、当時を振り返っても、同店の意思決定は通常とは異なり不自然であったとアンケート調査や情報提供により複数寄せられたことから、その他の店舗閉鎖についても同様な意思決定がされているか否かについて類似事案の調査を行った。

1. 店舗閉鎖の比較

前記「第3章 第4.4 ターゲット店舗の意思決定」記載のとおり、本件事案の店舗閉鎖の意思決定と、通常の店舗閉鎖の意思決定の相違点は、下記のとおりである。

- 閉鎖候補店舗リストにはノミネートされておらず、閉鎖決定会議で議論されていないにも関わらず店舗閉鎖の意思決定がなされている
- 店舗別損益をみると、共通費配賦後の EBITDA がプラスの状況にも関わらず、店舗閉鎖の意思決定がなされている
- 承認申請行為(メールベース)が行われていない。又は、SD・ブロック長以外の申請となっている

2. 妥当性の検証

閉鎖時期	閉鎖店舗数	閉鎖会議開催日	閉鎖会議時にノミネートされていなかった店舗数	閉鎖年度のEBITDAがプラスの閉鎖店舗数	承認申請行為(メールベース)が行われていない店舗数	SD又はブロック長ではない役員による申請数
2021年4月期	64店舗	2020年5月	(A) 35店舗	(B) 11店舗	(C) 57店舗	(D) 0店舗
2022年4月期	18店舗	開催なし	(E) 開催なし	(F) 5店舗	(G) 11店舗	(H) 0店舗
2022年10月 (6ヵ月)	41店舗	2022年6月	(I) 22店舗	(J) 4店舗	(K) 13店舗	(L) 2店舗

2021年4月期は、調査の結果、本件事案と同様の問題点は識別されなかった。

- (A) 休業店舗の閉鎖決定、赤字転落、契約満了、移転等により閉鎖が別途決定している。
- (B) 閉鎖会議時点では赤字だった店舗、人員不足、統合等に伴って閉鎖の意思決定がなされている。
- (C) 2021年4月期においては、閉鎖会議及び個別店舗にかかる会議(以下「個店天領会議」)で閉鎖が決定したものについて、別途申請メールを送付するフローとなっていなかった。メールベースで申請があげられているものとしては、赤字転落となりアクション会議で協議された店舗のみである。
- (D) 該当店舗なし

2022年4月期は、調査の結果、本件事案と同様の問題点は識別されなかった。

- (E) 閉鎖会議はh1氏より開催指示が出され開催がなされていたが、当事業年度はh1氏より開催指示がされず閉鎖会議は開かれていない。なお、閉鎖の意思決定は個別店舗会議やブロック長会議等でなされている。
- (F) 店舗移転、統合等に伴って閉鎖の意思決定がなされている。
- (G) 移転、定期借家契約満了により閉鎖した店舗が含まれるが、メールベースの承認申請がなされていなかった。移転については、移転の意思決定時に承認申請がなされるため、閉鎖時には別途承認行為は行われていない。定期借家契約満了時においても、継続する余地がないことにより承認申請が出されていなかった。
- (H) 該当店舗なし

2022年10月は、調査の結果、本件事案を除き、本件事案と同様の問題点は識別されなかった。

- (I) 22店舗のうち、2店舗は永福町店、千歳船橋店である。その他店舗については、赤字転落、人員不足、契約満了、店舗移転等により閉鎖が決定している。
- (J) 4店舗のうち、1店舗は千歳船橋店である。その他店舗は、閉店会議時点では赤字だった店舗及び、立ち退きを余儀なくされた店舗であった
- (K) 移転、定期借家契約満了、立ち退き、個店天領会議で休業店舗の閉鎖が決定された店舗が含まれるが、メールベースの承認申請がなされていなかった。移転の意思決定時に承認申請がなされるため、閉鎖時には別途承認行為は行われていない。定期借家契約満了時、立ち退き決定時においては、継続する余地がないことにより承認申請が出されていなかった。また、個店天領会議で閉鎖が決定したものについては、別途申請メールを送付するフローとなっていない。
- (L) 永福町店、千歳船橋店の2店舗のみ

その他アンケート調査や情報提供により確認を行った店舗は、本件事案と同様の問題点は識別されなかった。

- A店舗:赤字が発生している店舗であること及び、赴任者が所属する店舗であり、赴任コストも負担する必要があったことから閉鎖の意思決定をしたもの。

- B店舗:B店舗は人通りの少ない場所にあったこと及び、同エリアにもう1店舗出店をしていたことから統合のため閉鎖の意思決定をしたもの。また店舗別損益表上はマイナスであった。エリアに複数店舗がある場合、大型店舗に集約することで効率的な人員配置、利益獲得効果を図る施策によるもの。

第3 立替経費等の申請

「第3章 第61. 立替経費等の申請」において、不適切な申請が認められたことから、VH社グループの子会社役員及び執行役員にまで拡大し、類似事案の調査を行った。

交際費・会議費	6ヵ月		
単位:千円	2021/4期	2022/4期	2022/10月
交際費			
h6氏	66	-	-
h7氏	130	122	133
h13氏	100	146	61
H8氏	560	154	-
C3社	-	571	221
会議費			
h6氏	47	10	7
h7氏	31	90	29
h13氏	25	24	-
H8氏	25	-	-
H8氏(C3社)	-	11	21

出典：申請者ベースで集計

旅費交通費	6ヵ月		
単位:千円	2021/4期	2022/4期	2022/10月
h5氏	-	59	14
h7氏	455	689	639
h6氏	3,729	803	379
h14氏	676	463	295
h10氏	371	331	429
h12氏	942	1,439	1,107
h11氏	128	478	542
h9氏	256	556	267
h13氏	326	680	1,581
H8氏	234	65	-
H8氏(C3社)	-	284	1,330

出典：申請者ベースで集計

h6氏の2021年4月期の旅費交通費3,729千円のうち、2,638千円については2018年5月から2020年4月の交通費にかかる経理処理が漏れていたため、2021年4月期にまとめて計上したものである。会計処理としては本来2019年4月期、2020年4月期に計上すべきものであるが、交通費の内容自体に異常性は認められなかった。

h12氏の旅費交通費は、富山、大阪、山梨など広範囲の店舗を管轄しているため、オープン準備対応等で出張することが多く、また、地方に在住しており、アクション会議等に参加するために本社と地方を頻繁に往復してい

たことが、高額になっている理由である。

VN 社の前代表取締役の H8 氏は、退任後も H8 氏が所属する C3 社との業務委託契約により、主に VN 社の海外仕入先との交渉、取引先とのコネクション作りの業務を委託している。国内のマーケットや海外のネットワークの関係を維持・継続させるため、定期的に顧客や取引先と打合せ等を行っており、当該打合せ等に係る飲食費が交際費・会議費に計上されている。また、H8 氏と VN 社の取締役である h13 氏の 2022 年 10 月の旅費交通費(合計 2,911 千円)は、海外取引先への訪問や新作の眼鏡の購入のために海外出張へ行ったことによる航空券代の発生が主な理由となっている。

その他、交際費・会議費の冗費・濫費を示すような事実や異常と考えられる旅費交通費の発生は検出されなかった。

第5章 不適切な事象による影響

第1 連結要否の検討状況

星組では、「星組経営会議メンバー」及びその他の関係者が代表者となっている複数の会社（星組関係会社）により、VH社から得た資金などを飲食事業・コールセンター事業・人材派遣事業・眼鏡事業（VH社と競合）など複数の事業を営んでいる（今後営む予定と推測できるものも含む）ことを示す情報が多数検出されている。

「星組関係会社」のうち、特に「星組経営会議メンバー」が代表を務める会社は、社名、代表者、事業内容及び本社住所などを頻繁に変更している（既にVH社と取引している会社に近似する社名を付す場合もある）ことが伺え、登記されている役員以外は、正確にはどこの会社に所属しているかは判明していない。また、一部資金の流れが判明又は推測できるものの、定期的に資金の流れを変えている可能性がある。

「星組関係会社」は、一部の会社を除き、「星組経営会議メンバー」であるVH社前取締役等により、意思決定機関を支配していることが伺われ、子会社として取り扱うことが適切であると推測できる（別紙1「連結の範囲」を参照）ものの、会計情報等の提供を受けていないため、VH社の連結範囲の適切性等及びVH社の財務報告に対する影響の有無を確定できていない。また、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社等は、連結の範囲に含めないことが認められる^{注3}が、当該判断を当委員会が行っていない。

1. H2社

登記情報によると（2023年3月現在の情報。以下同様）、H2社は、2019年6月に東京都豊島区に設立され、代表取締役に「星組経営会議メンバー」であるq3氏が就任している。その後、2021年5月に東京都渋谷区（拠点B）へ本店を移転している。また、事業の目的は、コールセンターの運営、管理及びそれらの受託業務、業務のアウトソーシングの受託及びテレマーケティング事業など複数記載されている。

H2社											6ヵ月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月	
VHR社	-	-	-	-	-	-	285,649	458,119	522,199	284,821	
SA社	-	-	-	-	-	-	8,342	36,783	40,692	22,852	
VN社	-	-	-	-	-	-	-	-	8	2	
MH社	-	-	-	-	-	-	7,669	10,189	12,219	-	
合計	-	-	-	-	-	-	301,661	505,092	575,119	307,675	

出典：総勘定元帳より、主に業務委託費、広告宣伝費、販売促進費、支払手数料を集計

H2社は2019年8月1日付の業務委託基本契約書及び覚書により、コールセンターまたはそれに付随する業務（発送業務等）の業務委託を請け負っているが、当該業務は、2013年8月よりH1社を介したH13社（2016年10月からはH8社も含む）とVHR社のスルー取引として行われており、2019年6月のH2社設立を機に、VH社とH2社の直接取引に変わっている。2021年5月に移転した東京都渋谷区（拠点B）は、2014年6月からH9-1社が賃貸しており、名義を変えてはいるが、活動拠点としては継続して拠点Bであったことがわかっている。2022年6月25日のq5氏のh1氏に対するキャッシュフローの報告によると、2022年6月から8月まで、H2社は業務受託売上を毎月55百万円～57百万円、販管費を51百万円～60百万円（うち、業務委託費40百万円

注3 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成25年9月13日、企業会計基準委員会）14.(2)

～45 百万円、人件費 7 百万円～12 百万円など) 計上しており、ほとんど利益を残さない会社として管理されているように見受けられる。また、同資料に大物経費一覧の記載があり、H2 社負担で別荘のテーブル購入費用等 2 百万円が支払済みであることが記載されている。また、LINE データより 2022 年 2 月現在の役員保険等が一覧管理されており、H2 社、H9-1 社 H10-1 社、H11 社、及び H6 社が記載され、H2 社は代表取締役の q3 氏を被保険者とした保険に 1 件、従業員 14 名で 10 件、計 15 名 11 件の保険に加入している。

なお、H2 社売上高はほぼ全て VH 社グループに対するものであると、h1 氏及び H2 社代理人弁護士は認めている。

2. H3 社

登記情報によると、H3 社は、2022 年 7 月に東京都中央区に設立され、代表取締役に VH 社の元従業員である q8 氏が就任している。その後、2022 年 12 月に東京都杉並区へ本店を移転している。また、事業の目的は、眼鏡の輸出入、製造、卸売、販売等、コンタクトレンズの輸出入、製造、卸売、販売など複数記載されている。

H3 社は、VHR 社より事業譲渡を受けた永福町店、千歳船橋店を中心に、その他に現在 2 店舗を営業していることが判明している。永福町店、千歳船橋店についてはそれぞれ 2022 年 10 月 1 日、2022 年 11 月 1 日に VHR 社から H3 社に引き渡されている。なお、H3 社の代表取締役は q8 氏であるが、設立及び店舗の引渡し、さらに引き渡し後の H3 社の運営について、h1 氏が主導していたことが判明している。

LINE データによると、H3 社の設立については、2022 年 4 月に h1 氏から別会社を立ち上げて眼鏡屋を始めの方針について説明がなされている。この際、h1 氏が VHR 社から別会社に譲渡する店舗の候補として永福町店、千歳烏山店、その他 1 店舗を挙げている。また、その後 2022 年 6 月には、h2 氏から q8 氏に対して、H3 社の設立を q8 氏にお願いしたい旨、設立手続を q2 氏に代行する旨を LINE で連絡しており、そこには h1 氏と協議のうえ決めたことが示されており、H3 社を設立する方針については h1 氏が起案、指示を行っていたことが明らかになっている。また、H3 社を設立準備・運営にあたって、h1 氏は VHR 社の取締役、執行役員、従業員を集めて従事させている。具体的には、H3 社をサポートする要員を集めた LINE グループを作成するとともに 2022 年 8 月からは、永福町店の 2 階で毎週日曜日の 20 時から会議を行っていた。LINE グループ、及び会議には VH 社の取締役、執行役員、従業員が多数参加しており、20～30 名が参加していた。この内、取締役、執行役員以外の従業員の多くは、2022 年 7 月頃、個別に h1 氏に呼び出されて 1 対 1 で H3 社の設立について説明を受け、自身が抱えている業務に優先して設立の準備や運営を手伝うように指示されたと証言している。LINE グループについては招待されたというよりは自分の意思とは関係なくメンバーに追加されたという認識とのことであった。当該指示に基づいて実際に行われた業務としては、VHR 社保有の在庫引き渡し、眼鏡・コンタクトメーカー等と H3 社が取引を開始するための交渉、機器の引き渡し、店舗契約、店舗の改装、VHR 社の社用車の貸出、人材募集、ロゴや看板のデザイン、店舗への応援要員の派遣等多岐に及んでいる。

VHR 社から H3 社に永福町店、千歳船橋店を引き渡すに当たっては、店舗の閉鎖意思決定が通常必要となるが、当該閉鎖店舗の意思決定についても予め h1 氏を中心としたメンバーの中で決定されており、通常とは異なるフローによって決定されていたことがわかっている。通常の店舗閉鎖は、毎期 2 月頃に赤字店舗について閉鎖候補の店舗リストを作成して協議したうえで決められるが、永福町店は閉鎖候補のリストには上がっていなかったにも関わらず突然決まったとのことであった。また、千歳船橋店についても通常であればブロック長や SD から承認依頼が行われるが、h2 氏から h1 氏に対して承認依頼のメールが送られており、通常ではないフローであったとのことであった。さらに、永福町店と千歳船橋店の他にも、複数の店舗を H3 社に譲渡することが協議されており、例えば 2022 年 11 月の LINE では、ある 2 店舗を候補として挙げている。その後、引き渡しを前提として店

舗改装を指示しており、2023年1月8日には、h1氏が上述したLINEグループに対して、ある1店舗のオープン時期を2023年3月とする旨の発言を行っている。(2023年1月に事前調査開始により頓挫しており、店舗契約を指示されていた担当者にh1氏から電話があり、開店は進めないよう連絡があったとのことである。

加えて、永福町店が2022年10月、千歳船橋店が2022年11月に開店しているが、LINEデータによると開店日以降、毎営業日h1氏宛にH3社従業員から売上報告を行っており、売上報告がない日にはh1氏から売上報告の督促を行っている。その他、メーカーとの交渉に対する承認、DMの発送の指示等、H3社の運営方針についての指示も仰いでおり、緊密に連携を取り合っている。

3. H4社

登記情報によると、H4社は、2013年6月に東京都中央区に設立され、代表取締役役に「星組経営会議メンバー」であるq2氏が就任している。その後、2022年11月に支店を東京都中央区(前記「2. H3社」に記載の設立時の本店、後記「14. H15社」と同一住所)に設置している。また、事業の目的は、経営コンサルティング業務、各種マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング業務など複数記載されている。なお、q2氏によると、H4社は役員1名、株主はq2氏1名であるとのことである。

H4社											6か月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月	
VHR社	22,625	38,757	54,174	51,537	39,198	58,387	86,693	77,688	20,709	9,225	
SA社	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	
VN社	-	-	-	-	-	-	827	-	-	-	
合計	22,625	38,757	54,174	51,537	39,198	58,387	87,521	77,688	20,716	9,225	

出典：総勘定元帳より、主に業務委託費、広告宣伝費、販売促進費、支払手数料を集計

前記「第3章 第3 人員受入れに関する不適切な取引(H4社)」記載のとおり、H4社はVHR社(旧MS社)と2013年8月頃から、直接の取引が存在し、主に人材派遣を受けている(店舗販売、キャラバン、リラク事業、研修活動にかかる支援活動等)。q2氏によると、H4社の売上は、VH社グループのみであるとのことであり、LINEデータによると、q2氏はH4社を含む「星組関係会社」の取引や意思決定等についても、都度h1氏の指示を仰ぎ、日常的に緊密に行動している。また、2022年6月頃の取締役会にてVH社社外役員が、H4社との取引内容の質問があった際は、後日の回答に向けて、q2氏がh1氏の指示を仰いで対応していたことがLINEデータより判明している。q2氏の意味決定に対してh1氏は非常に大きな影響を与えていることが推測される。

また、H4社から派遣されている者は、VH社の社員IDが付与されている。当該IDを使用し、H4社の請求書の承認申請をq2氏自ら行っている。

4. H5社

登記情報によると、H5社は、2022年9月に東京都新宿区に設立され、代表取締役役にVH社の元従業員であるq9氏が就任している。その後、2023年1月に神奈川県藤沢市へ本店を移転している。また、事業の目的は、経営コンサルティング業務、各種マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング業務など複数記載されている。

H5社はH3社と時期を同じくして設立されており、h1氏の指示によってH5社はq9氏、H3社はq8氏によって設立されたものである。H3社が眼鏡事業を行う会社であるのに対して、H5社はVHR社に対する業務提供を

行う人材派遣会社として設立されている(h1氏は「逆派遣」と呼称している)。2022年10月よりVHR社及びVN社と直接取引を行っており、元従業員であるq8氏、q9氏、他6名が、主にVHR社在籍時の業務を継続して実施して業務委託費として請求しているものであり、内容としてはVHR社の店舗やVHR社が提携している眼科への応援業務、VHR社の企画開発のサポート業務、眼科への応援業務等となっている。なお、立ち上げ当初のH5社のシフト表によると、上記H5社の業務を行っている8名についてはH3社又はH5社の業務のみを行っているように見受けられることから、H5社の売上は全てVHR社からの業務委託費の支払いで構成されていると考えられる。さらに、LINEデータによると、設立にあたっては、2022年8月にh1氏からq2氏に対して、VHR社に対して委託業務を行う会社を設立するにあたって代表をq9氏に決定したことを伝えるとともに、q2氏とq9氏の間で連絡取って設立を進めるよう指示を出している。また、H5社設立後、2022年11月にh1氏がH5社関与メンバーのグループLINEを作成し、メンバーを追加し、給与の支払開始日についてアナウンスを行っている。別日においては同グループ内でq9氏がh1氏に対してH5社からVHR社への請求書発行の依頼しており、h1氏がこれを了承している。なお、VH社グループとの取引は下記のとおりである。

- 2022年10月： 712千円(税込)
- 2022年11月： 1,186千円(税込)
- 2022年12月： 1,851千円(税込)

5. H1社

登記情報によると、H1社は、前身の会社が1999年7月に設立され、本店移転、社名変更を繰り返し現在q15氏が代表を務め、東京都港区に本店がある。また、事業の目的は、ダイレクトメールの企画、制作、発送代行業、ダイレクトメールの封入封緘の受託業務など複数記載されている。

H1社											6か月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月	
VHR社	19,654	77,790	164,985	238,010	350,742	464,270	446,815	285,036	256,754	156,221	
SA社	-	-	-	-	-	-	1,289	24,693	20,157	13,479	
VN社	-	-	-	-	-	-	-	26	39	15	
MH社	-	-	-	-	-	-	16,387	35,610	64,260	-	
関西EP社	-	-	-	-	1,905	5,688	-	-	-	-	
合計	19,654	77,790	164,985	238,010	352,648	469,958	464,492	345,367	341,211	169,716	

出典：総勘定元帳より、主に業務委託費、広告宣伝費、販売促進費、支払手数料を集計

スルー取引											6か月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月	
H1社	19,654	77,790	164,985	238,010	352,648	469,958	464,492	345,367	341,211	169,716	
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
H13社	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引				
H8社				スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引				

出典：下段はH1社へのヒアリングにより集計 注：メールCC社の金額はVH社グループとの取引額

本調査において2013年9月以降、VHR社(旧MS社)のコンタクト定期便の管理全般業務、コールセンター業務の業務委託契約について、VHR社とH13社が直接の取引を行うと、利益相反取引の疑いをかけられる可能性があるため、「星組経営会議メンバー」であるq1氏は、H1社を介したH13社との取引スキームをH1社に依頼していたことが判明している(スルー取引)。H1社はq1氏にH1社の名刺利用及びメールアドレスを付与し、q1氏はH1社の従業員を装い、VHR社と取引を開始している。なお、VHR社の従業員は、q1氏はH1社

の従業員であると思っており、取引は2013年9月からH2社が設立される2019年8月までの間行われていた。

取引経緯は、H1社 q1氏と「星組経営会議メンバー」であるH9-1社代表取締役のq1氏は、2005年頃にh1氏の父が設立した会社の関係者を介して知り合いになり、H20社のコールセンター事業にかかる仕事の窓口としてq1氏を紹介されたとのことである。その後、h1氏が2013年7月にVHR社(旧MS社)の代表取締役に就任した直後に、q1氏がq17氏に対し、VHR社とH13社が直接の取引を行うと、利益相反取引の疑いをかけられる可能性があるため、H1社を介したH13社とVHR社のスルー取引を依頼した。H1社はq1氏の依頼で、q1氏へH1社の名刺及びメールアドレスの使用も許可したため、q1氏はH1社の従業員であることを偽装し、VHR社との取引を開始した。当該取引により、VHR社からH1社に資金が流れ、H1社ではVHR社への請求額の数%の-marginが徴収され、H13社へ資金が流れることとなった。また、H13社の他に、同様のスキームで2016年10月からH8社へコンタクト定期便の発送業務を委託し、H2社が設立される2019年8月まで、VHR社から得た資金がH1社を介して支払われることとなった。ただし、H1社はH13社及びH8社の業務そのものには関与していないと主張している。

一方、VHR社とH1社間のDM発送代行業務は、2019年6月から開始されることになるが、これはVHR社が以前DM発送代行業務を委託していた会社が2019年5月頃に倒産したことで、H1社のq17氏がVHR社のh10氏に営業をしたことによるものである。なお、H1社の全体売上高に対するVH社グループ売上への割合は僅少である。

6. H6社

登記情報によると、H6社は、2011年12月に茨城県龍ケ崎市(後記「20. H21社」と同一住所)に設立され、代表取締役に「星組経営会議メンバー」であるVH社前取締役であるh2氏が就任している。また、事業の目的は、飲食店の経営及び運営、食品等のデリバリーサービス及びケータリングサービスなど複数記載されている。

H6社											6ヵ月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月	
VHR社	23,986	29,317	30,490	33,641	26,670	41,385	39,828	40,042	14,157	-	
合計	23,986	29,317	30,490	33,641	26,670	41,385	39,828	40,042	14,157	-	

出典：総勘定元帳より、主に業務委託費、広告宣伝費、販売促進費、支払手数料を集計

H6社はVHR社(旧MS社)と2013年7月から、h2氏が取締役就任時までの2021年7月まで直接の取引が存在する。これは、h1氏がC5社時代から仕事していたh2氏、h5氏、h3氏、その他1名(若干時期が異なる)を業務受託者として引き抜いてきた経緯があり、h2氏らの人件費が計上されている。また、業務委託契約書第1条第2項には、業務委託範囲として、「その他甲の代表取締役社長より特命を受けた全業務」と社長特命事項が明記されていることから、h1氏の指示に従わざるを得ない状況にあったものと推測される。

- 2013年7月～2021年7月:h2氏、h3氏(後記「7. H7社」参照)人件費等
- 2013年7月～2017年6月:h5氏人件費等
- 2013年7月～2014年6月:その他1名人件費等

H6社の売上はほぼVH社からの売上であり、提示を受けたH6社の決算報告書によると、2020年6月期、2021年6月期、及び2022年6月期の3年間で95%以上であり、残りは「星組関係会社」であるH21社からの売上(後記「20. H21社」参照)であると考えられる。なお、当委員会によるインタビューには応じていない。

h2氏が2021年7月に取締役に就任した際に、VHR社とH6社の業務委託契約は解消されているが、2021

年7月までの業務委託費及び2021年9月にインセンティブを支給したことから、2022年4月期の有価証券報告書には関連当事者取引として開示されている。

前記「第3章 第1 業務受託者の存在」に記載のとおり、h2氏はVH社の従業員であった事実はなく業務受託者であるにも関わらず、2018年よりVH社の執行役員に就任していたこと、VH社の社外役員を含めVH社社内でもh2氏が業務受託者である事実を知らないものは多数いた。また、当委員会のインタビューによると、複数の従業員からh2氏はh1氏の意向通りに業務を進めるイエスマンであるとの証言があった。

LINEデータから発見された「星組経営会議メンバー」による議事録によると、2022年5月頃にH21社からH6社に対して利益の移動(資金移動)している可能性があるシートが存在し、(税負担を免れるために)H2社、H10-1社、H9-1社、H11社、H14社、H20社、H21社、H6社で、経費使用実態と異なる領収書を収集し、各社間に振り分けていたことを示す情報が検出されている(前記「第1章 第15. (4) 領収書の振り分け」)。また、LINEデータより2022年2月現在の役員保険等が一覧管理されており、H2社、H9-1社、H10-1社、H11社、H7社及びH6社が記載され、H6社は代表取締役のh2氏を被保険者とした保険に1件加入している。

7. H7社

登記情報によると、H7社は、2020年4月に埼玉県朝霞市に設立され、代表取締役に「星組経営会議メンバー」であるVH社前執行役員であるh3氏が就任している。その後、2021年7月に東京都杉並区へ本店を移転し、「星組経営会議メンバー」である拠点C店長であるq18氏に代表取締役を交代している。また、事業の目的は、コンピューターのソフトウェア及びハードウェアの開発、設計等、及びこれらに関するコンサルティング業務など複数記載されている。

H7社											6ヵ月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月	
VHR社	-	-	-	-	-	-	-	-	7,954	-	
VH社	-	-	-	-	-	-	-	-	8,839	9,342	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	16,794	9,342	

出典：総勘定元帳より、主に業務委託費、広告宣伝費、販売促進費、支払手数料を集計

H7社はVHR社(旧MS社)と2021年8月から、直接の取引が存在し、これはH6社同様のスキームでh3氏の人件費である。また、業務委託契約書第1条第2項には、業務委託範囲として、「その他甲の代表取締役社長より特命を受けた全業務」と社長特命事項が明記されていることから、h1氏の指示に従わざるを得ない状況にあったものと推測される。

▪ 2021年8月～:h3氏人件費等

請求書には、「イーコマース・WEB全般業務」と記載されており、毎月150万円から200万円が支払われており、加えて、2022年5月には「インセンティブ」として200万円が支払われている。

前記「第3章 第1 業務受託者の存在」に記載のとおり、h3氏はVH社の従業員であった事実はなく業務受託者である。2013年7月よりVHR社(当時MS社)へ関与を開始しているが、当初はH6社「前期6. H6社」参照の従業員として給与所得を受け取っていた。その後、h3氏が2021年7月にVH社の執行役員に就任したタイミング(同時期にh2氏が取締役に就任)で、H7社にて業務委託費を受取るように変更し、H7社の代表取締役をh3氏から「星組経営会議メンバー」であるq18氏に変更をしている。これら一連の動きは、関連当事者取引の開示を避けるためのものと推測される。

また、LINEデータより2022年2月現在の役員保険等が一覧管理されており、H2社、H9-1社、H10-1社、

H11 社、H7 社及び H6 社が記載され、H7 社は代表取締役の h3 氏を被保険者とした保険に 2 件加入している。

8. H8 社

登記情報によると、H8 社は、1973 年 5 月に東京都墨田区に設立され、現在 q16 氏が代表を務めている。また、事業の目的は、各種衣料品の仕上げ並びに配送業務、倉庫業など複数記載されている。なお、VH 社及び VH 社役員との資本関係はない。

H8社											6か月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月	
VHR社	-	-	-	-	986	4,894	99,844	117,860	140,406	83,499	
SS社	-	-	-	-	-	-	-	-	58	-	
SA社	-	-	-	-	-	-	1,866	12,273	13,997	8,583	
MH社	-	-	-	-	-	-	3,437	3,220	3,910	-	
合計	-	-	-	-	986	4,894	105,149	133,354	158,373	92,082	

出典：総勘定元帳より、主に業務委託費、広告宣伝費、販売促進費、支払手数料を集計

スルー取引											6か月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月	
H1社	19,654	77,790	164,985	238,010	352,648	469,958	464,492	345,367	341,211	169,716	
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
H13社	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引				
H8社				スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引				

出典：下段はH1社へのヒアリングにより集計 注：メールCC社の金額はVH社グループとの取引額

H8 社は、業界紙で h1 氏が C5 社代表取締役に就任したことを知り、H8 社代表取締役の q16 氏が自ら C5 社へ営業をかけたことで 2010 年頃から C5 社と H8 社の間で取引があった。その後、C5 社の株主が変わり、h1 氏も退任し、C5 社も別会社に合併されたことで、C5 社との取引関係はなくなっていた。なお、C5 社との取引があった時には、h1 氏、h2 氏、及び h3 氏と面識があったとのことである。

H8 社は 2016 年 10 月より H1 社に依頼され、コンタクト定期便の発送業務を千葉県茂原にて開始し、H2 社が設立される 2019 年 8 月まで行っていた。当該取引は、H9-1 社代表取締役である q1 氏が H1 社 q17 氏に働きかけ、q1 氏が作成した請求明細をもとに H1 社が VH 社へ請求書を発行し、H1 社が数%の手数料を控除し、H8 社へ支払うスルー取引によるものであった。なお、H8 社は VH 社との直接取引を開始した 2019 年 8 月以降も、取引相手が H1 社であると誤認しており、2023 年 1 月における出荷業務に関するコンペで初めて H1 社と H2 社が異なる会社であることを知ったとのことである。H1 社と H2 社のメールアドレスのドメインが酷似し、いずれの会社も q1 氏が担当していることを鑑みれば、騙されていたと推測できる。

一方、配送業務については、2018 年頃に VH 社の h3 氏から徐々に連絡があり、当初小田原の物流コンサルの依頼があったが、H8 社代表取締役と H8 社社員の 2 名で訪問したものの受注に至らず、一旦話が流れた。しかし、数ヵ月後に VH 社の h2 氏から物流の依頼を受け、スペースがないためこれも断ったが、人員は VH 社から配置するため場所だけ貸して欲しいとの要請があったため、受注に至ったとのことである。

なお、H8 社の売上高に占める VH 社売上の割合は、過去 3 事業年度いずれも 30%弱であり、VH 社が H8 社の意思決定機関を支配している事実は認めらなかった。

9. H9-1 社

登記情報によると、H9-1 社は、2012 年 2 月に神奈川県川崎市に H9-2 社として設立され、代表取締役役に「星組経営会議メンバー」である VH 社前執行役員である h3 氏が就任している。また、2012 年 5 月に q10 氏に代表取締役を交代し、同日東京都渋谷区へ本店を移転し、2013 年 10 月に q10 氏から「星組経営会議メンバー」である q1 氏に代表取締役を交代している(2012 年 2 月から 2012 年 10 月まで H20 社と同一住所に本店が所在していた(拠点 D))。さらに、2014 年 5 月に H9-2 社から H9-1 社に会社名が変更され、2017 年 4 月に東京都渋谷区内(拠点 B)で本店を移転し、2021 年 5 月に東京都新宿区へ本店を移転している。

会社名を H9-1 社に変更した理由は、q1 氏が 2013 年 8 月頃より H1 社と業務委託契約を締結し、H1 社の名刺やメールアドレスを使用し H1 社従業員と偽装したうえで VH 社と取引活動を行っていたことから、H1 社の略称と類似した会社名に変更したのではないかと推測できる。また、事業の目的は、経営コンサルティング業務、各種マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング業務など複数記載されているが、DF 調査で発見された会社案内によると、コールセンター事業を行っていることが検出されている。2022 年 6 月に「星組経営会議メンバー」である q5 氏は、h1 氏に対して、2022 年 6 月、7 月及び 8 月における H2 社、H9-1 社及び H10-1 社の損益予測等を列挙して報告し(当該表は H2 社で稼得した利益を H9-1 社と H10-1 社へ振り分けているように見える)、指示を受けているやり取りが検出されている。なお、当該損益予測等によると、H9-1 社は毎月売上 32 百万円～33 百万円、業務委託費 6 百万円～7 百万円、及び人件費(外部を含む)14 百万円～17 百万円となっており、ほとんど利益を残さない会社として管理しているようである。また、同資料に大物経費一覧の記載があり、H9-1 社負担で別荘のソファや拠点 C の看板購入費用等 3 百万円が支払済みであることが記載されている。

2022 年 5 月頃に H9-1 社から H21 社、H11 社及び H14 社に対して利益の移動(資金移動)している可能性があるシートが存在し、(税負担を免れるために)H2 社、H10-1 社、H9-1 社、H11 社、H14 社、H20 社、H21 社、H6 社で、経費使用実態と異なる領収書を収集し、各社間に振り分けていたことを示す情報が検出されている(前記「第 1 章 第 15. (4) 領収書の振り分け」)。なお、VH 社グループとの直接的な取引は検出されていない。H2 社代理人弁護士は、VH 社代理人弁護士の質問に対して、VH 社グループが H2 社へ支払った業務委託費のほとんどが、H9-1 社へ業務委託費として支払われると回答している。また、LINE データより 2022 年 2 月現在の役員保険等が一覧管理されており、H2 社、H9-1 社 H10-1 社、H11 社、H7 社及び H6 社が記載され、H9-1 社は代表取締役の q1 氏を被保険者とした保険に 7 本、「星組経営会議メンバー」である q18 氏を被保険者とした保険に 1 本加入している。

一方、LINE データによると、2009 年 7 月より「星組関係会社」である H11 社が拠点 C の運営を行っていた可能性があり、その後、「星組経営会議メンバー」の議事録に 2020 年に H9-1 社が拠点 C を買収した旨の記載があり、H9-1 社が拠点 C を買収し、それが原因で 2022 年 5 月に税務調査を受けたと予想しているやり取りが検出されている。拠点 C 新店舗は、2022 年 7 月に開店し、運営を行っている。DF 調査によると、h2 氏及び q5 氏のやり取りにて、酒類販売店を除き拠点 C の運営主体は H9-1 社が行っている可能性がある(酒類販売は H21 社及び H11 社)。

10. H10-1 社

登記情報によると、H10-1 社は、2019 年 7 月に東京都八王子市に H10-2 社として設立され、代表取締役役に「星組経営会議メンバー」である q4 氏が就任している。その後 2021 年 6 月に H10-1 社へ社名変更している。また、事業の目的は、コールセンターの運営、管理及びそれらの受託業務、業務のアウトソーシングの受託及びテ

レマーケティング事業など複数記載されている。

LINEデータから発見された「星組経営会議メンバー」による議事録によると、2022年5月頃に(税負担を免れるために)H2社、H10-1社、H9-1社、H11社、H14社、H20社、H21社、H6社で、経費使用実態と異なる領収書を収集し、各社間に振り分けていたことを示す情報が検出されている(前記「第1章第15.(4)領収書の振り分け」)。また、2022年6月に「星組経営会議メンバー」であるq5氏は、h1氏に対して、2022年6月、7月及び8月におけるH2社、H9-1社及びH10-1社の損益予測等を列挙して報告し(当該表はH2社で稼得した利益をH9-1社とH10-1社へ振り分けているように見える)、指示を受けているやり取りが検出されている。なお、当該損益予測等によると、H10-1社は毎月売上35百万円～40百万円、業務委託費35百万円～36百万円となっており、ほとんど利益を残さない会社として管理しているようである。また、LINEデータより2022年2月現在の役員保険等が一覧管理されており、H2社、H9-1社、H10-1社、H11社、H7社及びH6社が記載され、H10-1社は代表取締役のq4氏を被保険者とした保険に2件加入している。なお、VH社グループとの直接的な取引は検出されていない。

11. H11社

登記情報によると、H11社は、2000年11月に東京都中央区に設立され、その後本店を東京都新宿区、東京都杉並区と複数回移転し、2011年11月に代表取締役に「星組経営会議メンバー」であるq13氏が就任している。その後2017年4月に東京都杉並区内で本店を移転している。また、事業の目的は、経営コンサルト業など複数記載がなされ、2007年7月にレストラン経営が追加されている。

H11社は、2009年7月より拠点Cの経営を行っていた可能性があり、LINEデータから関連資料が検出されている。しかしながら、時期は不明であるが、飲食事業を同じく「星組関係会社」であるH9-1社が買収を行い、それが原因で2022年5月に税務調査を受けたと予想しているやり取りが検出されている。当該調査に伴い、(前記「第1章第15.(4)領収書の振り分け」)に記載のとおり、領収書管理が厳格にするようになったと推測できる。

拠点Cにおいては、2017年11月にh2氏、2018年4月にq2氏が「酒類販売管理研修」^{注4}を受講し、2021年10月からの酒類販売開始の支援をしていたと考えられる。DF調査の結果、「星組経営会議メンバー」であるVH社前取締役h2氏は、登記上は取締役ではないものの、H11社の取締役を冠した名刺データが検出されており、拠点Cにて活動をしていたと考えられる。また、酒類販売開始のタイムスケジュールが検出されており、「星組経営会議メンバー」であるq18氏、q3氏、h3氏、q1氏、及びh2氏にそれぞれ役割が与えられている。

また、LINEデータより2022年2月現在の役員保険等が一覧管理されており、H2社、H9-1社、H10-1社、H11社、H7社及びH6社が記載され、H11社は代表取締役のq13氏、q7氏、及びq5氏を被保険者とした保険に合計3件加入している。なお、q7氏は、H4社所属の従業員として、H4社はVH社グループに対して請求を行っていた。しかしながら、q7氏は実際にはH4社所属の従業員(2023年1月から所属)ではないことが判明している。上記保険の加入状況を鑑みると、q7氏の給与はH11社から支払われていた可能性がある。

LINEデータから発見された「星組経営会議メンバー」による議事録によると、2022年5月頃にH9-1社からH11社に対して利益の移動(資金移動)している可能性があるシートが存在し、(税負担を免れるために)H2社、H10-1社、H9-1社、H11社、H14社、H20社、H21社、H6社で、経費使用実態と異なる領収書を収集し、各社間に振り分けていたことを示す情報が検出されている(前記「第1章第15.(4)領収書の振り分け」)。なお、VH

^{注4} 酒類の小売業免許を申請するにあたっては、販売場における酒類の取扱い責任者となる「酒類販売管理者」を選任する必要がある。酒類販売管理者は、3年以内に「酒類販売管理研修」を受講した人である必要がある。

社グループとの直接的な取引は検出されていない。

12. H12 社

登記情報によると、H12 社は、2015 年 6 月に神奈川県川崎市(後記「13. H14 社」、「21. H22 社」と同一住所)に設立され、代表取締役「星組経営会議メンバー」である q2 氏が就任している。また、事業の目的は、有料職業紹介事業並びに一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業、人材の育成と研修事業など複数記載されている。

2017 年 10 月の H4 社から VHR 社(旧 MS 社)に対する請求書の中に、眼鏡の国際展示展(iOFT)におけるチラシの配布アルバイト代として 127 千円の取引があり、当請求書にかかる根拠資料として人材派遣会社から H12 社への請求書が添付されており、ポスティングの人材派遣について業務を行っていた形跡が検出されている。担当者によると、同業者へのポスティングのため q2 氏の会社である H12 社を活用して業務を行ったとのことである。

前記「第 3 章 第 4 店舗の閉店等に関する不適切な取引(H3 社、H12 社、H5 社)」に記載のとおり、LINE データによると、h1 氏は 2022 年 10 月に任意で出資を募っており、出資先の会社として H12 社を指定している。内容としては、H3 社の設立と銀行口座の開設に時間がかかることから q2 氏の会社である H12 社を借りていること、出資契約書に出資額を記載のうえ署名押印して 2022 年 10 月末までに PDF を送ること、2022 年 11 月までに出資の振込を完了することなどが記載されている。H12 社の銀行口座の入金履歴において 19 名、13.5 百万円の入金が確認出来ている。またこのうち、現 VH 社在籍者は役職員合わせて 11 名である。ただし、実際に H12 社から H3 社に出資が行われたかどうかは不明である。

13. H14 社

登記情報によると、H14 社は、2016 年 2 月(後記「14. H15 社」と同一年月日)に神奈川県川崎市(前記「12. H12 社」、後記「21. H22 社」と同一住所)に設立され、代表取締役「星組経営会議メンバー」である q2 氏が就任している。また、事業の目的は、有料職業紹介事業及び労働者派遣事業、人材の育成及び研修事業など複数記載されている。

VH 社前執行役員の h4 氏は、H4 社所属の従業員として、H4 社は VH 社グループに対して請求を行っていた。しかしながら、h4 氏は実際には H4 社所属の従業員ではなく、H14 社所属の従業員であり同社から給与が支払われている。また、h4 氏によると、2022 年 11 月から h4 氏の執行役員の報酬のうち、3 割は H14 社からの給与として個人口座へ、7 割は H14 社から自身が代表を務める H16 社(2022 年 4 月設立)へ業務委託報酬として振込むことを q2 氏に相談して了承されている。LINE データによると、社会保険料等の負担増を避けるために、H14 社の従業員として残留することを h1 氏に提案されたことが検出されており、h4 氏は当委員会のインタビューに対して「節税になると思った」などと、発言している。

LINE データから発見された「星組経営会議メンバー」による議事録によると、2022 年 5 月頃に H9-1 社から H14 社に対して利益の移動(資金移動)し、H14 社から H20 社にして利益の移動(資金移動)している可能性があるシートが存在し、(税負担を免れるために)H2 社、H10-1 社、H9-1 社、H11 社、H14 社、H20 社、H21 社、H6 社で、経費使用実態と異なる領収書を収集し、各社間に振り分けていたことを示す情報が検出されている(前記「第 1 章 第 15. (4) 領収書の振り分け」)。なお、VH 社グループとの直接的な取引は検出されていない。

14. H15 社

登記情報によると、H15 社は、2016 年 2 月に東京都中野区に設立され、代表取締役「星組経営会議メンバー」である q3 氏が就任している。その後 2016 年 4 月に東京都中央区(前記「3. H4 社」と同一住所)へ本店を移転し、同日「星組経営会議メンバー」である q2 氏に代表取締役を交代している。事業の目的は、経営コンサルティング業務、各種マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング業務など複数記載されている。なお、VH 社グループとの直接的な取引は検出されていない。

15. H16 社

登記情報によると、H16 社は、2022 年 4 月に東京都江戸川区に設立され、代表取締役に VH 社前執行役員 h4 氏が就任し、他の取締役と 2 人で立ち上げた会社である。また、事業の目的は、経営コンサルティング業務など複数記載されている。また、他の取締役は、VH 社から社員番号が付され、一部業務を受注している。

H16 社は、設立 1 期目であるため、残高試算表及び通帳データなどの会計情報等の提示を受け、当委員会からのインタビューにも応じている。

その結果、他の取締役の VH 社からの報酬は、H16 社の売上に計上されておらず(個人事業として受領していると推測)、他の会社から受注した業務に関連する売上が計上され、入金されている。また、前記「13. H14 社」に記載のとおり、2022 年 11 月から h4 氏の執行役員の報酬のうち、3 割は H14 社からの給与として個人口座へ、7 割は H14 社から自身が代表を務める H16 社(2022 年 4 月設立)へ業務委託報酬として振込むことを q2 氏に相談して了承されている。LINE データによると、社会保険料等の負担増を避けるために、H14 社の従業員として残留することを h1 氏に提案されたことが検出されおり、h4 氏は当委員会のインタビューに対して「節税になると思った」などと、発言している。なお、前記「第 3 章 第 1 業務受託者の存在」に記載のとおり、VH 社「執行役員規程」第 17 条により、執行役員は兼業が禁止されている。なお、VH 社グループとの直接的な取引は検出されていない。

16. H17 社

登記情報によると、H17 社は、2000 年 5 月に福岡県福岡市に設立され、代表取締役に q11 氏が就任している。その後 2001 年 6 月に q12 氏に代表取締役を交代し、2001 年 8 月、2004 年 4 月、2007 年 7 月、及び 2015 年 3 月と福岡県福岡市内にて複数回本店を移転している。事業の目的は、鉄、非鉄金属及びこれらの原料並びに鉱産物等の商品に関する貿易業など複数記載されている。

H17 社の役員は h1 氏の親族で占められている。なお、VH 社グループとの直接的な取引は検出されていない。

17. H18 社

登記情報によると、H18 社は、2021 年 12 月(後記「18. H19 社」と同一年月日)に東京都渋谷区(h1 氏自宅)に設立され、代表取締役に「星組経営会議メンバー」である VH 社前代表取締役 h1 氏が就任している。事業の目的は、眼鏡の輸出入、製造、卸売、販売、修理、コンタクトの輸出入、製造、卸売、販売など複数記載されている。

h1氏によると、後記「18. H19社」と同様にファンドとして設立した会社であるが、設立以来取引がないと説明があったため、預金通帳及び納税証明書の提示を求めたが、税務署に法人設立届を提出していないと回答を得た。次に、税務署に法人設立届を提出して欲しい旨を伝えたくて、再度預金通帳及び納税証明書の提示を求めたが、一切の協力が得られなかった。しかしながら、上記事業の目的をみると、利益相反取引を画策していたことが推測でき、また、h1氏が送信したLINEデータによると、「C1社との戦い用に、2社作った。全てがうまくいけば、そのどちらかを、分割したVH社の受皿にする予定」との記載があり、後記「18. H19社」と共に、後に活用しようと考えていたことが推測できる。なお、VH社グループとの直接的な取引は検出されていない。

18. H19社

登記情報によると、H19社は、2021年12月(前記「17. H18社」と同一年月日)に東京都三鷹市に設立され、代表取締役役に「星組経営会議メンバー」であるVH社前代表取締役h1氏が就任している。事業の目的は、ベンチャーキャピタル事業、企業経営及びM&Aに関するコンサルティング業務など複数記載されている。なお、2019年7月に同名後株の会社(H19社は前株)をVH社が吸収合併しているが、全くの別会社である。

h1氏によると、前記「17. H18社」と同様にファンドとして設立した会社であるが、設立以来取引がないと説明があったため、預金通帳及び納税証明書の提示を求めたが、税務署に法人設立届を提出していないと回答を得た。次に、税務署に法人設立届を提出して欲しい旨を伝えたくて、再度預金通帳及び納税証明書の提示を求めたが、一切の協力が得られなかった。

「星組経営会議メンバー」であるq1氏によると、同じく「星組経営会議メンバー」であるq2氏に同社の銀行口座の開設を頼まれ、実行したことを認めている(LINEデータによると2022年4月頃と推測)。なお、VH社グループとの直接的な取引は検出されていない。

19. H20社

登記情報によると、H20社は、前身の会社が1970年2月に東京都墨田区にて設立され、本店移転、社名変更、事業目的の変更を行い、2008年6月にh1氏が代表取締役に就任している(本店:東京都渋谷区)。その後2011年11月にq13氏に代表取締役を交代、2012年2月に東京都渋谷区内で本店移転、2012年3月にq10氏に代表取締役を交代、2012年4月に再びq13氏に代表取締役を交代、2012年10月に北海道へ本店を移転している。事業の目的は、2001年10月より各種マーケティング業務・調査、電話による事務連絡の取次ぎサービスなど複数記載されている。2012年2月から2012年10月までH9-1社と同一住所に本店が所在していた(拠点D)。

LINEデータから発見された「星組経営会議メンバー」による議事録によると、2022年5月頃にH14社からH20社に対して利益の移動(資金移動)している可能性があるシートが存在し、(税負担を免れるために)H2社、H10-1社、H9-1社、H11社、H14社、H20社、H21社、H6社で、経費使用実態と異なる領収書を収集し、各社間に振り分けていたことを示す情報が検出されている(前記「第1章第15.(4)領収書の振り分け」)。なお、VH社グループとの直接的な取引は検出されていない。

20. H21社

登記情報によると、H21社は、2013年4月に茨城県龍ケ崎市(前記「6. H6社」と同一住所)にて設立され、代

表取締役「星組経営会議メンバー」である VH 社前取締役 h2 氏が就任している。その後 2017 年 10 月に東京都杉並区(拠点 C)へ本店を移転し、2021 年 6 月に「星組経営会議メンバー」である q18 氏に代表取締役を交代している。また、事業の目的は、飲食店の経営及び運営、食品等のデリバリーサービスなど複数記載されている。

h2 氏によると、H21 社に対して H6 社が 3 年から 5 年前頃より、コンサルティング業務を提供していたことを認めており(h2 氏自身が行っていた)、H21 社は H6 社に対して毎月一定額の報酬を支払っている。なお、開示された H6 社の決算報告書は 2022 年 6 月期までであるが、少なくとも 2022 年 6 月までは当該主張と整合している。しかしながら、LINE データによると、コンサルティング業務は、拠点 C の採用活動や損益管理等と推測できるが、拠点 C は H11 社又は H9-1 社で経営されている可能性が高く、H21 社の資金は H11 社又は H9-1 社から支払われたのか否か判明できていない。ただし、LINE データから発見された「星組経営会議メンバー」による議事録によると、2022 年 5 月頃に H9-1 社から H21 社に対して利益の移動(資金移動)し、H21 社から H6 社にして利益の移動(資金移動)している可能性があるシートが存在し、(税負担を免れるために)H2 社、H10-1 社、H9-1 社、H11 社、H14 社、H20 社、H21 社、H6 社で、経費使用実態と異なる領収書を収集し、各社間に振り分けていたことを示す情報が検出されている(前記「第 1 章 第 15. (4) 領収書の振り分け」)。なお、拠点 C は 2009 年 7 月に開店し、拠点 C 新店舗は 2022 年 7 月に開店していることが判明している。

H21社										6か月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月
VHR社	107	673	154	-	-	-	-	-	-	-
合計	107	673	154	-	-	-	-	-	-	-

出典：総勘定元帳より、主に業務委託費、広告宣伝費、販売促進費、支払手数料を集計

VH 社グループとの H21 社の過去の取引は、上記のとおりである。経理担当者によると、会社での合宿やアクション会議の懇親会用に同社から飲料を購入していたとのことである(1 回当たり 100 千円～200 千円程度)。

21. H22 社

登記情報によると、H22 社は、2019 年 12 月に神奈川県川崎市(前記「12. H12 社」、「13. H14 社」と同一住所)にて設立され、代表取締役に「星組経営会議メンバー」である q2 氏が就任している。また、事業の目的は、経営コンサルティング業務、人材育成業務など複数記載されている。DF 調査により、りそな銀行新川崎支店に銀行口座を保有している(又は保有していた)ことが判明している。なお、VH 社グループとの直接的な取引は検出されていない。

22. H23 社

登記情報によると、H23 社は、2022 年 9 月に東京都新宿区にて設立され、代表取締役に「星組経営会議メンバー」である q5 氏の夫と推測される q6 氏が就任している。また、事業の目的は、ベンチャーキャピタル事業、企業経営及び M&A に関するコンサルティング業務など複数記載されている。

LINE データによると、H23 社の代表者は、当初「星組経営会議メンバー」である q18 氏が予定されていたが、h1 氏は q18 氏が 3 社目(他の 2 社は H7 社、H21 社と推測)の代表者を務めるのを避けるため、「星組経営会議メンバー」である q5 氏の夫と推測される q6 氏を就任にさせる提案をするやり取りが検出されている。また、H23 社設立後の 2022 年 10 月頃には、h1 氏の指示を受けて q2 氏が法人口座開設に向けて奔走し、VH 社前執行

役員である h3 氏が同社の Web サイトの作成やメールアドレスを取得しているやり取りも検出されている。なお、VH 社グループとの直接的な取引は検出されていない。

23. H13 社

登記情報によると、H13 社は、2013 年 8 月に東京都新宿区にて設立され、代表取締役役に「星組経営会議メンバー」である q3 氏が就任している。その後 2017 年 10 月に東京都中野区に本店を移転し、2019 年 6 月に q3 氏が H2 社を設立し代表取締役に就任したため、2019 年 7 月に「星組経営会議メンバー」である q5 氏に代表取締役役を交代し、同年 8 月に福岡県福岡市に本店を移転している。また、事業の目的は、経営コンサルティング業務、各種マーケティングに関するコンサルティング業務など複数記載されている。

スルー取引										6か月
単位:千円	2014/4期	2015/4期	2016/4期	2017/4期	2018/4期	2019/4期	2020/4期	2021/4期	2022/4期	2022/10月
H1社	19,654	77,790	164,985	238,010	352,648	469,958	464,492	345,367	341,211	169,716
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H13社	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引		
H8社				スルー取引	スルー取引	スルー取引	スルー取引			

出典：下段はH1社へのヒアリングにより集計 注：メールCC社の金額はVH社グループとの取引額

VH 社グループとの直接的な取引は検出されていないものの、本調査において 2013 年 9 月以降、VHR 社（旧 MS 社）のコンタクト定期便の管理全般業務、コールセンター業務の業務委託契約について、VHR 社と H13 社が直接の取引を行うと、利益相反取引の疑いをかけられる可能性があるため、「星組経営会議メンバー」である q1 氏は、H1 社を介した H13 社との取引スキームを H1 社に依頼していたことが判明している（スルー取引）。H1 社は q1 氏に H1 社の名刺利用及びメールアドレスを付与し、q1 氏は H1 社の従業員を装い、VHR 社と取引を開始している。なお、VHR 社の従業員は、q1 氏は H1 社の従業員であると思っており、取引は 2013 年 9 月から H2 社が設立される 2019 年 8 月までの間行われていた。すなわち、VHR 社から H1 社さらに H1 社から H13 社へ資金が流れていることが判明している。なお、H1 社は VHR 社への請求額の数%相当額のマージンを徴収しており、H1 社は H13 社の業務には関与していないと主張している。

24. H24 社

登記情報によると、H24 社は、2019 年 6 月に東京都立川市にて設立され、代表取締役役に「星組経営会議メンバー」である q1 氏が就任している。また、事業の目的は、コールセンターの運営、管理及びそれらの受託業務、業務のアウトソーシングの受託及びテレマーケティング事業など複数記載されている。なお、「1. H2 社」と同時期に会社を設立し、かつ、近似した会社名を付しているものの、2019 年 6 月に設立されていた同名前株の会社「1. H2 社」（H24 社は後株）とは、全くの別会社である。

q1 氏によると、設立以来取引がないと説明があったため、預金通帳及び納税証明書の提示を求めたが、一切の協力が得られなかった。なお、VH 社グループとの直接的な取引は検出されていない。

25. H25 社

登記情報によると、H25 社は、2006 年 12 月に東京都渋谷区にて設立され、代表取締役役に「星組経営会議メン

バー]であるVH社前代表取締役h1氏が就任している。その後2011年12月にq14氏に代表取締役を交代している。また、事業の目的は、企業経営を含む各種コンサルティング、ファンドの設立及びその運用など複数記載されている。なお、VH社グループとの直接的な取引は検出されていない。

第2 関連当事者取引の開示の状況

有価証券報告書によると、開示されている関連当事者取引の要約は、下記のとおりである。

関連当事者取引（要約）		6か月		取引の内容
単位:千円	2021/4期	2022/4期	2022/10月	
PTT社				
売上高	106,234	39,727	n/i	商品の販売
仕入高	897	-	n/i	商品の仕入
賃借料	10,167	-	n/i	賃借料及び経費の立替
業務委託料	9,559	900	n/i	業務委託料の支払
売上債権	210,061	-	n/i	
仕入債務	-	-	n/i	
未払金	330	-	n/i	
H6社				
業務委託料	40,721	14,157	n/i	業務委託料の支払
未払金	3,664	-	n/i	
EV社				
業務委託料	15,533	-	n/i	業務委託料の支払
未払金	1,215	-	n/i	

出典：有価証券報告書

VH社グループでは、関連当事者を把握するために、VH社グループの役員及び執行役員を対象に、VH社との取引の有無に関わらず、毎期「関連当事者取引の質問書」に回答を求め、その回答を受けて、関連当事者リストとして集計を行っている。その上で現状は取締役に関連するVH社グループとの取引のみの開示を行っているようである。

前記「第1章第15.(2) 調査に対する不適切な説明」に記載のとおり、h1氏は、本来、質問書の回答に含めるべきであった関連当事者を、網羅的に記載しておらず、虚偽の回答を行っていた。事前調査及び本調査で判明したものは、下記のとおりである。

- h1氏:H18社、H19社、H25社を含む計9社

h1氏の事前調査の回答においては、H18社、H19社の会社設立の時期について虚偽の回答が行われていたこと、加えて、h1氏の近親者が代表者となっているH25社については、事前調査での関連当事者確認書の正確性の確認時においても回答が行われていない(H25社以外にも関連当事者が存在する可能性がある)。なお、上記9社は、VH社グループとの直接取引はない。

VH社グループと取引のある「星組関係会社」であるH4社、H3社、H8社、及びH5社については、同社の株主をインタビュー等で確認を行い、関連当事者に該当しないことを確認しているが、H2社については、株主構成を把握できていないため、関連当事者に該当するかの判断ができず、関連当事者取引の開示の要否の確認ができていない。

第3 小括

当委員会は、調査対象となっている「星組経営会議メンバー」の一切の協力を得られなかったため、本件事案

について更なる調査及び検討を行うためには、裁判所、検察庁若しくは警察等の捜査機関、または金融庁若しくは公正取引委員会その他の行政機関による強制権限に基づく調査及び資料収集を待たざるを得ないことから、当委員会からVH社取締役会に対しては、上記強制権限を有する機関への各種働きかけを通じて本件事案のさらなる解明を図って頂きたい旨を改めて付言する。

第6章 発生原因と再発防止策の提言

内部統制は、共謀、又は経営者による無効化などによって機能しなくなることが知られ、本件事案の発生の主要因は、「星組経営会議メンバー」による共謀の可能性及びそれを前提とした h1 氏らによる内部統制の無効化によるものが大きいと考えられる。なお、後記「第7章 終わりに」に記載のとおり、VH 社グループにおいては、新代表取締役のリーダーシップに基づき(以下、「現執行部」)、既に経営改革等が開始されている。本報告書では、当該改革等の一助となるように、簡潔に再発防止策の提言等を行う。

第1 ガバナンス体制の再構築

過去、VH 社では、さまざまな議論がなされていたようであるが、h1 氏による管理部門の弱体化(法務部門の弱体化)に伴い、本来 VH 社取締役会へと上程すべき議題のチェックが行われていない。h1 氏も意図的であるか、意図的でないか不明であるが、本来 VH 社取締役会に対し、取締役会の決議を受けるべき事項、報告されるべき事項、その他報告が推奨される事項を、上程していないものが下記のとおり散見された。

- 一定金額以上の取引等
- 利益相反行為のおそれのある取引等
- 内部監査の状況(店舗監査、J-SOX を除く)
- 内部通報内容の共有
- コンプライアンス委員会・賞罰委員会等の開催状況 など

VHR 社等の子会社におけるガバナンス問題が親会社である VH 社の取締役会に伝達されないことも是正されるべきであり、現執行部においては、定款・法令・規程に規定されているものを、改めて整理し、起案部署等に理解させたくうえで、引き続き VH 社取締役会において有用な議論を行うことが期待される。また、VH 社グループでは、組織体制が複雑化し、多くの従業員が、複数部署の兼務を重ねている。よって、組織体制も併せて見直し、各人の責任の所在を明確化することも有用である。

第2 コンプライアンス意識の醸成

現執行部自ら「襟を正す」と共に、参加型教育研修などを通じ、社会的貢献、経営理念に通じる VH 社グループの役職員のコンプライアンス意識の醸成を図るべきである。旧執行部体制と決別することを示すために、下記の項目の見直しと合わせて、社内風土改革の一環として人事評価制度に組み込み、外部専門家の協力も仰ぎながら表面的取り組みに留まることのないよう、中長期的な視点での活動計画も含めて計画化すべきである。

- 経理理念、価値基準や行動規範(役員・従業員)の見直し及び社内外への周知
- リブランディングの実施
- 役職員及び取引先等への継続的な研修の実施とその測定(コンプライアンス研修、ハラスメント研修、インサイダー研修など)
- 人事評価制度の改訂(コンプライアンス項目の追記)

第3 不祥事の早期発見策など

本件事案を鑑みて、不祥事の早期発見策として、主に下記の事項の見直しを提言する。

▪ 全社リスク評価の定期実施及び内部監査の強化:

VH 社グループでは、小売業の特性上、主に店舗運営や店舗在庫に関するリスク対策は行っているものの、VH 社グループの全社的なリスク評価は実質的に行われていなかった。全社リスク評価は、一定期間内に組織の目標を達成するために起こり得る将来事象の影響度と可能性を、体系的かつ先進的に分析することであり、定期的実施することが期待される。

また、リスク評価の結果を内部監査に反映し、監査手続の効果、効率を踏まえた監査手続を実施する。帳票類のチェックでは発見困難なもの等、内部統制の限界への対応として、監査等委員と連携を強化し、過去の不祥事や通報内容等を参考に監査手続を考案する。

▪ 通報制度の見直し及び継続的なコンプライアンスアンケートの実施:

本調査では、アンケートの回答及び情報提供窓口への連絡を通じて、非常に多くの情報が寄せられた。今後、通報者の保護を徹底し、より通報しやすい環境を整えることが、不祥事の早期発見のために重要である。

▪ 管理部門の強化:

法務部門、経理部門、及び内部監査部門などの強化は急務である。

▪ 経費関連規程の見直し:

本調査では、役員及び執行役員による不適切な経費の費消(交際費・会議費・旅費交通費など)が散見されたことから、規程や承認フローを見直す必要がある。

▪ 取引基本契約の締結と管理:

類似事案の調査において、取引基本契約の締結がない(若しくは見当たらない)取引先が散見された。取引基本契約の締結を徹底するとともに、本件事案が再発した場合に備えて、当該契約に共謀禁止条項や監査権条項(Audit Rights)を織込む必要性を検討すべきである。

▪ 取引先又は取引先担当者のローテーション:

本件事案の発覚は、長年に亘り取引先と VH 社担当者が不適切な関係にあったことが原因の一つであると考えられる。取引先を定期的に見直す運用に変更すること、それが困難な場合には、取引先担当者をローテーションすることにより、取引先との不適切な関係が生じにくい環境を確保すべきである。

▪ 兼業・副業制度の見直し:

本件事案においては、特定の執行役員が VH 社の従業員ではなく、業務受託者であり、VH 社社外役員は当該事実を知らされていなかった。「執行役員規程」第 17 条第 2 項、及び「就業規則」第 13 条第 4 項第 6 号においては、従業員等の兼業・副業が禁止されている。当該制度の意義を再度議論し、見直しを図るべきである。

第7章 終わりに

VH 社では、2023 年 3 月 7 日以降、現執行部により、VH 社グループ役職員に対して当委員会への全面協力の指示と並行して、経営改革等が開始されている。

第1 賞罰委員会の開催

前記「第 3 章 第 5.4. 賞罰委員会」に記載のとおり、上程事項が生じて賞罰委員会は開催されていなかった。新代表取締役を委員長として、新たに賞罰委員会のメンバーが選任され、2023 年 3 月 30 日に従業員 4 名に対する賞罰委員会が開催された。なお、従業員 4 名には、弁明の機会が設けられた。

第2 通報者保護の徹底

前記「第 3 章 第 5.3. 内部通報制度」に記載のとおり、VH 社グループの内部通報制度は、通報ルートは確保されていたものの、仮に h1 氏らが関与する不正等を通報したいと考える者がいたとしても、全て h1 氏らへ連絡がなされるため、通報者の保護が徹底されておらず、従って内部通報制度が有効に機能していなかった。

2023 年 4 月 11 日付「VH グループ ヘルプライン及び公益通報窓口に関する連絡」によれば、内部通報窓口は社外監査等委員を含めるように改正されている。社外監査等委員が内部通報窓口に取り込まれたことにより、VH 社の従業員による経営者に関する通報も円滑かつ安全に行えることとなり、また、監査等委員会において内部通報を検証しそれを取締役会に直接に提出するというプロセスが用意されることとなった。

第3 内部監査室の設置

前記「第 3 章 第 5.7. 内部監査部門の軽視」に記載のとおり、VH 社グループでは内部監査業務を外部委託し、委託範囲も限定的であった。

2023 年 5 月 1 日に内部監査要員が入社し、同年 5 月 25 日に内部監査室長に就任している。内部監査室長は、内部監査業務の経験及び高い見識を積んでいると伺っている。これらの経験や知見を活かし、監査等委員及び会計監査人と密に連携し、内部監査機能の強化の役割を担うことが期待される。

第4 コンプライアンス委員会の開催

前記「第 3 章 第 5.1. コンプライアンス委員会の不開催」に記載のとおり、VH 社グループではコンプライアンス委員会は開催されていなかった。新代表取締役を委員長として、委員 16 名が参加し、2023 年 5 月 25 日にコンプライアンス委員会が実施された。なお、下記の事項を議題としている。

- 賞罰委員会の開催実績の報告(2023 年 4 月以降)
- 災害時の情報集約の方法についての報告及び審議
- ヘルプラインの運用実績についての報告(2023 年 4 月以降)
- 直近の問題事象についての報告及び審議
- 今後のコンプライアンス委員会の運営についての報告及び審議

第5 人事評価制度

前記「第3章 第5.2. アクション会議等による意思決定の掌握」に記載のとおり、VH社グループでは、人事評価制度が存在しているが、h1氏による人事制度への過度な介入による運用が、従業員等への不満の根源となっているようである。

これを踏まえ、VH社グループでは、下記のような評価制度の運用を、徹底することとしている。

(抜粋のうえ、要約)

- 正式な評価プロセスを踏まえたうえで、昇進・昇格を決める手順とする。
- 執行役員以上の役職員全員による評価会議を行い、そこで最終評価を固める。
- 評価のばらつきを是正するため、全評価対象者のカリブレーションを行い、必要に応じて評価者にヒアリングし、評価を是正する。
- 評価が終わった後に、1週間あけて(冷却期間を置いて)、執行役員以上の役職員全員による昇進・昇格会議を開催。独断ではなく、当該会議参加者の総意によって、昇進・昇格を決定する。
- 執行役員以上の役職員(グループ会社役員、取締役、代表取締役を含む)の評価については、報酬委員会で決定するプロセス・基準の明文化により独断を防ぐ(これまでは、執行役員・取締役、さらにはh1氏自身の評価も、h1氏が決めていたようである)。

第6 最後に

2023年3月より5月まで第三者委員会としての活動をさせて頂きましたが、VH社グループの役職員の方々をはじめ、大勢の方々に、お時間を頂戴し、インタビューに応じて頂き、また、様々な資料のご提出を頂くなど、多大な御協力を賜りまして誠に有難うございました。心より御礼を申し上げます。社員の方々にインタビューをさせて頂くとき、「当社がさらに発展していくためには、どうしたらよいと思いますか？」という質問を、最後に必ずさせて頂きました。いずれの社員の方々も、真剣な眼差しで、VH社グループの将来に向けた更なる発展のための方策を、溢れるほどの御自身の言葉で、熱く、本当に真摯に、語っていらっしゃいました。そのような社員の方々の姿勢に、感動しながら、メモを取らせて頂きました。また、地方の店舗の方々からも、第三者委員会あてに、お電話を頂くこともあり、社員の皆様の真剣な姿勢に心を動かされました。社員の皆様には、VH社グループのさらなる発展と未来を信じて、店舗を訪れるお客様のために、毎日のお仕事に取り組んで頂きたいと心より申し上げます。

(委員長 六川浩明)

以上

別紙1 連結の範囲

企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(最終改正2013年9月13日、企業会計基準委員会)

以下、抜粋

5. 「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)を指す。
6. 「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。
7. 「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、次の企業をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでない。
 - (1) 他の企業(更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業
 - (2) 他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業
 - ① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること
 - ② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
 - ③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
 - ④ 他の企業の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているもの)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
 - ⑤ その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
 - (3) 自己の計算において所有している議決権(当該議決権を所有していない場合を含む。)と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業

別紙2 関連当事者

企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」(2006年10月17日、企業会計基準委員会)

以下、抜粋

5. 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「関連当事者との取引」とは、会社と関連当事者との取引をいい、対価の有無にかかわらず、資源若しくは債務の移転、又は役務の提供をいう。また、関連当事者が第三者のために会社との間で行う取引や、会社と第三者との間の取引で関連当事者が当該取引に関して会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。
- (2) 会社と関連当事者との取引における「会社」とは、連結財務諸表上は連結会社(連結財務諸表作成会社及び連結子会社をいう。以下同じ。)をいい、個別財務諸表上は財務諸表作成会社をいう。
- (3) 「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいい、次に掲げる者をいう。
 - ① 親会社
 - ② 子会社
 - ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
 - ④ 財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社(以下「その他の関係会社」という。)並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
 - ⑤ 関連会社及び当該関連会社の子会社
 - ⑥ 財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
 - ⑦ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者
 - ⑧ 親会社の役員及びその近親者
 - ⑨ 重要な子会社の役員及びその近親者
 - ⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
 - ⑪ 従業員のための企業年金(企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。)なお、連結財務諸表上は、連結子会社を除く。また、個別財務諸表上は、重要な子会社の役員及びその近親者並びにこれらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社を除く。